

次世代育成支援行動計画とは【p.1-3】

- 「次世代育成支援対策推進法」(H15年7月成立)に基づく市町村・都道府県の行動計画
- 行動計画は5年を1期として策定 前期計画 H17~21年度 後期計画 H22~26年度
- 「生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの概ね30歳未満までの子ども・青少年とその家庭」が対象（施策の内容によっては必要に応じて年齢に幅を持たせるなど柔軟に対応）

行動計画の目指すもの【第1章 p.4-6】

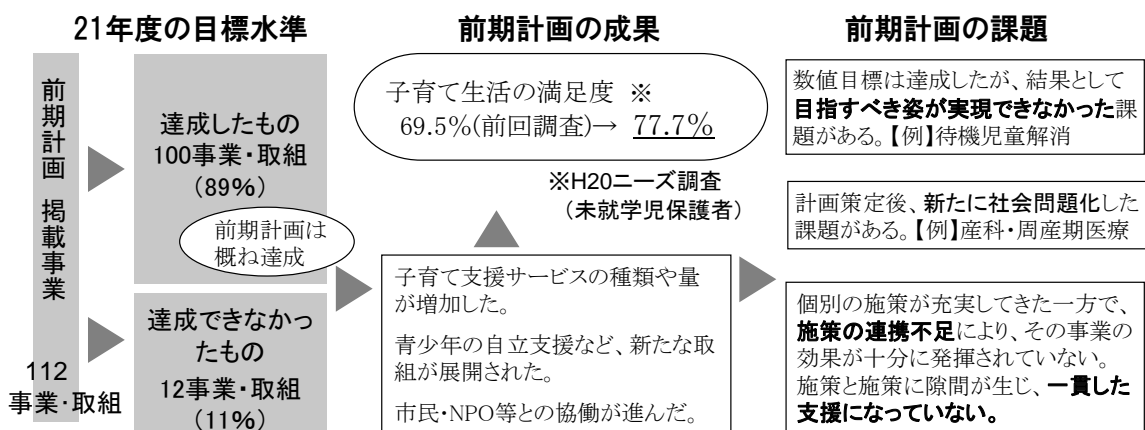
理念 未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

- 基本的視点
- ① すべての子ども・青少年への支援
 - ② 家庭の子育て力を高める支援
 - ③ 成長段階にあわせた一貫した支援
 - ④ 子ども・青少年の自立に向けた支援
 - ⑤ 社会全体による支援



横浜市の次世代育成環境【第2章 p.7-14】

【前期計画の総括】



【後期計画で求められる対応】

- 1 前期計画の総括に基づいた課題への対応
(喫緊の課題への迅速な対応、支援ネットワークの構築や活性化)
- 2 子ども・青少年とその家庭において顕在化している課題への対応
(育児不安への対応、障害児とその家族への支援、養育環境の整備、青少年の自立支援等)
- 3 社会に共通の課題である、人と人とのつながりの再構築への対応
(地域に人とのつながりを確保できる場・機会の提供、子育て家庭や子どもにやさしいまちづくり)

計画の推進【第4章 p.73-75】

推進体制と評価

- 協議会における審議・評価と計画推進
- 計画の実施状況と評価を毎年度公表
- 基本施策ごとに「達成目標」「評価指標」
- 事業の継続・拡充は予算編成の中で検討

市民・事業者等との協働と行政の役割

- 行政が主体的に推進すべき分野(保育所整備、児童虐待防止、障害児・ひとり親家庭支援など)
- 多様なニーズに応えるために協働・連携が欠かせない分野(地域の子育て支援、青少年育成)

今後の方向性

- 計画期間内に後期計画終了後の対応について検討
- 社会・経済情勢や国の動向を見据え、計画の位置づけや新しい行動計画のあり方について検討

行動計画の施策体系【第3章 p.15-72】

基本目標

- ① 子ども・青少年を育む多様な『成長空間』を創る
- ② 成長空間を支える『地域力』を高める
- ③ 市民の参画を促す『共生社会』を実現する

主な事業目標(H26年度目標)

- 週3回以上開設する地域子育て支援の場 **150か所(54か所増)**※概ね中学校区に1か所
- 保育所整備・既存資源活用による待機児童解消に向けた受入枠の増 **約8,000人増**
- 19時までの放課後の居場所 **ニーズの高い小学校区すべて(309か所)**
- 強化型児童家庭支援センター(仮称) **9か所**
- 市内所管重症心身障害児施設の定員 **約150人増**

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援【p.19-33】

基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

- ①支援を必要とする家庭の早期把握と対応
・健診等での状況把握 ・家庭訪問や産前産後のヘルパー派遣 など
- ②妊娠から産後の切れ目ない情報提供の推進
・母親教室(両親教室) ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 など
- ③産科・周産期医療、小児医療の充実
・産科・周産期病床拡充 ・小児救急医療体制充実 など

基本施策2 地域における子育て支援の充実

- ①家庭の子育て力を高める場や機会の充実
・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 など
- ②ネットワークの活性化と地域人材の育成

基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

- ①待機児童の解消
・保育所整備 ・空き定員枠の活用(送迎保育ステーション等)
・横浜保育室 ・家庭保育福祉員等 ・幼稚園預かり保育 など
- ②多様な保育ニーズへの対応
・一時保育(一時預かり) ・病児保育 ・休日保育 など
- ③保育の質の向上
- ④未就学期の教育の充実
・幼稚園就園奨励補助金 など



施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援【p.34-44】

基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

- ①身近な居場所・多様な体験機会の充実
・放課後児童育成 ・青少年地域活動拠点 ・キャリア教育 など
- ②思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境づくり
- ③子ども・青少年の育ちを社会全体で支える仕組みづくり

基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

- ①相談・支援・情報提供体制の強化と社会参加・就労体験プログラムの充実
・青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの機能強化 ・社会参加・就労体験プログラム など
- ②次のステップアップにつながるための就労の場づくり
- ③学齢期・青年期からの早期支援に向けた取組
- ④困難を抱える若者を社会全体で応援する仕組みづくり
・横浜市子ども・若者支援地域協議会 など



施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援【p.45-62】

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- ①児童虐待防止体制の充実
・地域の支援ネットワーク充実 ・児童相談所等の相談・支援 など
- ②在宅支援の充実
・「強化型児童家庭支援センター(仮称)」の設置 など
- ③施設・里親等による養育支援の充実
・児童養護施設の新規整備 ・里親・ファミリーホーム制度等 など
- ④自立支援の充実

基本施策7 障害児への支援

- ①障害児施設の機能強化・拡充等
・地域療育センター拡充 ・重症心身障害児施設整備
・発達障害児に対する支援の拡充 など
- ②乳幼児時期からの支援の充実
- ③学齢期の支援の充実
- ④地域での生活に向けた支援の充実

基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

- ①子育てや生活の支援の充実
- ②就業の支援の充実
・就労相談、情報提供・職業紹介 ・教育訓練給付金等の支給 など
- ③相談機能等の充実



施策分野4 子どもを大切にすまちなちづくりの推進【p.63-72】

基本施策9 安心・安全のまちづくり

- ①子育てにやさしい住環境等の確保・推進
・だれにもやさしい福祉のまちづくり ・地域子育て応援マンション
・子育て家庭応援事業「ハマハグ」 など
- ②子どもの事故等を防ぐ取組の推進
・子どもの不慮の事故予防 ・交通安全教育 など



基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちなちづくりの醸成

- ①男女ともに働きやすく子育てしやすい職場環境づくり
・企業向け普及・啓発 ・事業所内保育施設の設置推進 など
- ②働き方の見直しに向けたワーク・ライフ・バランスの推進
・父親の家事・育児の推進 ・市民向け普及・啓発 など
- ③子どもを大切にすまちなちづくりの醸成

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画

(計画期間:平成 22 年度～26 年度)

原 案

横 浜 市

平成 22 年●月

横浜市次世代育成支援行動計画

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」

の策定にあたって



「かがやけ横浜こども青少年プラン」は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画です。社会全体で次世代育成に取り組み、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至る、おおむね30歳未満の子ども・青少年とその家庭を対象に、ライフステージを一貫した施策の展開を図ることを目的としています。

本市では同プランの前期計画を17年度から推進してきましたが、このたび22年度から5か年間の後期計画を策定しました。

後期計画の特徴は3つあります。

1つめは、「前期計画の総括に基づいた課題への対応」です。前期計画で目指すべき姿を達成できなかった「保育所待機児童の解消」と、新たに社会問題化した「産科・周産期医療、小児医療の充実」をテーマに緊急プロジェクトを立ち上げ、その検討結果を盛り込みました。同時に、既存の施策間の連携強化を重点的に打ち出し、地域の子育て支援や児童虐待防止の取組などにおいて、関係機関のネットワークの構築・活性化により、切れ目のない支援を実現していきます。

2つめは「市民の暮らしの充実に向けた取組の強化」です。子育て不安を抱える家庭への支援や、障害児とその家族への支援、家庭で適切な養育を受けられない子どもへの養育環境の整備、自立への過程で困難を抱えた子ども・青少年への支援など、市民生活に直結する課題について、迅速かつ的確に対応していきます。

3つめは、「ぬくもりある社会の実現」です。社会に共通する課題である「人と人とのつながりの希薄化」に対する取組を強化しながら、子どもや子育て家庭が気軽に利用でき、相談や交流ができる居場所づくりなどを通して、地域に人と人とのつながりを再構築していきます。

策定にあたっては、各分野の専門家や市民公募委員の方々から構成される「次世代育成支援行動計画推進協議会」で御議論いただくとともに、アンケート調査やシンポジウム、パブリックコメントなどを通じて、市民の皆様から広く御意見をいただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

子どもたちは未来に向けた明るい希望です。私たちは皆、子ども時代を経て、大人になります。次世代育成支援は、行政だけで行えるものではありません。横浜の強みは、多様で豊富な人材と活発な市民活動、多彩な企業活動の蓄積があることです。市民の皆様、事業者や企業の皆様、夢と希望にあふれる「安心して子どもを産み育てられるまち・横浜」の実現に向けて、共に取り組んでいきましょう。

平成22年●月

横浜市長 林 文子

目 次

次世代育成支援行動計画とは	1
1 次世代育成支援行動計画とは	
2 本市の次世代育成支援行動計画	
3 後期計画の計画期間	
4 後期計画の対象	
5 本市が策定した他の計画との関係	
第1章 行動計画の目指すもの	4
1 理念	
2 基本的な視点	
第2章 横浜市の次世代育成環境	7
1 前期計画の総括と後期計画の方向性	
2 子ども・青少年やその家庭をめぐる状況	
3 新しい社会動向への対応	
第3章 行動計画の施策体系	15
1 基本目標	
2 4つの施策分野と10の基本施策	
施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援	19
基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実	
基本施策2 地域における子育て支援の充実	
基本施策3 未就学期の保育と教育の充実	
施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援	34
基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進	
基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実	
施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援	45
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	
基本施策7 障害児への支援	
基本施策8 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応	
施策分野4 子どもを大切にするまちづくりの推進	63
基本施策9 安心・安全のまちづくり	
基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成	
第4章 計画の推進	73
1 計画の推進体制と評価	
2 市民・事業者等との協働と行政の役割	
3 今後の方向性	
参考資料	76
1 横浜市の人口動向	
2 次世代育成支援行動計画（後期計画）に係るニーズ調査	
3 これまでの次世代育成施策	
4 後期計画策定の経過	

次世代育成支援行動計画とは

1 次世代育成支援行動計画とは

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画です。この法律は、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、地方公共団体及び事業主に対し、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組について行動計画として策定することを義務付けています。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法ですが、行動計画は 5 年を 1 期として策定するため、平成 17 年度から 21 年度までを前期計画、22 年度から 26 年度までを後期計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法の概要

■ 成立年月日・施行期日等

平成 15 年 7 月 9 日可決・成立。平成 15 年 7 月 16 日公布。

公布の日から施行、ただし「地方公共団体の行動計画」の策定は平成 17 年 4 月 1 日から施行

■ 概要

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

2 本市の次世代育成支援行動計画

横浜市では、子育て環境の整備を進めるための計画として、平成 17 年 4 月に横浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜こどもプラン」（平成 17 年度～21 年度）を策定しました。さらに平成 18 年 4 月、こども青少年局が発足したことに伴い、局設置の目的である「生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開」、「福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組」を推進するため、平成 20 年 4 月に「横浜市青少年プラン」（平成 16 年 7 月策定）と統合し、次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜こども青少年プラン」として、これを推進してきました。

平成 21 年には、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 22 年度～26 年度を計画期間とする「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成 22 年●月に公表しました。

3 後期計画の計画期間

平成 22 年度から 26 年度の 5 か年間

4 後期計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 30 歳未満までの子ども・青少年とその家庭

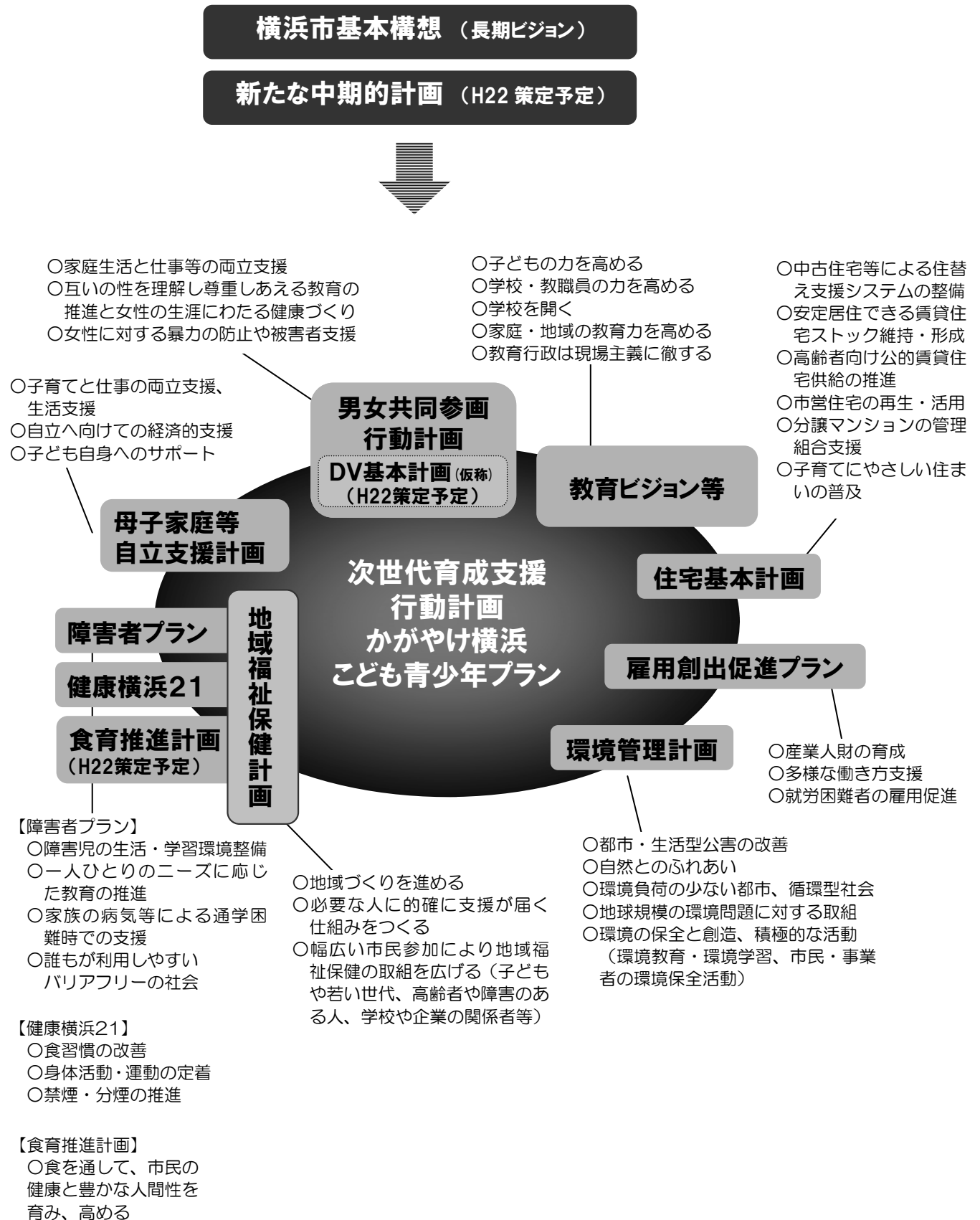
施策の内容によっては、必要に応じて、この年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行う。

5 本市が策定した他の計画との関係

取組の趣旨や対象などが重なる本市の他の計画については、基本的には各計画を尊重することとし、これらと連携と整合を図りつつ、独自の領域を中心に計画を策定しました。また、今後策定される予定の各計画についても、可能なかぎり整合を図りました。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、また、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟性をもって計画を進めていきます。

各計画との関連イメージ



第1章 行動計画の目指すもの

1 理念

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

未来を創る子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。

子ども・青少年は、やがて大人として成長し、その次の世代を育む側へと移っていきます。次世代育成とは、次代の親となる世代を育み、それによりさらに次の世代の子ども・青少年を育てていくという、社会全体の未来への責任ある取組です。子どもを取り巻くすべての市民が連携して、未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざします。

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくためには、周囲から温かく受け入れられ、安心して毎日を過ごすことのできる「保護」の機能と、社会に参加し自主性や社会性を育てていくことのできる「自立支援」の機能が、成長段階に応じて適切に得られる環境を整備していくことが重要となります。子ども・青少年の自立を支えるため、子ども・青少年一人ひとりが、地域の中で見守られながら、安心して毎日を暮らすことができるとともに、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ね、自立に向けて生きる力を育てていくことができるまちづくりを進めます。

また、子ども・青少年が安心して毎日を過ごすためには、子育ての基本となる家庭が安心して生み育てられる環境の整備が重要となります。すべての子育て家庭が、子どもの成長や家庭の状況にあわせて必要な支援を受けることができ、子育ての喜びを実感しながら、ゆとりを持って楽しく子育てができるまち、また、子どもを持ちたいと思う人が、子どもを産み育てることに希望を持てるまちづくりを進めます。



2 基本的な視点

計画の推進にあたり留意すべき基本的な視点として、次の5点を位置づけます。

1 すべての子ども・青少年への支援

子ども・青少年一人ひとりの置かれた状況を見ると、本人や保護者に障害のある家庭や、ひとり親家庭、適切な養育が受けられない家庭など、それぞれの状況は様々です。子どもの権利条約(※)にもあるように、子どもの生きる権利・育つ権利を保障する意味で、子どもの視点に立った支援を展開する必要があります。

こうした個別の状況に応じたきめ細かな支援が求められるとともに、それを特別な個人の問題としてとらえて他の子ども・青少年と区別して支援するのではなく、それぞれの状況や課題を地域社会で広く理解し、受け入れ、すべての子ども・青少年を同じように地域の中で支えていくことが重要です。

子ども・青少年が、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、すべての子ども・青少年が共通に享受すべき支援との両方を得られる環境を整えていくため、「すべての子ども・青少年」を対象とすることを基本に計画を推進します。

2 家庭の子育て力を高める支援

子ども・青少年の健やかな成長にとって、家庭が大きな役割を担っていることは誰もが認めるところですが、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い親族や地域からの支えが少なくなるなど、子育てにおける家庭の負担が大きくなっており、不安や孤立感を抱える家庭も少なくありません。特に、子ども・青少年や保護者に障害のある家庭やひとり親家庭などについては、個別の状況に応じたきめ細かな支援が求められているほか、児童虐待や配偶者からの暴力(DV)等により子ども・青少年に適切な養育環境を整えられない家庭に対しては、適切な養育環境を提供し親子がともに地域で継続して生活ができるよう、家庭の全体像を踏まえた支援を進めることも重要です。

各家庭が子育てに十分に力を発揮できるよう、個別の状況にかかわらず、「すべての家庭」を対象に積極的な支援を行うことを基本に計画を推進します。

(※)「児童の権利に関する条約」。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准している。



3 成長段階に合わせた一貫した支援

子ども・青少年が、成長段階に合わせた切れ目ない支援を受けられるよう、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの長期的な視点に立った、ライフステージを一貫した施策を展開することを基本に計画を推進します。

特に、乳幼児期については、子どもが基本的な生活習慣や社会性を養ううえでも、子育て家庭が子どもを生き育てることに積極的な価値を見出すうえでも、重要な時期だといえます。子どもたちが、健やかな成長の基礎となる身近な人への信頼感や自己肯定感を持つとともに、規則正しい生活習慣を身につけていけるよう、子どもの成長の出発点となるこの時期を重点的に支えていきます。

さらに、支援にあたっては、福祉・保健・医療・教育などの分野だけでなく、労働・まちづくり、住宅施策など、生活全般にわたる分野で施策を展開していきます。

4 子ども・青少年の自立に向けた支援

子ども・青少年は、やがて大人として成長し、次代の親世代となっていきます。

子ども・青少年が、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ねることを通じて、自らの意志で物事の決定や行動ができ、その結果に対して責任を負えるとともに、他者への配慮やコミュニケーション能力などの社会性を身につけていけるよう、自立に向けた支援を行っていくことを基本に計画を推進します。

特に、思春期を迎えた青少年は、体と心の発達の中で、様々な悩みにぶつかることから、他者との関わりの中で思春期の悩みを乗り越えることのできる環境を整えていきます。

また、育ちの過程で困難にぶつかり、ひきこもりや無業状態などの状況にある若者についても、それぞれの社会・経済的な状況を考慮しながら、就労を視野に入れた適切な支援を行うなど、自立に向けた新たなスタートを応援する環境を整えていきます。

5 社会全体による支援

子ども・青少年の健やかな成長を支えることは、社会全体の未来への責任です。

行政はもとより、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業など、社会全体の様々な担い手が、次世代育成を自らの課題として捉え、それぞれの役割を担いながら次世代育成に積極的に関わっていくことを基本に計画を推進します。

特に、子ども・青少年が日々を過ごしながらか成長していく地域は、子ども・青少年の自立に欠かせない、多様な他者とのふれあいの場として重要な役割を担っていることから、地域の大人一人ひとりが、地域の子ども・青少年に関心を持ち、見守り、積極的に関わる環境を整えていきます。

また、子ども・青少年が多くの時間を過ごす学校は、学習の場であるとともに、活動の幅が広がっていく学齢期に社会性を育む場としても重要な役割を担っており、地域全体が学校により積極的に関わっていく環境を整えていきます。

第2章 横浜市の次世代育成環境

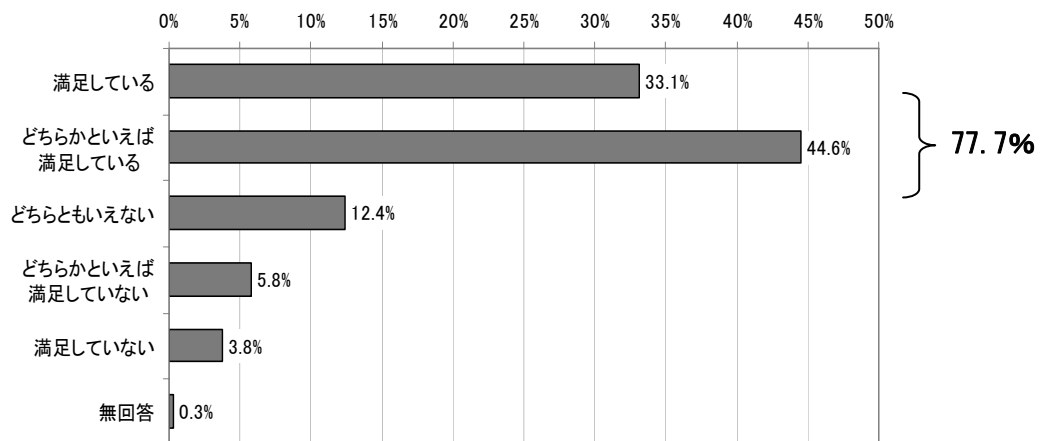
1 前期計画の総括と後期計画の方向性

前期計画はおおむね目標を達成

次世代育成支援行動計画の前期計画（計画期間：平成17年度～21年度）については、計画に掲載された112の事業・取組のうち、100の事業・取組（全体の89%）について、計画期間内の目標達成が見込まれています。5か年にわたる計画の推進により、子育て支援サービスの種類や量が増加し、青少年・若者の自立支援など新たな取組が展開されてきました。また、市民・NPO等の活動が活発化し、行政との協働も進むなど、地域における子育て支援や子ども・青少年活動の担い手も、着実に増えてきました。

このような取組の成果として、子育て中の市民（未就学児保護者）の「子育て生活の満足度」も、前回のニーズ調査で69.5%（15年度）だったのが77.7%（20年度）まで上昇しています。

◇子育て生活の満足度（未就学児保護者）



<出典> 横浜市子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)(平成20年度/横浜市こども青少年局)

一方、前期計画において目標水準が達成できなかったものが12事業・取組あります。主な未達成の理由は、厳しい財政状況や、事業の実施にあたって関係機関との調整や実施場所の選定に時間を要したことなどが挙げられます。これらについては、後期計画（計画期間：平成22年度～26年度）の中で、引き続き早期実現に向けて取組を進めていきます。

【目標水準を達成できなかったもの】8事業

①地域子育て支援拠点の設置

[目標] 18か所 [16年度末] 0か所→ [21年度末] 15か所 ※23年5月に達成見込み

②保育所・幼稚園の子育て相談の充実

[目標] 36か所 [16年度末] 18か所→ [21年度末] 32か所

③保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充

保育所:[目標] 119か所 [16年度末] 121か所→ [21年度末] 108か所

幼稚園:[目標] 35か所 [16年度末] 12か所→ [21年度末] 25か所

④休日保育の実施

[目標] 15か所 [16年度末] 1か所→ [21年度末] 10か所

⑤病児・病後児保育

[目標] 病児保育14か所 [16年度末] 1か所→ [21年度末] 11か所

⑥プレイパークの推進

[目標] 15か所 [21年度末] 13か所

⑦青少年の地域活動拠点づくりの促進

[目標] 12か所 [21年度末] 7か所

⑧思春期啓発（講座・シンポジウムの開催）

[目標] 参加者数2,000人 [21年度末] 780人

【計画途中で事業内容を転換したもの】 4事業

①ピアカウンセリングの実施の検討

子どもたち自身の力を活かした取組として、思春期の子どもが同年代の子どもの相談に対応できるよう、当事者同士で相談やアドバイス等を行う仕組みづくりを検討したが、まずはその準備段階として、思春期問題シンポジウムの対象を大人に限定をせず、思春期の子どもたちにも広く募集を呼びかけることとした。

②家庭の日の普及啓発

全国の様々な都市で、家族団らんを推進する日として毎月第3日曜日を「家庭の日」に制定している。本市においても同様の取組を実施することを掲げたが、むしろ、幅広く企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスを推進することで、家庭の日に限らず家族団らんを確保できるよう取り組むこととした。

③プレネイタル・ビジット（出産前小児科保健指導）の検討

出産前にかかりつけ医を見つけることができるような仕組みづくりを検討したが、小児科医による出産前の保健指導は他都市でも普及しておらず、医療機関乳幼児健康診査や予防接種等の機会を通じて産後早期からかかりつけ医を見つけることが可能であるため、事業の必要性を再検討することとした。

④医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立

不適切養育の早期把握と適切な支援に向けて、産科や小児科の医療機関で支援が必要だと判断した場合に、区役所(福祉保健センター)へ情報提供を受ける仕組みづくりを目指したが、医療機関との連携等の体制が十分整わず、また、区役所による訪問系事業など、他の事業を活用して進めていくこととした。

喫緊の課題への対応と施策の連携強化が必要

一方、待機児童問題のように、前期計画において保育所の整備数などの数値目標は達成したものの、それ以上にニーズが増え、結果として目指すべき姿が実現できなかった課題や、産科・周産期医療のように、産科医の不足や出産前後に母子の容体が急変した際の救急搬送体制への不安など、前期計画策定後に新たに社会問題化してきた課題があります。このような喫緊の課題に対しては、特に重点を置いて、迅速に対応をする必要があることから、前期計画の最終年度である平成21年度に関係職員による緊急プロジェクトで検討を行い、その結果を後期計画に反映させながら推進していきます。

また、産前と産後の支援や、地域における子育て支援活動、青少年・若者の自立支援の取組など、個別の施策・事業は充実が図られてきたものの、施策間ないし関係機関の連携が不十分なために、一貫し

た支援が実現されておらず、事業・取組の効果が十分に発揮されていないことも課題になっています。こうした課題について、後期計画では、既存の事業・取組のさらなる拡充とともに、きめ細かで切れ目のない支援に向けた、支援ネットワークの構築・活性化を推進していきます。

2 子ども・青少年やその家庭をめぐる状況

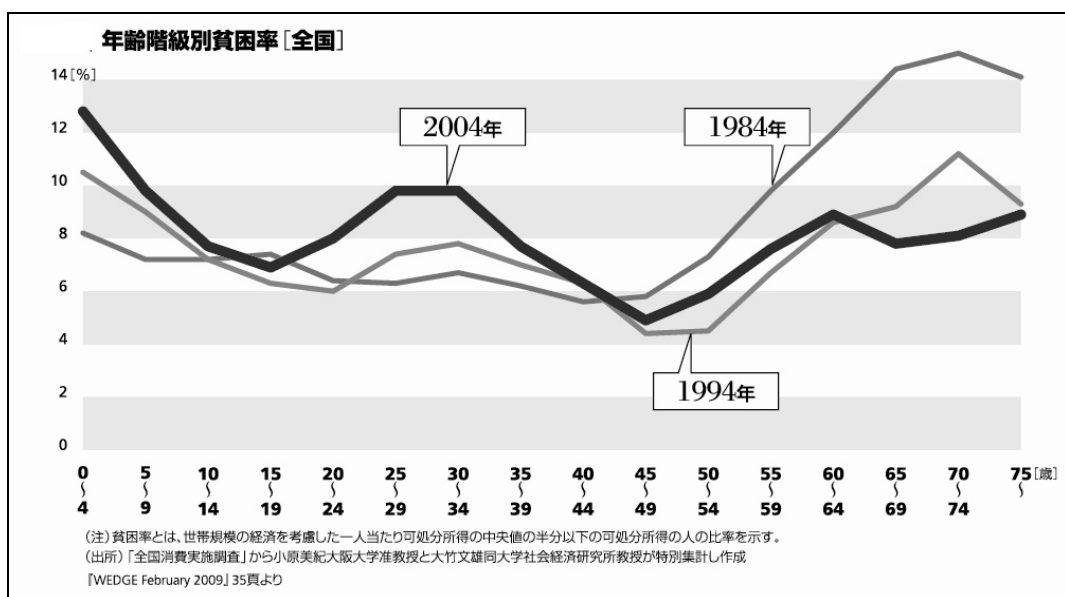
厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

次世代育成支援とは、次代の親となる世代を育み、それによりさらに次の世代の子ども・青少年を育てていくという、未来への責任ある取組です。しかしながら、本来、地域に見守られて健やかに成長し、自立していくべき子ども・青少年が、その成長の過程で、いじめ・暴力・不登校、中退、ひきこもり、自傷行為や自殺企図、若者の無業状態など、深刻な状況にあることも少なくありません。

実際、横浜市立小中学校における不登校児童生徒数は小学生が943人、中学生が2,847人で、中学生は「27人に1人」に上ります（平成20年度）。小中学校における暴力行為の年間発生件数は、小学校559件、中学校2,826件で（平成20年度）、近年増加傾向にあります。子ども・青少年の自殺も深刻な状況が続いており、最近10年間の自殺者数は532人に上りました（平成10～19年、10～24歳）。また、市内の若年無業者は5.3万人（平成17年国勢調査、15～34歳）の規模になっています。

さらに近年、子育ての不安感・負担感の高まりや、育児放棄（ネグレクト）を含む児童虐待の増加など、家庭養育に関わる課題も顕在化しています。本市児童相談所の児童虐待対応件数は2,156件（平成20年度末）で5年前の2倍弱に上り、近年の新規把握件数は年間600～700件で推移しています。児童虐待を含めた児童相談所養護相談も、平成15年度の2,856件に対して、平成20年度は3,953件となり、増加傾向が続いています。

そうした困難な状態の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども自身や親の障害や疾病、社会的孤立、特に昨今は長引く不況や雇用環境の悪化に伴う不安定就労や失業など様々な状況があり、それ



※「横浜市民生活白書 2009」より

その要素が互いに複雑に絡み合っています。また、親の課題が子どもの問題の一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境の“格差”にもつながっています。

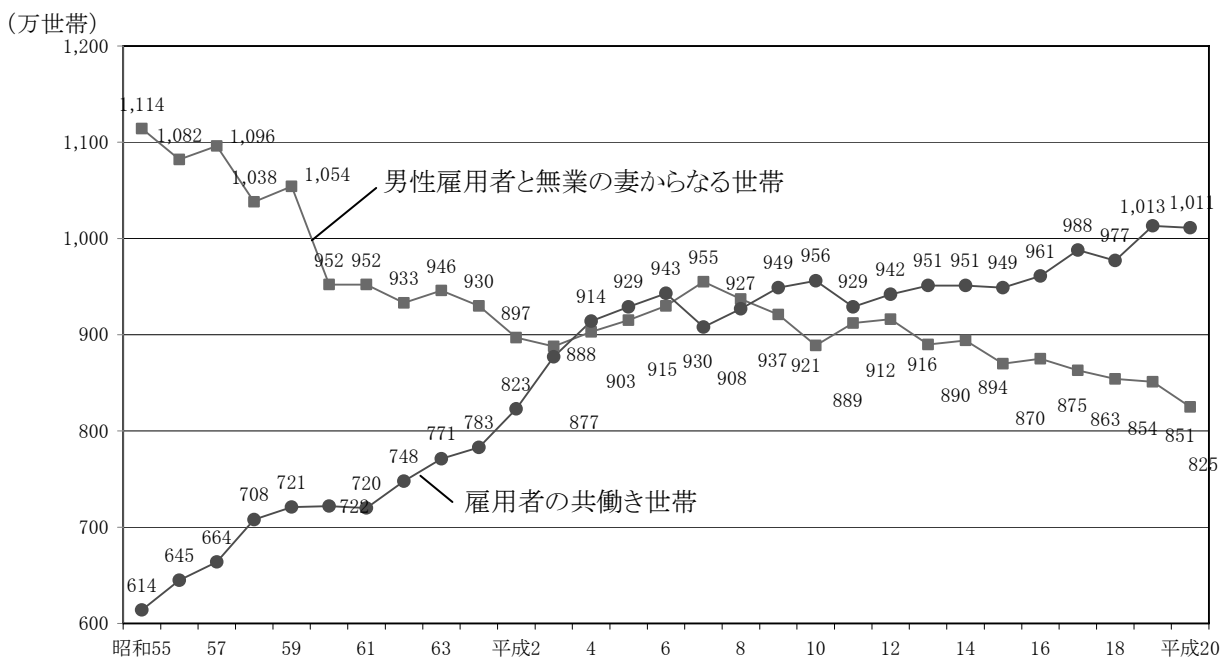
個々の課題や子ども・青少年の貧困率の上昇を見ても、生活不安のリスクは、老後や健康不安など人生後半に想定されるものに加えて、今日では子どもの育ちや教育・進学、就職など、人生の前半に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

家庭・地域・社会の状況の変化

子ども・青少年に関する問題が顕在化してきた過程は、まさに人と人との関係をめぐって「家庭」「地域」「社会」の状況が大きく変化してきた時代の反映でもあります。

まず、家族のあり方の変化が挙げられます。たとえば、世帯あたりの子どもの数や三世帯同居の減少、ひとり親家庭の増加により家族の規模が小さくなったことや、共働き世帯が増加したこと、さらには塾や習いごとにより子どもが忙しくなったこと等により、家族の団らんの場や家族のコミュニケーション量が減るなど、家族のあり方に大きな変化が生じています。

◇共働き世帯数の推移



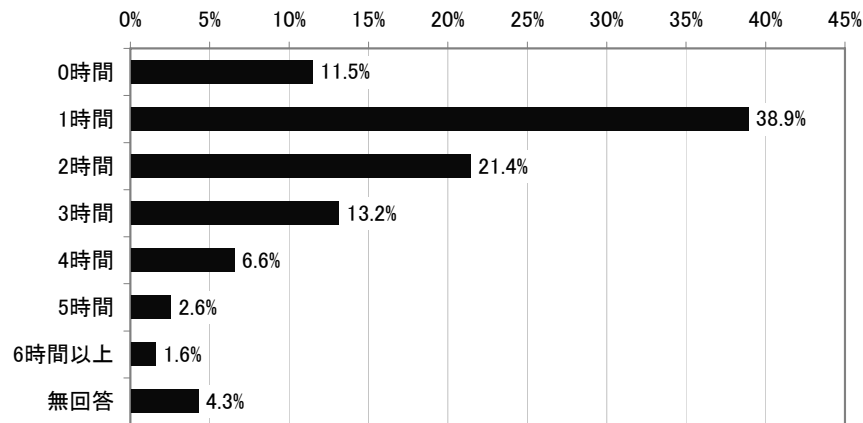
※雇業者:会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

<出典> 平成21年 男女共同参画白書 (総務省「労働力調査」)

また、1980年代以降、子育て世代の男性の長時間労働傾向が続いており、父親の育児・家事への関わりを難しくしています。本市調査でも、平日に子どもと過ごす時間が「0～1時間」という父親が過半数を占めています。

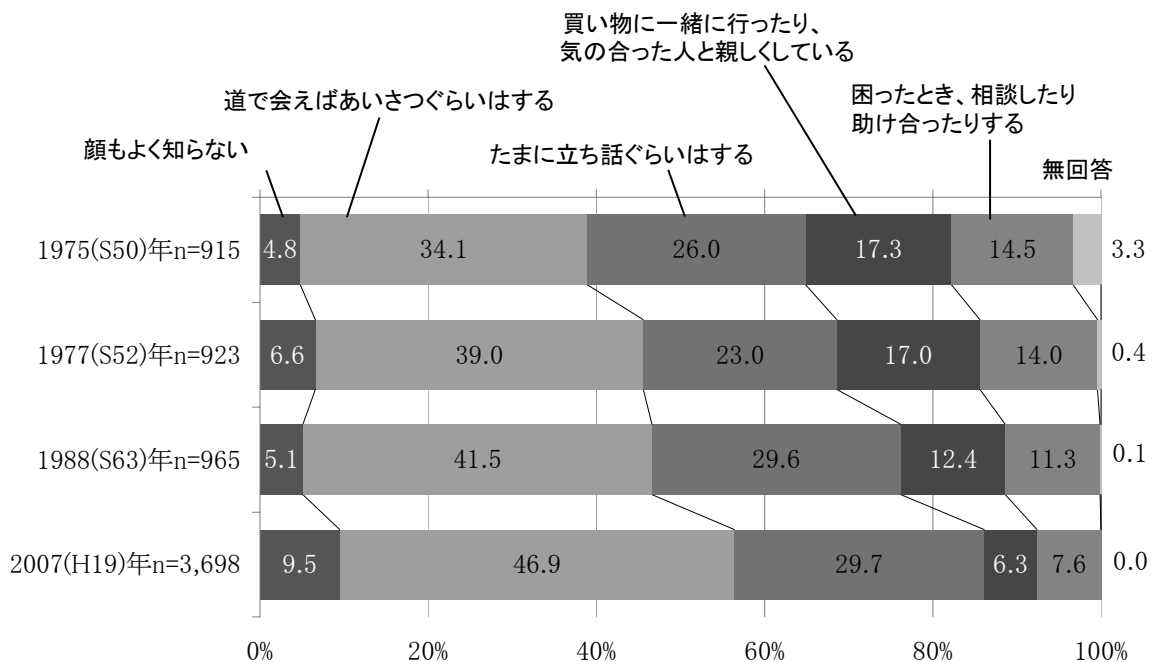
家庭のあり方の変化は、地域の状況にも大きな影響を与えてきました。たとえば、職住分離が進み地域で過ごす時間の短い人が増えたり、単身世帯やサラリーマン層を中心に近所付き合いが少なくなってきたりなど、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

◇平日、父親が子どもと過ごす時間（未就学児保護者）



<出典> 横浜市子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)(平成20年度/横浜市こども青少年局)

◇隣近所とのつきあい方



<出典>横浜市民意識調査(横浜市都市経営局)

さらに、社会の状況として、人間関係に関する人々の価値観や意識の変化が挙げられます。たとえば、情報化の進展や経済合理性が追求される中で、無駄を省き必要最小限のコミュニケーションしか取らない傾向が高まっていると言われます。また、便利さを求め様々なサービスが利用できるようになった一方で、消費社会の進展や福祉サービスの外部化に伴い、互いの支えあいや共助という関係の喪失につながっているということも、しばしば指摘されます。

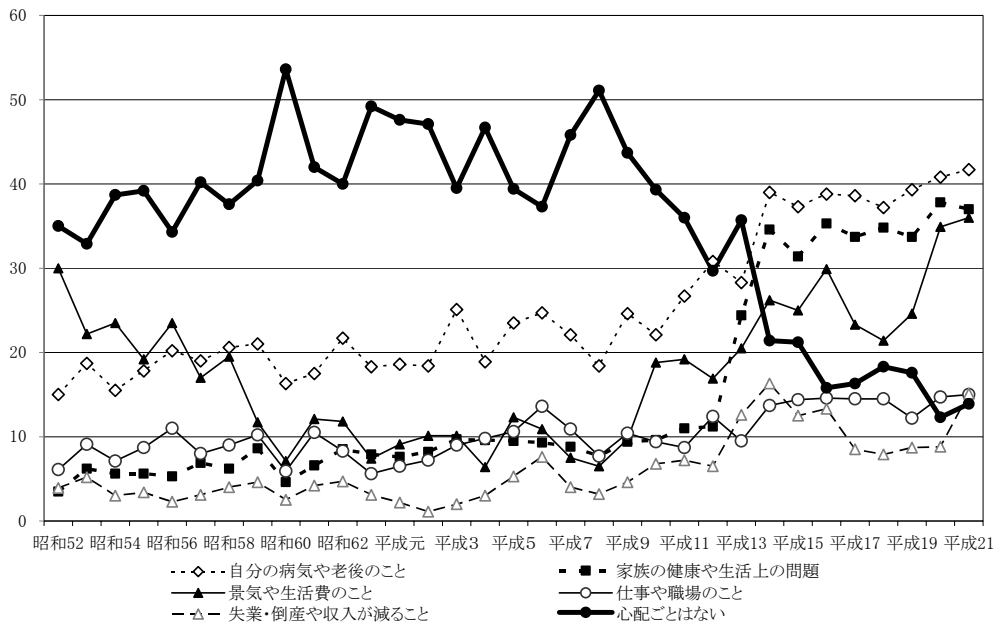
このように、家庭・地域・社会の状況の変化を見ると、共通する課題として、人間関係の変化、すなわち、「人と人とのつながりの希薄化」があるということが浮かび上がってきます。

人間関係の希薄化が生む不安

一方、家庭・地域・社会の変化の共通項である「人と人とのつながりの希薄化」は、近年はじまったことではなく、高度経済成長期から進行してきたゆるやかな変化です。しかしながら、ここへきて1990年代からの長引く景気の低迷や、さらに近年の急激な雇用環境の変化が拍車をかける形で、失業等により困難な状況に陥る人が身近に増え、かつて“他人ごと”であったリスクが、自分自身にいつ降りかかってくるか分からない状況として意識されるようになるなど、生活に対する不安が高まってきています。

実際、平成20年度に横浜市が実施した市民意識調査では、自分の生活に対して何かしらの心配ごとや困っていることがあると回答した市民が過去最高の88%に上りました。平成8年度の49%から10年余で急増しています。

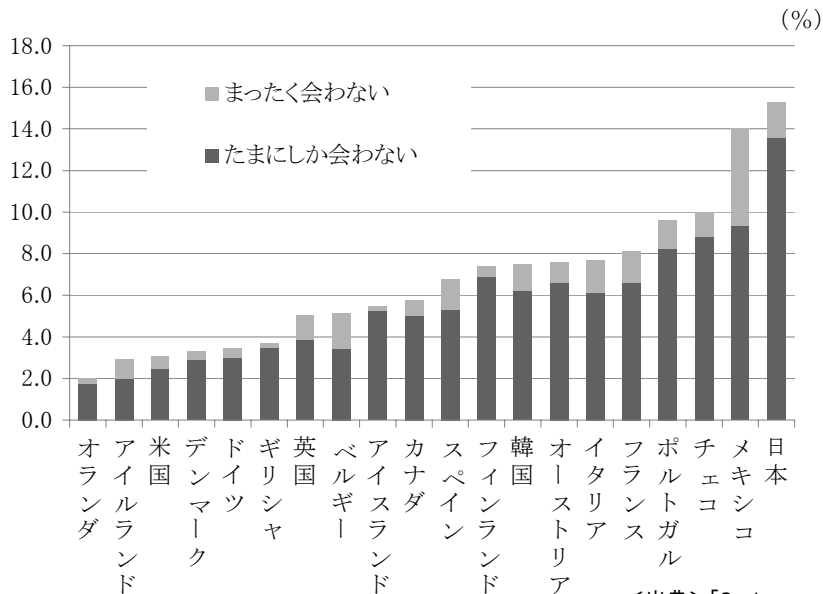
◇市民生活における「心配ごとや困っていること」の経年変化



※「家族の健康や生活上の問題」は2000(平成12)年まで「家族の問題や親戚との関係」としていた。

<出典>横浜市市民意識調査(横浜市都市経営局)

◇友人や仕事の仲間、教会や趣味のグループの人などと一緒に時間を過ごす頻度



<出典>「Society at a Glance2005」OECD

不安の背景には、社会・経済状況の激変と先行き不透明感に加え、地域の間人関係が希薄化する中で、子育てや介護など生活の心配ごとについて、家族以外で身近に相談できる相手や、困った時に助け合える人間関係を持たない市民が増えていると考えられます。OECD（経済協力開発機構）の調査においても、日本人は家族以外の人との交流のない人の割合がOECD諸国の中で最も高くなっています。

そうした中で、家族内のコミュニケーションや地域コミュニティ等での支えあいなど、人と人とのつながりの再構築に対する新たな支援が求められていると言えます。

後期計画で求められる対応とは

これらを踏まえ、次世代育成支援行動計画・後期計画で求められる対応としては、大きく分けて3つのアプローチが必要です。

まず1つめは、前期計画の総括に基づいた課題への対応です。

前期計画で目指すべき姿が実現できなかった課題や新たに社会問題化してきた課題について、迅速かつ重点的に対応を講じるとともに、施策間の連携により切れ目のない支援を行っていく必要があります。

2つめが、子ども・青少年とその家庭において顕在化している課題への対応です。

具体的には、子育て不安を抱える家庭への支援や、障害児とその家族への支援、家庭で適切な養育を受けられない子どもへの養育環境の整備、自立への過程で困難を抱えた子ども・青少年への支援といったことが挙げられます。

3つめが、社会に共通の課題である、人と人とのつながりの再構築への対応です。

一人ひとりの状況にかかわらず、子ども・青少年やその家庭が地域で多様な人とのつながりを確保できる場・機会を創りだしていくことが、根本的な課題解決に向けて重要になってきます。同時に、子どもや子育て家庭だけではなく、市民一人ひとりが次世代育成支援の当事者になり、地域社会全体で課題解決に向けて力を合わせられる、子育て家庭や子どもにやさしいまちづくりを進めることも大切です。

また、子育て支援には、子ども手当や出産時助成金、育児休業給付の充実、教育費の負担軽減など、子どもが生まれてから成長していく過程にかかる総合的な経済的支援の充実も不可欠です。これについては、国が主導的役割を果たすよう働きかけつつ、本市としても子ども・青少年の一定の機会平等を保障し、子ども・青少年とその家庭が安心して安定した生活が送れるよう、個別の施策・事業の中で支援策の一層の充実を図っていきます。

3 新しい社会動向への対応

ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加している中で、男女ともに、ワーク・ライフ・バランスの実現がより望まれているところですが、長時間労働により子どもと過ごす時間が十分に取れない、職場の出産・育児に関する制度が利用しにくいなど、男性も女性も仕事と子育ての両立が困難な状況があります。また、父親が家事・育児に十分に関われない結果として、母親の負担感が増し、就労を断念する場合も多く見られます。

その中で、子育て期においても、男性も女性もやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、ゆとりを持って楽しく子育てができるよう、多様な働き方・生き方が選択・実現でき

る社会を目指していくことが求められています。そのためには、待機児童の解消や、多様な保育ニーズへの対応を進めるとともに、企業も主体的に、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備していくことが必要です。また働く人自身も、仕事中心の生活を見直し、仕事とそれ以外の生活をどちらも重視する、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが求められています。

また、子ども・青少年が社会的に自立した大人として成長するためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月策定：内閣府）に挙げられている、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指すことも重要です。

国際化と多文化共生社会

横浜市の外国人登録者数は約8万人で、この10年間で1.5倍以上に増え、「46人に1人」の割合になっています。一番多い外国人市民の国籍は中国で、次に韓国・朝鮮、フィリピンと続き、約150か国の外国人が横浜に住んでいます。特に、平成2年（1990年）の入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正により、“ニューカマー”といわれる外国人市民が増えるに伴い、外国籍の子ども・青少年や、帰化あるいは両親のいずれかが外国人という、「外国につながる子ども・青少年」の人口も飛躍的に増えています。横浜市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成21年5月現在で約5,800人おり、うち約1,300人は日本語の初歩からの学習が必要です。

このような状況にあって、言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろん、福祉・保健・医療・教育など様々な分野で、「多文化共生」が地域社会の重要な課題になってきています。

本市では、平成19年3月、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすい国際性豊かなまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針～国際性豊かなまちづくりを目指して～」を策定し、19年10月に本指針の方向性に沿って国際的なまちづくりを推進するため、市民・民間事業者・公益団体の代表者等で構成される「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を設置しました。現在、横浜市国際交流協会（YOKE）や国際交流ラウンジ、地域のNPOなどと連携しながら、外国人市民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めています。

こうした状況を踏まえ、本計画の各施策・事業の実施においても、外国籍や外国につながる子ども・青少年の支援という視点が欠かせないものとなっています。

・コラム・ 多文化共生のまちづくり ～区役所の取組から～

近年、外国人の定住化が進み、日本で家族を持つ外国人住民が増える中で、外国人が抱える課題も、在留資格や労働問題から、生活上の様々な問題まで多様化しています。市内18の区役所においても、外国人区民への対応として、掲示物やパンフレット類の多言語化はもとより、多言語で相談できる機会の提供や、専門の相談機関との連携などを進めています。

在住外国人が中区に次いで2番目に多く、特にブラジル、ペルーなど南米の出身者が多い鶴見区では、「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定して多文化共生のまちづくりを進めるとともに、外国人の生活支援にも積極的に取り組んでいます。たとえば、区役所の窓口で、スペイン語に対応する「国際サービス員」や中国語に対応する「多言語窓口サポーター」を配置し、外国人区民のサービスの利用や生活相談をサポートしています。また、年に1回、「外国人無料相談会」を開催し、在留資格や労働問題、税金、年金、国際結婚・離婚、教育、社会保険等と多岐にわたる内容について、弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家に母語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）で相談できる機会を提供しています。

なお、国際サービス員（常勤）の配置は、鶴見・中・港北の3区で、外国人無料相談会は鶴見・南の2区で実施しています。

第3章 行動計画の施策体系

1 基本目標

第1の基本目標 子ども・青少年を育む多様な「成長空間」を創る

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で温かく見守られる中で多様な人との交流や体験を得られ、また家庭が子育て力を高めていけるような、豊かな関わり合いができる場や機会＝「成長空間」を創り出します。

(1)安心して過ごせる場や機会を創る

人と人とのつながりの希薄化により、地域の人がお互いに気軽に声をかけあい、目を配りあうという関係性が失われ、見守りの目が少なくなることで、子ども・青少年が事故や犯罪に巻き込まれることへの懸念が高まっています。また、子育て家庭にとっても、子ども連れで外出して冷たい目で見られたり、困ったときに周囲に協力を求めづらい状況や、子ども連れへの配慮や必要な設備・サービス、建物・交通機関のバリアフリー対応等が十分でないことなど、安心して外出できる環境整備にも課題があります。

子ども・青少年とその家庭が多様な人と交流し、様々な体験を重ねていくためには、その前提として、周囲から温かく見守られ、受け入れられているという信頼感と安心感が欠かせません。子ども・青少年とその家庭が安心して過ごせる場や機会を地域全体に創っていきます。

(2)多様な交流や体験を得られる場や機会を創る

便利な情報伝達手段の利用が広がり、人と人とのつながりが希薄化するとともに、同年齢・異年齢の仲間や地域の大人たちとの親密な付き合いは少なくなってきています。また、地域で見守られている安心感を前提として、子ども・青少年が自由に遊ぶことのできる場所も減少しています。

子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくためには、手間や時間のかかるコミュニケーションを通じて、人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶことや、自らの参画によって小さな成功や失敗に向き合う経験を積み重ねて、主体性や協調性、自己選択力を身につけていくことが必要です。

そのために、多様な人との交流や様々な体験を重ねることができる場や機会を、身近な地域に多く生み出し、地域全体を子ども・青少年の成長を支える居場所として再構築していきます。

(3)家庭の子育て力を高める場や機会を創る

人と人とのつながりの希薄化は、子育てを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

自ら親になるまで子どもの世話をした経験の少ない人が増え、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人も少なくなっています。このため、商品化された育児情報だけを頼りに育児をし、現実の問題に対応が困難になるなど、子育て家庭の不安感が高まっている状況があります。

家庭が子育てに本来の力を発揮でき、ゆとりを持って子育てを楽しむためには、親どうしや、子育て経験者とのコミュニケーションを通じて、様々な情報や知識を得、相談の中で悩みを解決できる環境づくりが大切です。そのために、親子が自由に出入りできる交流スペースや、気軽に相談のできる場所など、交流を通じて家庭の子育て力を高められる場や機会を広げていきます。

第2の基本目標 成長空間を支える「地域力」を高める

子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくため、地域の中で支援の担い手を増やし、その連携を図ることにより、「成長空間」を支える「地域力」を高めます。

(1)地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる

地域全体に「成長空間」を広げていくためには、あらゆる世代や立場の人が、子ども・青少年に関心を持ち、積極的に関わっていくことが重要となります。「地域力」を支えているのは、保育所・幼稚園・学校、自治会・町内会といった既存の地域資源や、地域で展開されてきている様々な地域活動の担い手であり、そうした様々な組織・人材・活動への働きかけによって、地域における子ども・青少年への関わりを増やしていくことが大切です。また、保護者自身も地域の一員として、自分の子どもだけでなく、地域の他の子どもたちにも目を向けていくことが求められています。

また、子ども・青少年自身も、大人から支援されるだけでなく、仲間どうしで支えあったり、自分より年齢が下の子どもの支援に関わるなど、支援する側としても主体的に参加していくことが期待されています。またその経験は、子ども・青少年自身の生きる力を育むことにもつながります。

地域社会であらゆる世代や立場の人が子ども・青少年への関わりをより積極的に持てるよう、参加機会の創出や課題共有に向けた仕組みづくりを進めます。

(2)情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワーク強化

地域では、市民と行政との協働により、利用者の視点に立ったサービスやプログラムの提供が進み、地域特性に合わせたきめ細かな支援活動が広がってきています。

今後、子ども・青少年とその家庭のニーズに柔軟に対応し、必要な支援を適切な時期に届けていくためには、様々な活動やプログラムの連携とネットワーク化が重要です。たとえば、地域子育て支援の取組が様々なNPOや市民活動、中高校生のボランティア活動等と幅広く連携することにより、それぞれの活動主体の有している情報・ノウハウが蓄積されるとともに、地域活動の底上げにつながります。

このような好循環を生み出すために、ネットワークづくりのためのコーディネート機能や中間支援機能を担うNPO等の育成をはじめ、支援に関わる人のスキルアップや新たな人材の発掘・育成といった取組を推進していきます。

第3の基本目標 市民の参画を促す「共生社会」を実現する

「地域力」を高めることで、地域に「成長空間」が広がります。それをさらに推し進め、社会全体による次世代育成につなげていくため、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、多様な支えあいの輪に参画する「共生社会」を実現します。

(1)すべての人がともに生きる社会の実現

地域・社会には、年齢や性別、国籍の異なる人、障害のある人など様々な人が暮らしています。また、価値観や習慣、生活状況も多様です。すべての人が、ともに生きていくためには、多様性を受け入れ、互いに支え合っていくことが大切です。

子ども・青少年やその家族も、多様な市民の一員であり、置かれた状況や課題は異なっても、それぞれが共生社会に参画する立場にあります。そして、次世代育成支援とは、子ども・青少年やその家族を含む市民一人ひとりが、共生社会の当事者としての意識を持ち、総力で子ども・青少年の豊かな育ちを支え、分かち合う社会づくりに他なりません。

市民一人ひとりが次世代育成の意義を積極的に認識し、横浜の強みである多様で豊富な人材と活発な市民活動を背景に、市民参画を押し進め、互いに高めあう「すべての人がともに生きる社会」の実現を目指します。

(2)企業の社会的責任と取組の推進

社会において企業の果たす役割は大きく、地域社会の一員としてはもちろん、地域社会に与える影響力や企業が持つ社会資源を考えたとき、企業活動との連携や企業における取組推進は、社会を動かす大きな推進力となります。

企業には、経済活動に伴って生じる社会への影響や製品の安全に対する対策など、様々な社会的責任を果たすことへの要請が高まっています。次世代育成についても、企業が地域社会の一員として積極的に関わることが期待されており、市内ではすでに、子育て支援サービスの提供や子ども向けの各種講座や職業体験など、多彩な企業活動の蓄積があります。

企業の取組をさらに広げていくために、企業が子育て支援や次世代育成に向けて参画しやすい仕組みづくりや、企業の社会的責任（CSR）を地域社会で評価していく取組を進めます。

また、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進も、企業が取り組むべき重要な課題となっています。企業の取組を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性や先進的な取組の発信などによる普及・啓発を進めていきます。

2 4つの施策分野と10の基本施策

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

- 基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実
- 基本施策2 地域における子育て支援の充実
- 基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

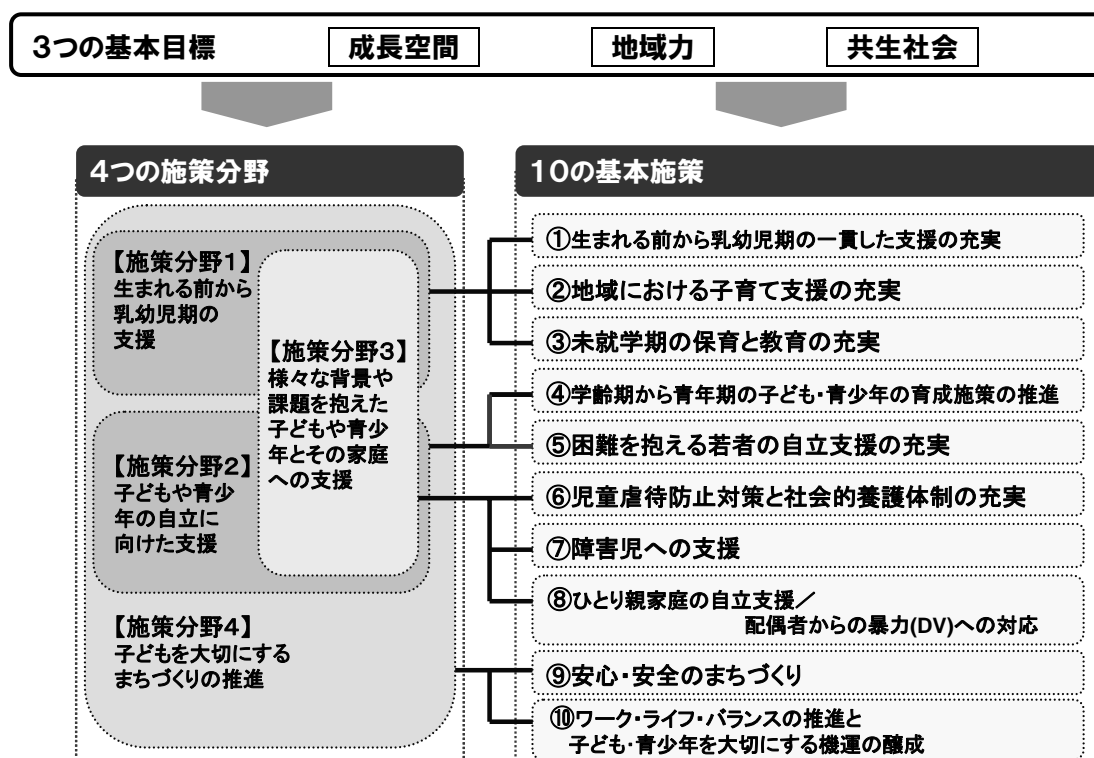
- 基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
- 基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

- 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 基本施策7 障害児への支援
- 基本施策8 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

施策分野4 子どもを大切にするまちづくりの推進

- 基本施策9 安心・安全のまちづくり
- 基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にする機運の醸成



施策分野1

生まれる前から乳幼児期の支援

■取り巻く現状と課題

(1)子育て家庭の不安感・負担感の軽減

○子育て家庭の不安感・負担感の高まり

少子化等にともない、小さな子どもを世話する経験がないままに親になるという人も多く、子育ての知識・経験や子どもの成長・発達への理解が不足しているなどの状況が指摘されています。また、子どもの病気やアレルギーへの対応などに不安を抱える家庭も増えています。さらに、子どもと過ごす時間が十分取れないという父親も多く、子育ての肉体的・精神的負担が母親ひとりに集中し、不安感や負担感を抱える母親も多くいます。

特に産後は、3割以上の方が「不安を感じる事がよくあった」と回答しており、育児疲れや不安の高まり、産後うつ症状がみられるなど、母親が非常に不安定な時期だといえます。この時期の支援は児童虐待の発生予防の観点からも重要であり、子育ての不安感や負担感を軽減するための支援を充実させるとともに、必要に応じて専門機関等へと適切につなげていく支援体制の強化を一層進める必要があります。

○妊娠中から出産後の切れ目ない情報提供や支援

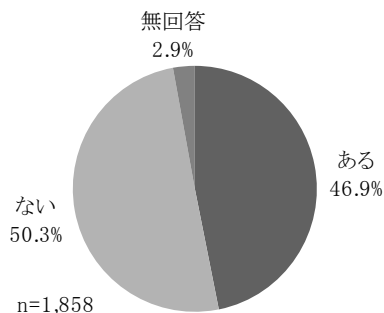
妊娠中に出産後の子育てについての知識や情報が十分でなく、具体的なイメージが持てないまま子育てを始めるという状況があり、子育て不安の一因となっています。これまでも妊娠中から様々な機会を捉えて情報提供を行ってきましたが、必要な情報を適切なタイミングで十分に提供できているとはいえない状況があり、結果として支援が十分に活用されていないという状況も生じています。

妊娠中や産後の親に接する機会を十分に活用し、その時期に必要なとされる情報を整理したうえで、

ニーズ調査等から見える状況

子どもが生まれる前に
赤ちゃんの世話をしたことがない人が半数

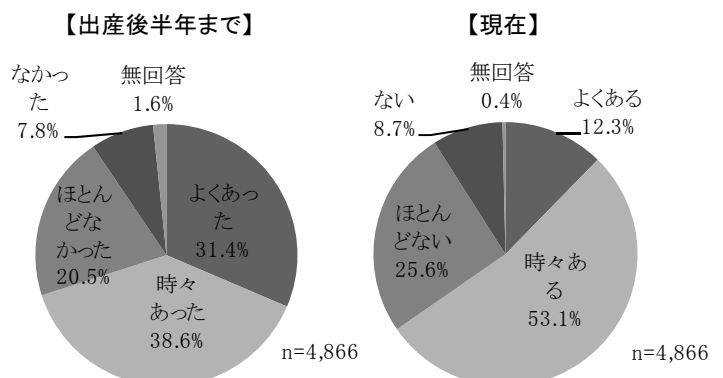
◇子どもが生まれる前に、
赤ちゃんの世話をしたことがある



<出典>次世代育成支援に関する市民意識調査
(平成20年度/横浜市こども青少年局)

不安を感じるという人が6割を超え、
特に産後は3割以上が「よくある」と回答

◇子育てへの不安



<出典>子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)
(平成20年度/横浜市こども青少年局)

提供していくとともに、妊娠中から地域子育て支援の場に足を運ぶ機会を作るなど、切れ目ない情報提供や支援が求められています。

○産科・周産期医療、小児医療の充実

市でも、小児科については、医師確保が困難なことを理由に救急を休止する病院があります。産科についても、高い訴訟リスクや医師の高齢化、また、小児科医不足により新生児への対応が十分にできなくなったことを理由に分娩の取扱いを休止する診療所や病院が生じています（分娩取扱病院数：17年度 30 病院→21年度 24 病院）。また、このように分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、限られた病院に分娩が集中し、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

また、多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に寄せるニーズが高まるなど救急医療機関の負担が大きくなっています。小児救急医療機関の適正利用や、家庭向けに子どもが病気のときの適切な対応等について情報提供していくことも必要です。

(2)家庭の子育て力を地域全体で高める

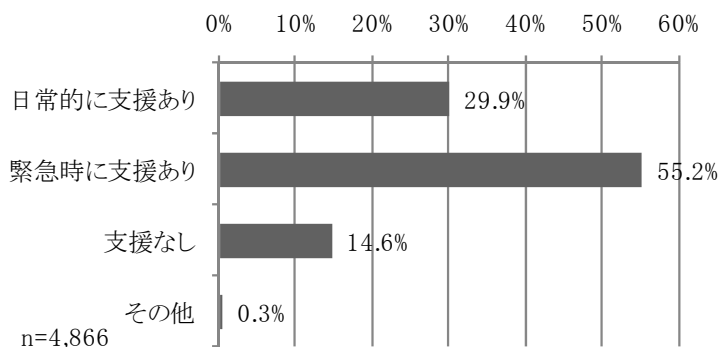
○家庭が本来の子育て力を発揮できるための支援

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、祖父母や親族、近隣の人たちからの支えが少なくなるなど、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。また本市の特徴として、市外からの転入や市内での転居が多く、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないなど、孤立感を抱える家庭も少なくありません。本市調査でも、日常的に親族や友人等から支援が得られるとした人は約3割にとどまっており、緊急時にのみ支援があるとした人が半数、日常的・緊急時共に支援がないとした人も1割を超えています。

ニーズ調査等から見える状況

緊急時にのみ支援があるとした人が半数、
支援がない人も1割を超える

◇日常的な支援



<出典>子育て支援に関するニーズ調査（未就学児保護者）（平成20年度／横浜市子ども青少年局）

家庭は子どもにとって最も身近で大きな影響を与える環境です。家庭が子育てに本来の力を十分発揮でき、ゆとりを持って楽しく子育てできるよう、地域全体で見守り、関わっていくことが求められています。

○ネットワークの活性化と地域人材の育成

核家族化や共働き世帯・ひとり親家庭の増加など、家族のあり方が多様化する中で、子育て家庭のニーズも多様化しています。これらの個別のニーズに柔軟に対応していくためには、地域の中で支援に関わる人や機関が連携し、必要な支援を切れ目なく届けていくことのできるような体制を整えていく必要があります。

地域ではすでに様々なかたちでネットワークが広がっていますが、情報やノウハウを蓄積し、個別の課題へ対応していくためには、地域のどこでどのような支援が行われているかを把握し、適切につないでいくことのできるコーディネート機能を高めていくことが求められています。

また、取組を支える人材の育成も重要であり、支援に関わる人や機関の研修の充実や、地域の多様な人が参画しやすい機会を創るなど、地域人材の発掘や育成も重要です。

(3)子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実

○待機児童の解消

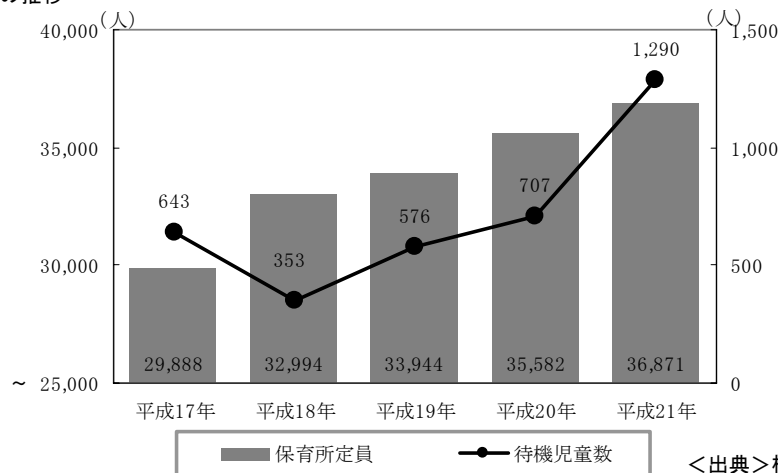
市内の待機児童数は平成18年4月に353人まで減少しましたが、近年の経済状況の悪化等による女性の就労意向の高まりを受けて保育所の申込数が年々増加しており、待機児童数も19年度以降増加に転じ、21年4月時点では1,290人となっています。

これまで、待機児童解消に向けて認可保育所の定員増をはじめ、横浜保育室や家庭保育福祉員、幼稚園預かり保育の拡大などにより対応してきましたが、一方で就学前児童数が減少していることや、既存保育所の中で定員割れを起こしている施設もあることなどを踏まえ、企業・地域社会と連携し、

ニーズ調査等から見える状況

保育所待機児童は平成21年4月時点で1,290人に達している

◇保育所待機児童数の推移



多様な手法で待機児童解消に向けて総合的に検討していく必要があります。また、検討にあたっては、保育の質の確保についても同時に取り組んでいくことが求められています。

○多様な働き方に対応した保育サービスの充実

本市調査によると、現在働いていない母親のうち約 7 割が就労を希望しており、母親の就労意向は非常に高い状況です。その希望する就労形態をみると 9 割近くがパート・アルバイトによる就労を希望しており、短時間勤務などの多様な働き方に対応した保育サービスが求められています。また、本市の特徴として、3 歳児の約 5 割、4～5 歳児の約 7 割が幼稚園を利用していることから、幼稚園の保育資源を活用した柔軟な預かりの仕組みづくりについても検討していく必要があります。

また、認可保育所や横浜保育室が実施する一時保育については、非定型就労者の利用が多くを占め、在宅で子育てする家庭が利用しにくい状況となっており、すべての子育て家庭が気軽に利用できるような対応が求められています。

○子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実

乳幼児期の子どもの育ちには、具体的体験を伴う「遊び」を通じて、生きる力の基礎となる生活習慣や社会性を育てていくこと、また、深い愛情に包まれた親子の関わり合いや身近な大人との関わりの中で、他者への信頼感を身につけることが重要です。

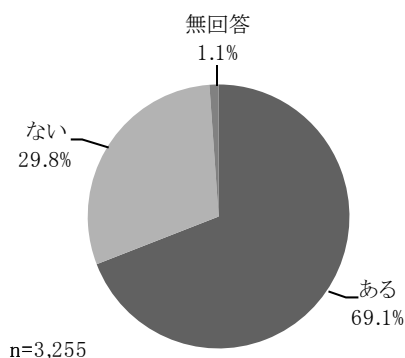
子育て支援は、保護者ニーズへの対応という面が着目され、ともすれば、子どもの健やかな育ちを保障する視点が後回しにされがちな状況が指摘されていますが、子育て支援の本来の目的は、保護者を支えることにより、子ども自身の健やかな育ちを支えていくことにあります。

子育て支援にあたっては、保護者の負担軽減やリフレッシュなど保護者ニーズへの対応とともに、親子が向き合い安心して過ごせる場の提供や、年齢に応じた豊かな体験の機会など、子どもの育ちを支える取組が求められています。

ニーズ調査等から見える状況

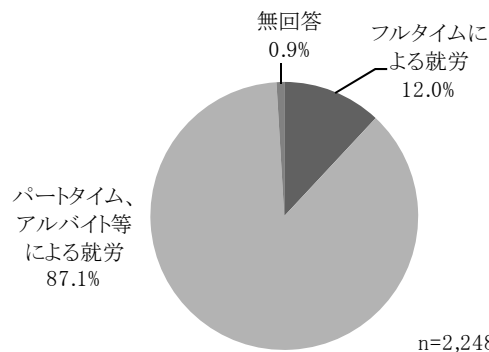
就労を希望する人が
約 7 割と多い

◇現在働いていない保護者の就労希望



パート・アルバイトによる就労を
希望する人が 9 割近い

◇希望の就労形態



<出典>子育て支援に関するニーズ調査（未就学児保護者）（平成 20 年度／横浜市こども青少年局）

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(1)より [P19]

【子育て家庭の不安感・負担感の軽減】

- 子育てにおける保護者の負担感・不安感が高まっている。特に産後は不安が高い。
- 妊娠中と出産後の情報や支援が途切れており、子育て不安の一因となっている。
- 産科・周産期医療、小児医療に対応する医療機関の負担が増加しており、体制強化の必要がある。

目指す姿

- ◆妊娠中から産後の不安定な時期の不安感・負担感が軽減され、家庭が子育てに本来の力を発揮できている。
- ◆妊娠中から産後にかけて切れ目ない情報提供や支援が行われている。
- ◆安心して産み育てられる医療体制が整っている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援を届ける体制が整っている。
- ② 妊娠中から産後の家庭が、子育てに関する情報を入手しやすい環境が整っている。
- ③ 医療体制の強化や小児救急の適正利用の推進により、産科・周産期医療、小児医療の充実が図られている。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
「こんにちは赤ちゃん訪問」事業における訪問率	63.6%	80%

重点取組

1 支援を必要とする家庭の早期把握と対応

1 母子健康手帳交付時、乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握

支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。

乳幼児健康診査時の問診項目の見直しを行い、産後うつや不適切養育の予防を図ります。

2 支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施

母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での乳幼児健康診査や子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの養育支援事業等での支援へつなげます。

2 妊娠期から産後の切れ目ない情報提供の推進

1 こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供の推進

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の話を聞くことで子育ての不安軽減を図る「こんにちは赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、子育て家庭を見守る地域づくりを進めます。

2 母子健康手帳交付時、乳幼児健診を活用した情報提供の充実

母子健康手帳交付時、乳幼児健康診査の機会を捉え、安心して子育てができるよう、妊娠中から産後の時期に必要とされる子育てに関する情報を提供します。

3 ホームページ、メールマガジン等の活用

妊娠中から産後の時期に、子育て支援に関する情報を必要なときにいつでも入手できるように、子ども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」の充実を図ります。また、メールマガジンを活用した子育て情報や地域情報の発信を進めます。

4 身近な店舗・施設等での情報発信

子育て中の家庭への情報発信を強化するため、日常的に利用する身近な店舗や公共施設等で、子育て情報に関するパンフレット等を配布します。



5 外国籍や外国につながる子どものいる家庭への情報提供

外国籍や外国につながる子どものいる家庭が、子育てに関する情報を入手しやすいよう、より効果的な情報提供のあり方について関係機関や支援機関と連携して検討します。

6 地域との連携による母親教室（両親教室）や父親向け講座の実施

地域子育て支援拠点と連携して母親教室（両親教室）を開催することにより、妊娠中から子育て支援の場に足を運ぶ機会や、子育て中の親子と触れ合う機会づくりを進めます。また、地域子育て支援拠点や子育て支援NPO等と連携して、乳幼児の父親等に向けた多様な講座を地域で展開します。

3 産科・周産期医療、小児医療の充実



1 産科・周産期病床の拡充

市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組みます。

2 小児救急医療体制の充実

24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している市内7か所の「小児救急拠点病院」を中心とした診療体制を維持し、小児救急医療提供体制の充実を図ります。

3 小児救急・産科電話相談体制の拡充

小児救急や産科に関する案内・相談など、初期救急医療に関する情報提供・電話相談に総合的に対応する「救急医療情報・相談センター（仮称）」を整備します。

4 小児救急の適正利用の推進

地域の子育て支援団体と区役所との協働などにより、小児救急のかかり方や家庭での看護に関する教室・講演会等を開催します。また、休日・夜間に診療している地域の小児科や小児救急に関する相談窓口等について情報提供を行うなど、子育て家庭の安心につながる取組を進めます。

5 小児医療費助成

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前までの子どもについては入院・通院に係る医療費、小学校就学から中学校卒業までの子どもについては入院に係る医療費を助成します。また今後、制度のあり方を検討していきます。

6 不妊相談及び治療費助成

身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。また、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策2 地域における子育て支援の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(2)より [P20]

【家庭の子育て力を地域全体で高める】

- 身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、孤立感が高まっている。
- 多様化する個別のニーズに柔軟に対応していくためには子育て支援に関わる人や機関のネットワーク強化が必要だが、情報・ノウハウの蓄積や個別課題への対応にまでつながっていない。

目指す姿

- ◆身近な地域に、家庭の子育て力を高めることができる場や機会が充実している。
- ◆課題解決につながるコーディネート力を持つネットワークが形成されている。



後期計画の対応

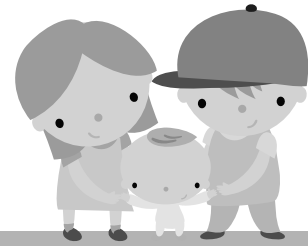
達成目標

- ① 身近な地域に、交流を通じて学びあえる場や機会が充実している。
- ② ネットワークの活性化により課題解決に向けた協力体制が整いコーディネート力が向上するとともに、地域子育て支援に関わる人のスキルアップや、新たな人材を発掘するための取組が進んでいる。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数(週3回以上開設のもの)	96か所	150か所 (概ね中学校校区に1か所)

重点取組



1 家庭の子育て力を高める場や機会の充実

1 地域子育て支援拠点の拡充

子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て家庭向けの相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点」を各区1か所設置します。

2 親と子のつどいの広場の拡充

NPO法人や子育て支援活動団体などが、商店街の空き店舗やマンション・アパート等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、相談、情報提供を行う「親と子のつどいの広場」の整備を進めます。

3 保育所・幼稚園における子育て支援の充実

地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や子育て情報の提供など地域の親子への支援を行う「幼稚園はまっ子広場」や「保育所子育てひろば」の整備を進めます。

4 子育て支援者の相談会場の拡充

子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる会場を増やします。

5 子育てサロンの開催会場の拡充

町内会館や地域ケアプラザ、地区センター等の地域の身近な場所で、親子が交流できる場を開催する地域の活動を支援します。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
地域子育て支援拠点	15か所	18か所
親と子のつどいの広場	28か所	54か所
幼稚園はまっ子広場	21か所	27か所
保育所子育てひろば（常設園）	32か所	51か所

2 ネットワークの活性化と地域人材の育成

1 地域子育て支援拠点を中心としたネットワークの活性化

「地域子育て支援拠点」と区役所が中心となって、子育て支援に取り組む団体や機関、関係者のネットワークを作ります。それにより、地域のどこでどのような支援が行われているか相互に把握し、連携を図りながら、様々な課題を抱える子育て家庭に対して、適切な支援につなげていきます。

2 地域子育て支援に関わる人材の育成

「地域子育て支援拠点」「親と子のつどいの広場」、保育所の「育児支援センター園」など、親子の居場所や支援機関のスタッフ、子育て支援に関わる人の知識・技術や意欲を高めるよう、研修を充実します。

また、子育て支援に関わる人を増やすため、地域の人材の育成に努めます。

3 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築(試行実施)

保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした「保育資源(※)ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。

※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等



施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野1-(3)より [P21]

【子どもの健やかな育ちを支える場や機会の充実】

- 経済状況の悪化等に伴い、保育所ニーズが高まり、待機児童が増加している。
- パート・アルバイトによる就労を希望する保護者が多いが、短時間勤務に対応した保育サービスが少ない。すべての子育て家庭が理由を問わず気軽に利用できる一時保育も不足している。
- 保護者の負担軽減やリフレッシュなど保護者ニーズへの対応とともに、子どもの健やかな育ちを支える取組が求められている。

目指す姿

- ◆就労形態や就労の有無に関わらず、希望に合った保育サービスが利用できる。
- ◆未就学期の教育についての理解が深まり、遊びを通じた学びの機会が充実している。



後期計画の対応

達成目標

- ① 待機児童が解消するとともに、希望する人が必要ときに保育サービスを利用できている。
- ② 多様な保育ニーズへの対応や保育の質の向上などにより、保育サービスが充実している。
- ③ 短時間勤務などの多様な働き方に対応した保育や、すべての子育て家庭が理由を問わず気軽に利用できる保育として、一時保育が充実している。
- ④ 幼児教育と小学校教育の連携推進などにより、未就学期の教育の充実が図られている。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
保育所待機児童数	1,290人 (H21.4.1 現在)	解消 (H25.4.1 現在)

重点取組

1 待機児童の解消

1 保育所整備

市有地の活用や民間ビルの改修など、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。

2 空き定員枠の活用(送迎保育ステーションの整備等)

認可保育所の空き定員枠を活用するため、一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、空き定員枠のある複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。

3 横浜保育室の助成充実

3歳未満の低年齢児の待機児童解消を図るため、本市が独自に認定した横浜保育室に定員規模に応じて運営費を助成するとともに、整備費を助成することで、既存施設の運営の安定化と新規参入を促進し、定員を拡大します。また、保護者負担の軽減を図るため、所得に応じた保育料の軽減を行います。

4 一時保育(一時預かり)の拡充

就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育(一時預かり)を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。

5 家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施

低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。

6 幼稚園預かり保育事業の充実

保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。

7 事業所内保育施設の設置促進

事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。

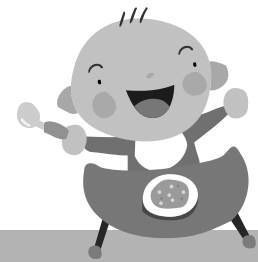
8 市立保育所の更なる活用

定員外入所の受け入れ人数拡大や、駐車場整備等による利便性の向上など、既存の市立保育所を

最大限活用して待機児童解消を図ります。

【事業目標】

事業名	21年度末状況(H22.4.1)	26年度目標
待機児童解消に向けた施策の推進	45,855人	53,900人
保育所定員	38,295人	44,100人
横浜保育室定員	4,309人	5,000人
家庭的保育定員	160人	550人
幼稚園預かり保育利用者	2,363人	3,400人
事業所内保育施設入所者数	728人	850人



2 多様な保育ニーズへの対応

1 保育時間の延長

就業形態の多様化に伴う延長保育のニーズに対応するため、時間延長サービスの拡充を図ります。

2 一時保育(一時預かり)の拡充 <重点取組②再掲>

就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育(一時預かり)を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。

3 休日保育の拡充

ターミナル駅など利便性の高い場所を中心に施設の整備を進め、広域的に利用できる施設を増やします。

4 障害児保育

全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。

5 病児保育の拡充

就労世帯において、子どもが病気の際に家庭で保育できない場合に、子どもを預かる病児保育施設の整備を進めます。

6 子育てサポートシステムの推進

地域の中で子どもを預け、預かりあう「横浜子育てサポートシステム」について、利用者のニーズに応じた、より利用しやすいシステムとするため、専任のコーディネーターを配置するなどして、区支部事務局の機能強化を図ります。

7 市立保育所の民間移管

保育時間の延長や一時保育などの多様なニーズに効率的に対応するため、市立保育所を年4園程度民間移管します。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
一時保育	227 か所	356 か所
病児保育	11 か所	27 か所
休日保育	10 か所	27 か所
乳幼児一時預かり事業※1	4 か所	14 か所
子育てサポートシステム	区支部事務局の機能強化※2 2 区	15 区

※1 認可外保育施設で、理由を問わず一時的な保育を提供する事業

※2 会員増や援助活動件数増につなげるためのきめ細かなコーディネートを実施すること。

3 保育の質の向上

1 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定及び推進

国が策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（保育の質を高め、深化拡大する保育所の役割を十分に果たすためのプログラム）」を踏まえ、「保育所職員の研修体制の見直し・充実」「人材確保に向けた取組」「保育所の自己評価による質の向上」「小学校や地域の関係機関との連携強化」等を実現するためのアクションプログラムを策定、推進します。

2 福祉サービス第三者評価制度の充実

保育サービスの向上・充実を目的に実施している「保育所の福祉サービス第三者評価」について、国の指針やガイドラインに沿って評価内容の見直しを行います。また、保育所への制度の周知や、評価調査員に対する研修の充実を図り、第三者評価の定着・促進をめざします。

3 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築(試行実施) <基本施策2再掲>

保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした「保育資源(※)ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。

※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等

4 運営指導や監査の充実

保育の現場での監査結果に基づき、きめ細やかで効果的な運営指導を行い、保育の質の向上を図ります。また、関係機関が連携を図り、適正な保育サービスの提供に向けて必要な指導・

助言を行います。

4 未就学期の教育の充実

1 幼稚園就園奨励補助金の実施

幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励補助金を継続します。

2 幼児教育と小学校教育の連携促進と未就学期の教育に関する検討

幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、児童同士の交流を図るとともに、教員等の連携、接続期のカリキュラム開発、関係機関のネットワークを強化するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、未就学期の教育のあり方について検討を行います。



子どもや青少年の自立に向けた支援

■取り巻く現状と課題

(1)学齢期から青年期の子ども・青少年の育成

○「自己肯定感を育むことのできる場・機会」の必要性

核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯の増加など家庭のあり方が多様になり、地域の人とのつながりが希薄になっています。子ども・青少年が、人とのつながりや支えあいの中で、「そのままのあなたでいい」「あなたが必要だ」と、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。

家庭や地域の状況が変化し、生活の先行きへの不安が広がる中で、たとえば、「自分はダメな人間だと思う」中高生が多いこと等から、すべての子ども・青少年にとって、自己肯定感を育むことのできる場・機会を、改めて社会全体でつくっていくことが求められています。

○「多様な人と関わる社会性や自己選択力を身につける場・機会」の必要性

情報化が進む中、子ども・青少年にも、インターネットや携帯電話などの便利なコミュニケーション手段の利用が浸透し、最近の子どもについて「基本的なルールやマナーを知らない」と感じる大人が多くなっています。この背景には、仲間、先輩、後輩、大人との親密な付き合いは避けられるなど、手間や時間のかかるコミュニケーションを通じて、人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶ機会が減少していること等が考えられます。

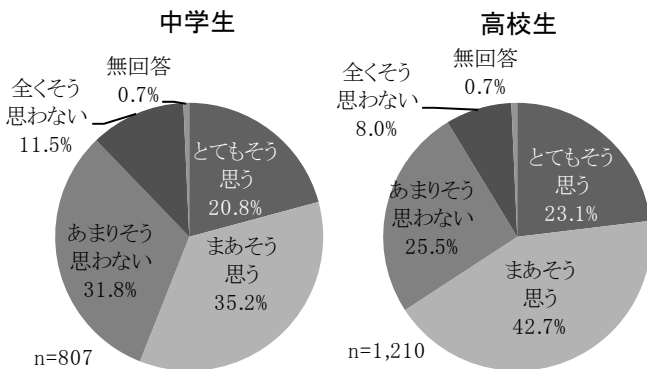
生活の先行きへの不安が広がる中でも、子ども・青少年が、人と「支えられ、支える」関わりを自ら生み出していけるよう、子ども・青少年が多くの時間を過ごす学校や地域に、多様な人との関わり

ニーズ調査等から見える状況

「自分はダメな人間だと思う」
中学生の過半数、高校生の3分の2以上

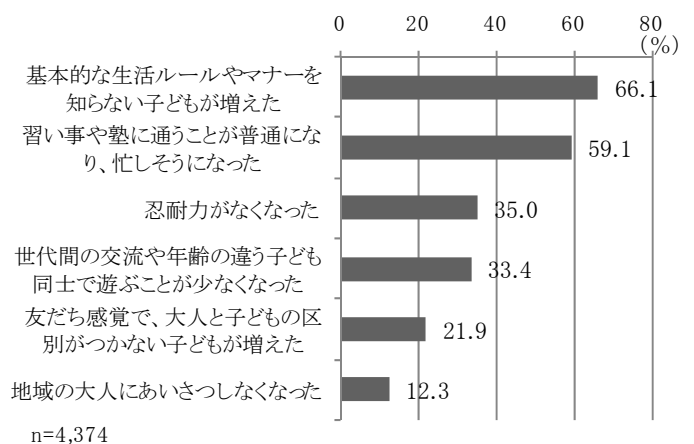
最近の子どもは「基本的なルールやマナーを知らない」と感じる大人が6割

◇自分はダメな人間だと思うか



<出典>中学生・高校生の生活と意識調査
(平成21年2月/財団法人日本青少年研究所)

◇最近の子どもについてどう思うか



<出典>次世代育成支援に関する市民意識調査
(平成20年度/横浜市子ども青少年局)

の中から社会性やコミュニケーション能力を身につけることのできる場・機会を充実していくことが求められています。

また、「ボール遊びをしてはいけない」、「芝生に入っはいけない」といったように、都市の中に決まりごとの多い場所が増え、また、放課後や週末も塾や習い事で忙しくなって時間の余裕がなくなるなど、空間や時間の「無駄」が省かれていく中で、子ども・青少年が、自らの参画や意思によってつくることができる場や機会は少なくなっています。

そうした中で、子ども・青少年が、成功や失敗、思いどおりに行かないことに向き合う経験を積み重ねるとともに、様々な文化や知識、考え方等に触れ、自らの興味・関心を広げたり、社会について考えたりしながら、自主性や自己選択力などを育むことが求められています。そのためには、子ども・青少年が利用しやすく、興味・関心を広げていくことのできる場や機会が必要であり、地域、NPO、企業、行政など多様な主体が連携して取り組んでいくことが大切です。

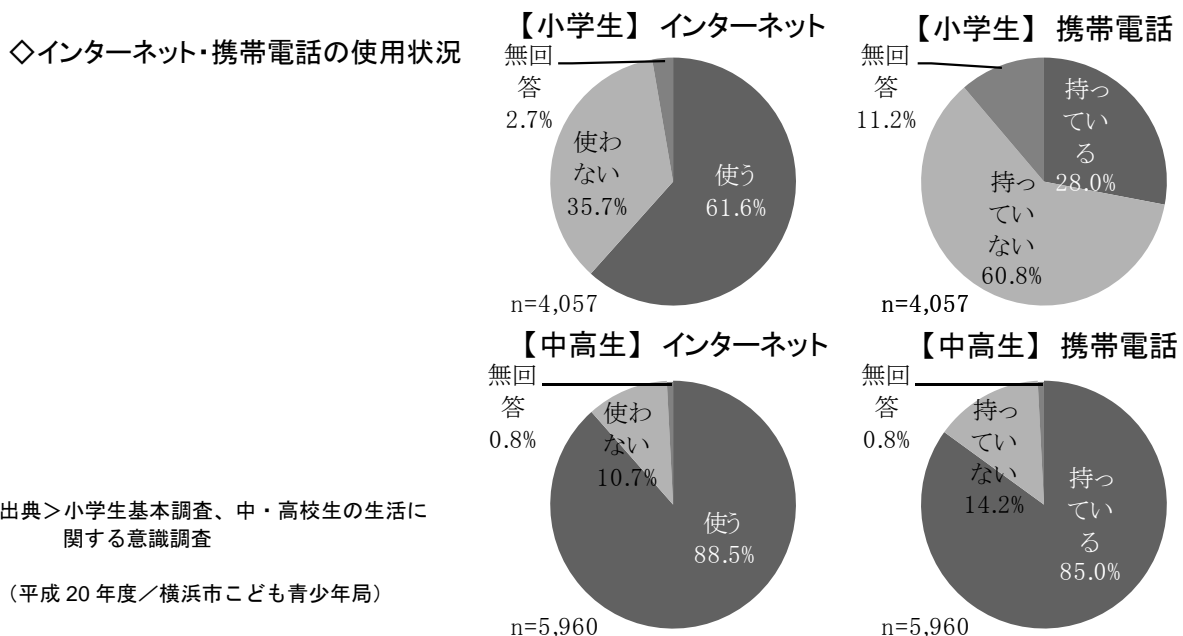
○「思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境」の必要性

思春期を迎えた青少年は、自分のことを認めてくれる身近な人の支えを必要としながらも、そこから巣立っていく「自立」との間で葛藤し、体と心が発達する中で様々な悩みにぶつかります。また、インターネットや携帯電話など小中学生も多く利用していることから、有害環境にさらされる可能性も高まっています。

そのため、思春期の悩みや課題にぶつかったときに、孤立せずに、仲間や友人、周囲の大人たちと一緒に解決し、乗り越えていくための様々な機会や場を家庭や学校、地域に生み出していくことが大切になります。そして、このような環境が身近にあることによって、本人が様々な困難を乗り越えられる支援になるとともに、非行や性的逸脱・自傷行為、薬物使用などの防止と解決にも大きく寄与すると考えられます。

ニーズ調査等から見える状況

小学生 62%、中高生 89%がインターネットを使い、
小学生 28%、中高生 85%が携帯電話を持っている



(2) 困難を抱える若者の自立支援

○「社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境」の必要性

1990年代の後半から、ひきこもりや無業など、社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が大きな社会問題になっており、近年、若年無業者数は全国で60万人台で推移しています。

このような若者たちが困難を抱えるに至った経緯は様々です。学校におけるいじめや不登校、中途退学などの経験や、発達障害などのため人間関係をうまく築けなかったり、経済的貧困や乳幼児期の虐待や、配偶者からの暴力（DV）などによる影響なども考えられます。また、若者の心身の状態や社会参加の度合いも「家から外出できない」、「外出はできてはいても他人とうまく関わることができない」、「他者とのコミュニケーションはスムーズだが、なかなか職業意識が持てない」、「就労の意欲は高いが、就職活動がうまくいかない」などやはり各人それぞれです。

したがって、若者一人ひとりの状態や状況に応じて、きめ細かな相談・支援が可能になるよう青少年関連の施設・機関だけでなく、教育、雇用、福祉・医療など分野の異なる施設・機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要があります。

また、社会参加から就労まで、若者が自立に向けて、階段を上るようにステップアップしていくことを支援するための社会・就労体験や職業訓練、インターンシップなどのプログラムを切れ目なく提供することも求められます。

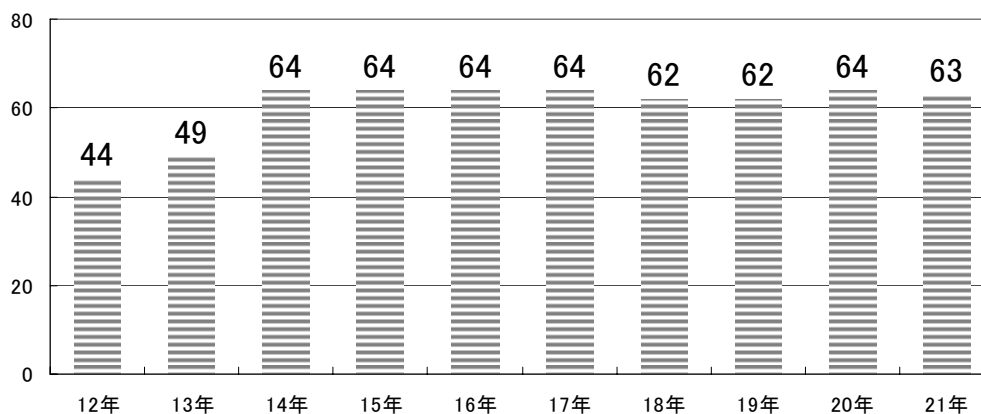
さらには、就労後もキャリア形成を図りながら、働き続けることができる場や仕組み、たとえば企業が困難を抱える若者も人材として、積極的に雇用・育成できるようNPOや教育機関、行政が連携し、企業と若者の双方を支援していくことなどが重要です。

これらの取組を通じて、最終的には困難を抱える若者たちの新たなスタートを社会全体で応援する環境を創り上げていくことが求められています。

ニーズ調査等から見える状況

全国の若年無業者数は60万人台で推移

◇若年無業者数の推移(全国)(万人)



<出典>労働力調査(総務省統計局)

(注)「若年無業者」については、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計

○「すべての子ども・青少年が自己を確立し、自立していくための仕組みづくり」の必要性

子ども・青少年・若者の自立支援においては、困難を抱えている若者の新たなスタートを応援する環境をつくることとあわせて、すべての子ども・青少年が自己を確立し、社会・経済的に自立していくための仕組みを形成していくことも必要です。

1990年代半ば頃までの日本社会には、終身雇用・年功序列の雇用形態のもとで、キャリア形成を十分に図らなくても、思春期・青年期に学校を卒業し、就職すれば、企業において職業人を育てあげていく土壌がありました。

しかし、2000年代に入って、非正規雇用の増大など労働市場が流動化し、若者の働き方が多様化する中で、企業が丸抱えする形で職業人を育成する仕組みは失われつつあります。今後は、人生の早い時期から職業意識を明確に持ち、それぞれの進路選択に応じて、必要とされる能力を磨き、将来の道を拓くことが、より一層求められる時代になると考えられます。

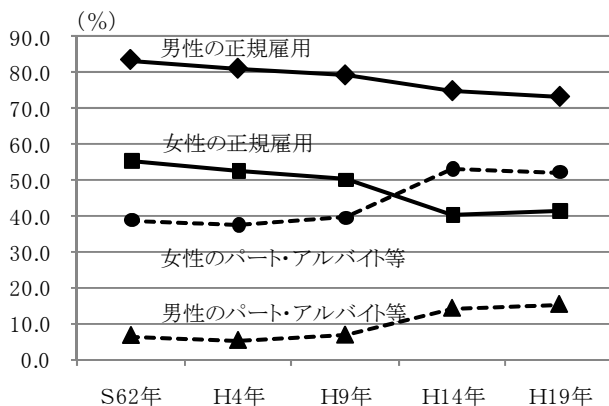
将来の夢が「ない、わからない」とする小学生や、将来つきたい職業が「わからない」とする中高生が多くいることから、学校においてキャリア教育を推進するとともに、地域においてもNPOや事業者が連携し、職業体験の機会を積極的に生み出していくなど、社会全体で青少年の進路選択とキャリア形成を支援していくことが重要になります。特に、家庭での養育力が脆弱であったり、高校や大学を中退することなどによって生きづらさを感じている青少年に対しては、個々に応じたきめ細かな職業教育の場・機会を提供していくことが求められています。

ニーズ調査等から見える状況

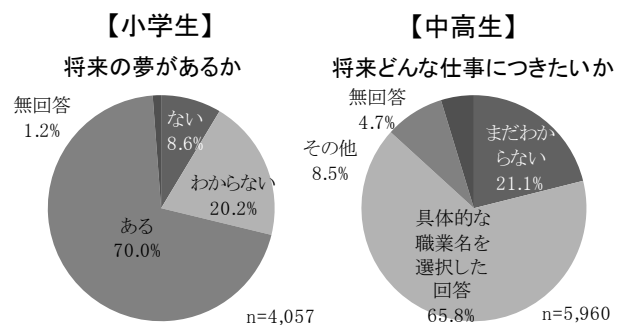
男女とも非正規雇用が増加傾向

将来の夢が「ない」「わからない」小学生3割
将来つきたい仕事が「わからない」中高生2割

◇男女別 正規・非正規雇用者の割合(横浜市)



◇将来の夢、つきたい職業



<出典> 就業構造基本調査(総務省統計局)

<出典> 小学生基本調査、中・高校生の生活に関する意識調査 (平成20年度/横浜市子ども青少年局)

基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

取り巻く現状と課題

※施策分野2-(1)より [P34]

【学齢期から青年期の子ども・青少年の育成】

- 家庭や地域の状況の変化により、身近な人とつながり、支えあう中で自己肯定感を育んでいくことが難しくなっている。
- 人への配慮や様々な価値観、社会の多様性などを学ぶ機会が減少しているとともに、自らの参画により、成功や失敗、思い通りにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化や知識、考え方等に触れて興味・関心を広げる機会が減少している。
- 身近な人の支えが十分に得られず思春期の悩みに向き合いきれなくなることや、身近な人の目の届かないところで有害環境に触れる可能性が高まっている。

目指す姿

- ◆自己肯定感を育むことのできる場・機会が整っている。
- ◆多様な人や様々な文化や知識、考え方等に触れ、社会性や自己選択力等を身につけることのできる場・機会が整っている。
- ◆思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境が整っている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 学校における体験的活動や放課後児童育成施策、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会が、地域に多数展開されている。
- ② 思春期の悩みや課題を乗り越えられるよう、様々な人との関わりによって自分の心と体を大切にする気持ちを育むことのできる環境が整っている。
- ③ 支援活動のネットワークが形成されることにより、支援情報やノウハウを蓄積、共有するとともに、支援者の育成の仕組みが充実している。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
放課後の居場所を利用した子どもの年間延べ利用人数 (参考:全児童数)	5,162,376人 (193,390人※21年5月)	5,266,000人 (179,339人※推計)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	31,255人	55,000人

重点取組

① 身近な居場所・多様な体験機会の充実

1 放課後児童育成施策の推進

すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業の運営や活動内容の充実を図ります。

また、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に19時までの放課後の居場所を整えます。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
放課後児童育成施策 (19時まで放課後の居場所のある小学校区)	232 か所	ニーズの高い小学校区すべて (309 か所)

2 青少年地域活動拠点の整備・運営

地域で青少年の成長を支援するため、主に、中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流や社会体験・職業体験、学習サポート等を行なう「青少年の地域活動拠点」を設置します。

3 プレイパーク事業の推進

子どもの創造力を生かした自由で冒険的な遊び場ができるプレイパークが、より多くの子どもたちにとっての身近な居場所となるよう、活動団体を支援し、開催数の増加を図るとともに、区局の連携を強化していきます。

4 青少年施設を活用した自然・科学・社会体験活動の推進

青少年施設（青少年交流センター、野島青少年研修センター、青少年育成センター、はまぎん こども宇宙科学館[横浜こども科学館]）や野外活動センターで実施する自然・科学・社会体験事業を通じて、多様な体験機会を拡充します。

5 学校における体験的活動の充実

学校の特色を生かした校外学習や、体験的な学びを推進し、児童生徒の人間性や社会性の育成に取り組みます。

6 職場体験を中心とするキャリア教育の推進

中学校において職場体験を実施するなど、小中学校9年間を通じたキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場面を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。

2

思春期の悩みや課題を乗り越えられる環境づくり

1 思春期問題啓発事業の推進

思春期の青少年が抱える性的問題や飲酒・喫煙とはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座・シンポジウム等を開催するほか、地域における講座等に講師を派遣し、普及啓発を行います。

2 市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進

コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。

また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。

3

子ども・青少年の育ちを社会全体で支える仕組みづくり

1 横浜市青少年育成協会、青少年団体、NPO、学校等の連携による体験活動プログラムの開発

横浜市青少年育成協会が中核となり、青少年団体、NPO、学校等の連携により、青少年が多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会を提供する体験活動プログラムを開発し、地域で体験活動を展開します。

2 ユースコーディネーター養成と青少年育成者・団体の連携促進

横浜市青少年育成協会が中核となり、さまざまな形で青少年に関わる指導者・育成者（ユースコーディネーター）を養成するとともに、青少年育成者や青少年団体の連携を促進することで、青少年育成に関する情報・ノウハウを蓄積し、共有化を図ります。

【参考】関連取組・事業

- 情報モラル教育の推進
- 教育相談

…コラム… 多様な青少年の居場所づくり — 青少年地域活動拠点 —

横浜市では、中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代と交流し、様々な体験を積み重ねる「居場所」として「青少年地域活動拠点」を、現在、市内に7ヶ所開設しています。

この青少年地域活動拠点がユニークなのは、地域の特性や青少年の抱える課題に応じて、運営主体も、空間の有り様も、活動プログラムも各々に異なることです。

例えば、保土ヶ谷区の商店街の一角にある拠点「ハッピースクエア(ハピスク)」は、地元の小・中学生が横浜国立大学の学生たちと一緒に、居場所のレイアウト決めから始まり、壁塗り、テーブルや椅子づくりまで、全て自分達の手で創り上げた拠点となっています。

また、地下鉄センター北駅前のショッピングモールにある「つつき MY プラザ」では、高校生たちが音楽やダンスなどの文化活動を媒介に、街興しから国際交流まで様々な分野で地元の大人たちと共に活躍しています。

さらに、簡易宿泊所が立ち並ぶ中区寿地区に位置する「ことぶき青少年広場」では、外国につながる子どもたちや複雑な家庭環境にある青少年への生活相談や学習支援も行っています。

367万人の市民が暮らす巨大都市・横浜には、色とりどりの地域があり、様々な市民の暮らしがあります。それだけに、青少年の居場所づくりも、それに応じた多様な取組みが求められています。



施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野2-(2)より [P36]

【困難を抱える若者の自立支援】

- 一人ひとりの心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景が多様で複雑となっている。
- 育ちの過程や経済的な要因などで十分な学習機会や体験機会、就労機会が得られなかった若者が増えている一方で、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境となっていない。
- 働き方が多様化する中で、人生の早い時期からの職業意識の醸成や進路選択に応じた能力の養成が求められるようになってきている。

目指す姿

- ◆ 困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを応援する環境が整っている。
- ◆ 青少年の進路選択とキャリア形成を社会全体で支援する環境が整っていると同時に、生きづらさを感じる青少年一人ひとりの状況に応じた職業教育の場・機会が整っている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 一人ひとりの状況に応じて「きめ細かく」、「切れ目ない」相談支援・情報提供が受けられ、社会参加から就労体験まで、支援プログラムが地域に多様な形で展開されている。
- ② 次のステップアップにつながるための就労の場づくりに向けた検討が進んでいる。
- ③ 学齢期・青年期からの早期支援の仕組みづくりに向けた検討が進んでいる。
- ④ 支援情報やノウハウを蓄積、共有するとともに、支援者を育成する取組が充実し、一人ひとりの状況に応じて、社会参加から就労まで、一步一步階段を上げるように経験を積むことができるプログラムのかけはし（キャリア・ラダー）が構築されている。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを切ることができた人数		
(A) 社会参加・就労体験プログラムの年間延べ利用者数	9,700人	12,000人
(B) インターンシップなど就労訓練プログラムの年間実利用者数	70人	120人
(C) 本市の自立支援の取組みによって就労した年間実人数	200人	300人

重点取組

1 相談・支援・情報提供体制の強化と社会参加・就労体験プログラムの充実

1 青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの機能及び連携強化

困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状態に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター（※1）、よこはま若者サポートステーション（※2）、地域ユースプラザ（※3）とによって構成される「ユーストライアングル」を中心とした連携を強化します。また、連携の中核機関として青少年相談センターの機能強化を検討します。

※1 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行う。

※2 就労に困難を抱える若者とその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談や継続的支援を行う。

※3 ※1、2の支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する。

2 よこはま型若者自立塾など社会参加・就労体験プログラムの拡充

困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンプ）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充します。

2 次のステップアップにつながるための就労の場づくり

1 困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討

困難を抱える若者が就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労に繋がるための中間的就労の検討など、支援の構築を進めます。

また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜市中央職業訓練校、青少年自立支援機関とともに、困難を抱えた若者の就労支援について検討を進めます。

2 市内事業者によるインターンシップ等の受入促進

インターンシップや就労訓練プログラムの受け入れ先となる企業開拓に努めるとともに、市内経済団体、就労機会のあるNPOや団体などに理解を求める取組を推進します。

また、よこはま若者サポートステーションやよこはま型若者自立塾で実施するインターンシップなどの就労訓練プログラムの充実を図ります。

3 若者の雇用・就業支援

市内経済団体や関係機関等と協働しながら、若者の就労機会の創出を促進します。

具体的には、職業訓練から採用までの一貫したプログラムを実施する「横浜型若者就労支援事業」をはじめ、無料職業紹介事業や横浜市中央職業訓練校における職業訓練、さらにはハローワークや横浜商工会議所などと連携した合同就職面接会の開催等に取り組めます。

3 学齢期・青年期からの早期支援に向けた取組

1 中・高校生世代を中心とした青少年の進路選択とキャリア形成に関する早期支援の仕組みの検討

職業意識の醸成や、キャリア形成を図るため、家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代を中心とした、早期の段階から学習支援や就労支援、メンタル面でのサポートなどのモデル事業を行い、学齢期・青年期からの早期支援の仕組みづくりにむけて取り組めます。

2 職場体験を中心とするキャリア教育の推進 <基本施策4再掲>

中学校において職場体験を実施するなど、小中学校9年間を通したキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場面を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。

4 困難を抱える若者を社会全体で応援する仕組みづくり

1 横浜市子ども・若者支援地域協議会の設置

複雑で多様な困難さを抱える子ども・若者を支援するため雇用、保健・医療、福祉、教育など分野の異なる関係機関、団体、NPO等が連携・協力する「子ども・若者支援地域協議会」を設置します。これによって、子ども・若者支援のための有効なネットワークの形成や幅広い知識を持った人材の育成など、包括的な支援体制を整備します。

2 困難を抱える若者の社会・経済的な自立を総合的に応援するウェブサイトの運営

就労など進路選択に困難を抱える若者の自立を総合的に応援するウェブサイトを構築・運営します。ウェブサイトでは、若者に対する行政や民間の支援情報を日々更新すると共に、ネット上での若者相互の情報・意見交換の場の設定、支援に積極的に取り組む企業・NPO法人の紹介、若者の仕事体験やインターンシップの実施状況の発信などを行っていきます。

【参考】関連取組・事業

- 不登校対策
- いじめ・暴力問題等への対応
- 教育相談

コラム・社会参加から就労までのプログラムのかけはし 「よこはま型キャリア・ラダー」を社会全体で形成する

困難を抱える若者の状態は様々であり、彼らの自立に向けた取組も、一人ひとりの状況に応じて多様である必要があります。例えば、長い間、家族以外の誰とも接触せずに、自宅に引きこもっていた若者に対して、いきなりフルタイムで働く事を求めても、ハードルが高いばかりでなく、かえって逆効果になる場合も多々あります。

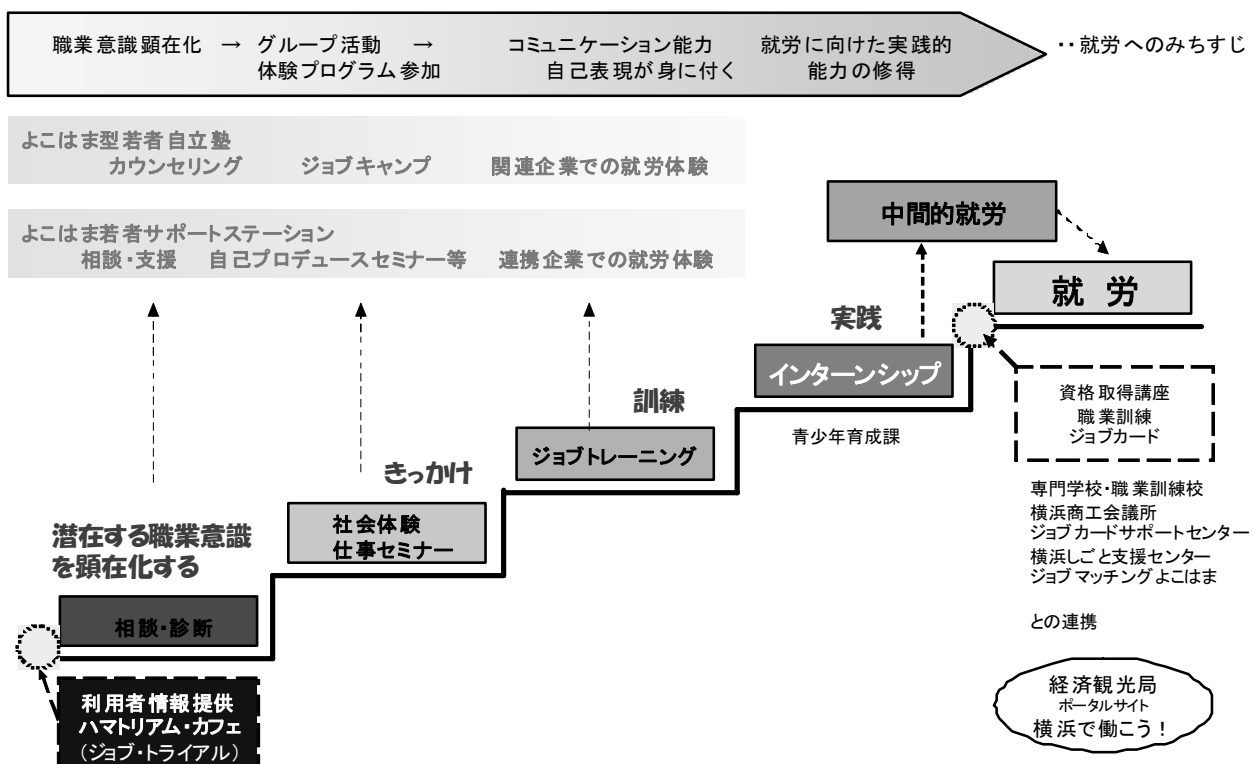
若者の自立支援において大切なことは、彼らが社会参加から就労まで、一步一步階段を上がるように経験を積み重ねていくことを、気長にアシストし続けること。それを可能にするための多様な支援プログラムのかけはし(キャリア・ラダー)をま

また、構築したキャリア・ラダーの各プログラムを相互に結びつけて行く担い手が存在しないと、折角の「かけはし」も有効に機能しません。例えば社会体験のプログラムを終了した若者が、次の段階のインターンシップや職業訓練のプログラムを希望した際に、当事者の状態やニーズを見極めたうえで、適切なプログラムへと橋渡ししていくことのできる支援者を育成していくことが必要となります。そして、このようなキャリア・ラダーの構築と支援者の育成は、行政であれ、民間であれ、単独の支援機関で行うことは難しく、例えば機動力のあるNPO等の民間団体と、安定性のある行政機関が相互に連携することで初めて可能になります。

横浜市では、よこはま型キャリア・ラダーの構築と展開に向けて、平成22年度に「横浜市子ども・若者支援地域協議会」(仮称)を設置し、若者支援に取り組む国、県、市の各行政機関とNPOや企業、学校法人等の民間団体との情報交流や連携を進めていきます。また総合的な見地から機関・団体間の橋渡しの出来る支援人材(ユースアドバイザー)の育成にも取り組みます。

一人ひとりの若者を元気にすることで、横浜全体を元気にする！横浜の若者自立支援に向けたチャレンジは、これからも続きます。

次のステップアップにつながる就労支援の仕組みーよこはま型キャリア・ラダー



施策分野3

様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

■取り巻く現状と課題

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の充実

○児童虐待の増加・深刻化

近年、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加していることに見られるように、子どもの養育環境に厳しさが増えています。背景には、親の経済的困窮や養育力の低下、親あるいは子どもの疾病・障害、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV）といった状況があり、複数の問題が絡みあい、複雑化しているケースも増加していると言われています。

児童人口は減少傾向にあります。平成20年度末における本市児童相談所の児童虐待対応件数は2,156件で5年前（15年度）の2倍弱に上り、新規虐待把握件数では乳幼児や小学校低学年の児童が全体の6割以上を占めています。地域全体で子育て支援や不適切養育の予防・改善に取り組むとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、育児不安への対応や地域の子育て支援策の充実、さらには児童相談体制の充実が不可欠です。

また、児童相談所一時保護所で保護した児童のうち、虐待を理由とする件数が年々増加するとともに、一時保護所の定員超過状態が長年続いてきました。そのため、平成19年に南部児童相談所に新たな一時保護所を設置（定員45名）し、移設した中央児童相談所の開所とあわせ、市内一時保護所の定員を14年度末の30名定員から131名（自立支援部門14名を含む）へと拡充しました。

その後も一時保護件数は依然として増加傾向にあり、1日あたりの平均入所人数は113名（平成20年度）と定員の85%を超えています。

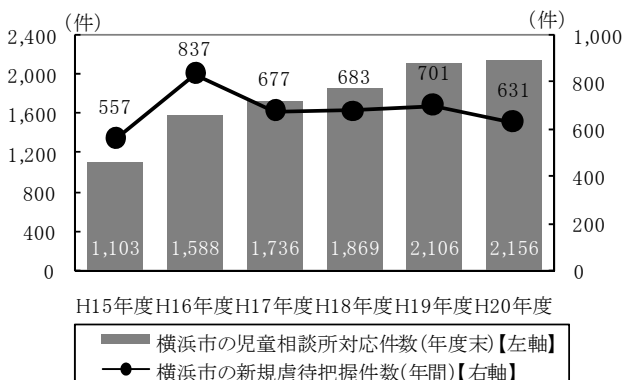
○在宅支援の拡充（養育家庭支援機能の拡充）

不適切養育等の課題を抱える家庭については、各家庭の状況に応じて児童相談所と区役所が連携し

ニーズ調査等から見える状況

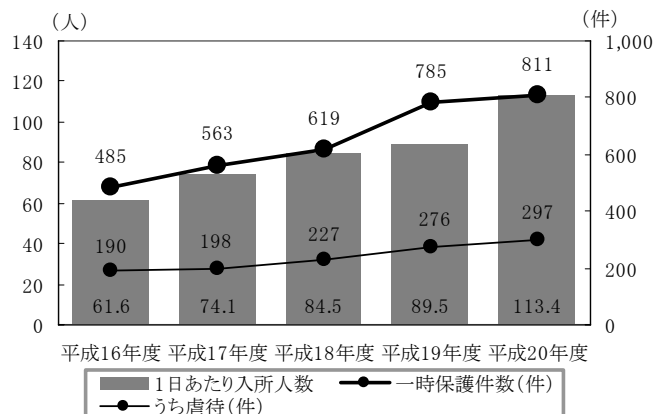
児童虐待の対応件数は5年間で2倍弱の増加

◇本市児童虐待新規把握件数／対応件数



一時保護件数、1日あたり入所人数とも増加し続けている

◇本市児童相談所一時保護所保護件数の推移



て支援を行っていますが、対応すべき家庭の数が年々増加し、深刻で複雑な事例も増える中で、きめ細かな支援を提供できないケースがあるなど、在宅での支援体制は十分とは言えない状況にあります。子どもの通学等の環境をできるかぎり変えることなく、親子がともに地域で継続して生活ができるよう、家庭の状況を踏まえた調整やショートステイなどの預かりサービスの提供を含む、継続的で専門的な在宅支援体制の構築が課題となっています。また、地域の児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実により、家庭をめぐる関係機関の連携強化を進め、地域の子育て力を向上させることも求められています。

○施設・里親等による養育支援の充実

子どもたちが地域で家族とともに安定した生活ができるよう支援する一方、やむをえず家族と離れて暮らす子どもに対しては、社会的養護体制の整備により、安定した養育環境を整えることが必要です。横浜市では平成 20 年度末現在、805 人の児童が施設や里親等の家庭にかわる養育環境で生活しています。一時保護所の入所期間が長期（1 か月以上）にわたる児童と、在宅指導の状態施設入所を視野に入れて対応したケースのうち施設の定員不足により施設等に入所できなかった“潜在的なニーズ”の数が 198 件（19 年度実績）に上るなど、社会的養護の体制が大きく不足しています。

こうした状況について、できるだけ早い段階から在宅支援を進めることにより、地域で継続して生活することを推進していくとともに、施設の新規・改築整備により、施設の定員不足のために入所ができない状況を早期に解消することや、里親など家庭に近い養育環境を拡充していくことが課題となっています。

また、児童養護施設の新規整備や改築に際しては、できるだけ住み慣れた地域に近いところで在宅・入所の支援ができるよう、施設の配置バランスを考慮することも必要です。

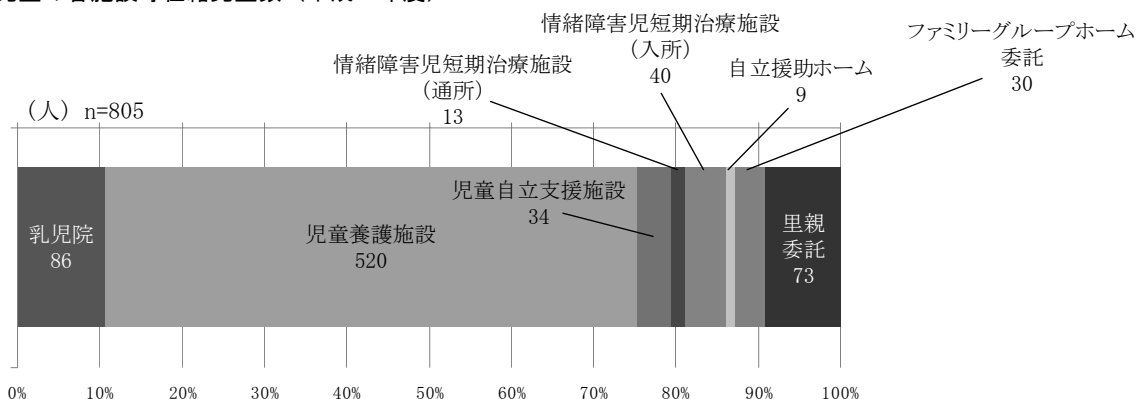
○自立支援の充実

18 歳を超え、施設を退所した子どもたちが孤立しないよう、相談支援や実家的な居場所づくり、アフターケアの仕組みづくりを行うことが課題となっています。

ニーズ調査等から見える状況

805 人の児童が施設や里親等の家庭にかわる養育環境で生活している

◇本市要保護児童の各施設等在籍児童数（平成20年度）



<出典>横浜市子ども青少年局

さらに、子どもは成長・自立して、やがて次の世代を育む側になるという観点から、施設を退所した子どもたちが地域で安心して生活できるよう、青少年・若者の自立支援に関する諸施策、地域や施設、関係機関との連携により一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな自立・就労支援プログラムを整備し、自立や就労に向けた継続的な支援を充実させることが重要です。

(2)障害児とその家族への総合的な支援の充実

○障害児とその家族への支援

本市の障害児の状況を見ると、児童人口が横ばいで推移する中、知的障害児は5年間で約1.5倍に増え、軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加傾向が顕著となっています。特に、地域療育センター利用児童の半数以上が発達障害児であり、初診待ち期間は長期化しています。

また、重症心身障害児者数も年々増加しており、医療的ケアの必要な重度の在宅重症心身障害児者の増加も顕著になっています。重症心身障害児者施設の整備や在宅支援機能の強化・拡充などが求められています。

障害児とその家族が、身近な地域で安心して生活できるためには、障害児支援のための施設整備や機能拡充とともに、障害の早期発見・早期対応、親と家族の障害受容に対するサポート、将来への不安解消のための相談機能の充実などの支援とネットワークの充実が必要となっています。

また、障害児本人への支援にあたっては、障害の特性に合わせたきめ細かな支援が重要です。幼稚園や保育所、親子の居場所などで、他の子どもと一緒に育ちながら支援を受けられることも大切です。

○学齢期の学習環境の整備

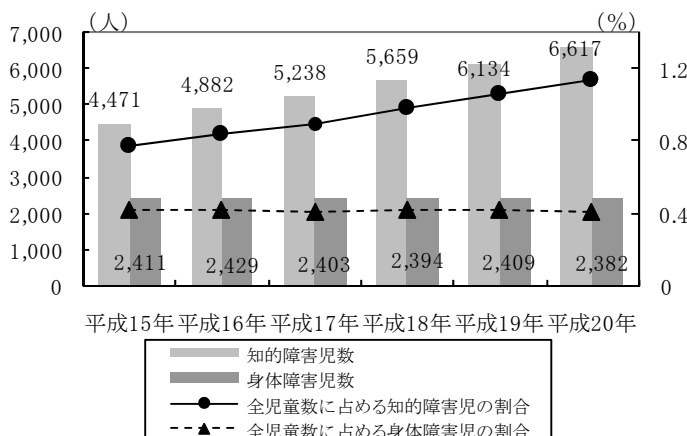
特別支援学校や個別支援級に在籍する児童生徒は年々増加していますが、特別支援学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、普通学級に在籍する学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な支援を行っていく必要があります。

ニーズ調査等から見える状況

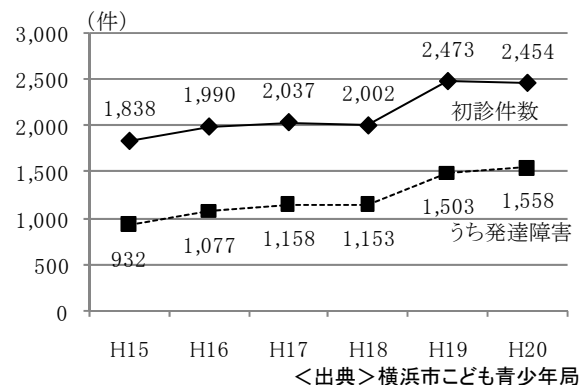
知的障害児は
5年間で約1.5倍増

発達障害児の増加により
地域療育センターの利用が急増している

◇本市の障害児数の推移



◇本市の地域療育センターの初診件数及びうち発達障害の件数



さらに、放課後や夏休み等でも障害児がのびのびと過ごせる居場所の確保・充実を図るなど、個別支援や集団活動支援の推進・強化が求められています。

○地域での安定した生活に向けた支援

医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児者については、地域で安定した生活を過ごしていくために、より多くの医療機関が障害児者に対応し、身近な地域で安心して医療を受けられる体制の充実が必要となっています。

また、障害児の将来への不安感の解消、地域の障害理解が促進され、一人ひとりの障害特性に応じた就労に向けた支援を進めるなど、地域で安定した生活を過ごすための環境を整える必要があります。

○発達障害児への支援

発達障害は、乳幼児健診等で発見された場合、早期療育に向けた体制が整備されていますが、この時期にすべての発達障害を発見することは限界があります。学齢期に集団不応等や進学をきっかけに顕在化することもあり、この場合、家族や周囲の理解不足等が不登校やひきこもりにつながることがあります。また、就労の際に、働きにくさから不応の状態となることもあります。発達障害が顕在化した時期にかかわらず、個々の障害の状況に応じた支援を行うため、福祉・保健・教育の各分野の障害児を支援する関係機関の連携体制の充実と、その支援のための人材育成も重要となっています。

また、保護者の障害の受容のサポートとともに、家族や地域の障害特性に対する理解の促進がより重要になっています。

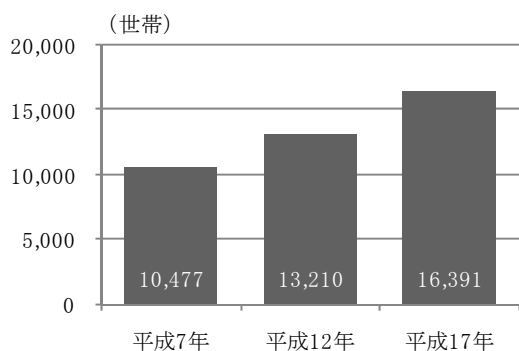
(3)ひとり親家庭の自立に向けた支援／配偶者からの暴力(DV)への対応

○ひとり親家庭への生活の支援

本市の母子家庭数は、平成7年から17年までの10か年間で1.5倍増と大きく増加しています。

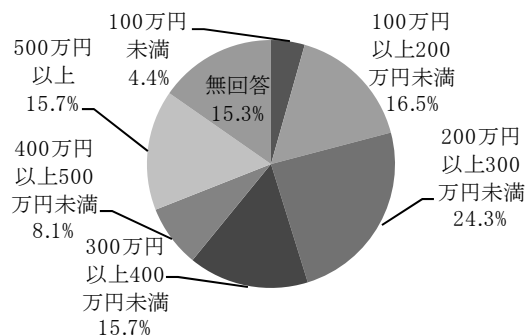
ニーズ調査等から見える状況

母子家庭は10年間で1.5倍以上



<出典>国勢調査

年間世帯総収入額は
母子家庭の45%が300万未満



<出典>ひとり親家庭アンケート調査

(平成20年度／横浜市こども青少年局)

平成20年度に本市が実施した「ひとり親家庭アンケート調査」によると、年間の世帯総収入額（児童扶養手当・養育費等を含む）は、母子家庭の約45%が300万円未満で、父子家庭においても一般世帯に比べ収入が低い傾向にあり、ひとり親家庭になって困ったこととして、「生活費の不足」が多くなっています。また、母子家庭では住居や仕事について困っているとした割合が高く、父子家庭では家事について困っているとした割合が高くなっています。

ひとり親家庭が、安心して子育てと就業の両立ができるよう、生活面や経済面での支援がより重要となっています。

○就労に向けた支援

市内のひとり親家庭の就労率は、母子家庭が86%、父子家庭が89%です。

母子家庭の母の就業形態は、非正規職員（パート・アルバイト、嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員）が半数以上と不安定な就労形態の割合が高く、また、父子家庭においても、子育てや生活面において社会的支援が求められているほか、子どもの養育のために残業ができず転職を余儀なくされる等のケースもあり、ひとり親家庭の親の安定した就業に向けた就業支援が求められています。

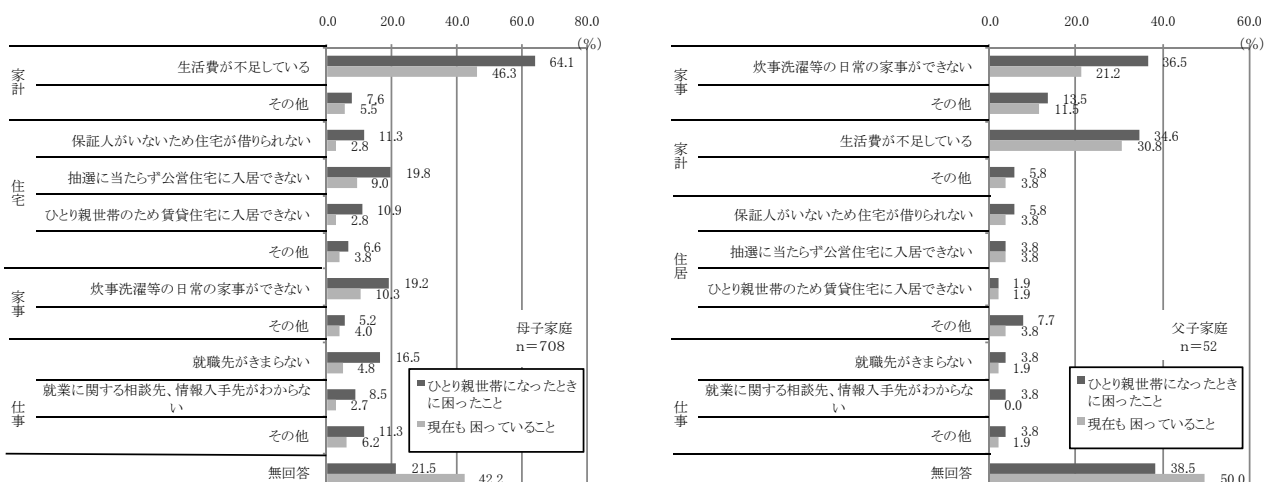
○相談機能・情報提供の充実

ひとり親家庭から各種支援制度について「知らなかった」という声も聞かれ、制度のさらなる周知が必要になっています。支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的な情報提供とともに相談機能の充実が求められています。

また、ひとり親家庭が、社会全体から見守られ、地域で安定した生活を送っていくためには、ひとり親家庭の生活状況に関する企業や地域のより一層の理解が必要です。

ニーズ調査等から見える状況

母子家庭は生活費不足
父子家庭は日常の家事と生活費不足に課題



<出典>ひとり親家庭アンケート調査(平成20年度/横浜市子ども青少年局)

ODV被害者への支援

配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害者は多くの場合が女性であり、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害し、子どもの心身の健康や行動に影響を与える重大な問題です。子ども自身も暴力に巻き込まれたり、加害者から逃れながら生活することで生活の基盤を失ったりするなど、不安定な生活環境におかれることもあります。

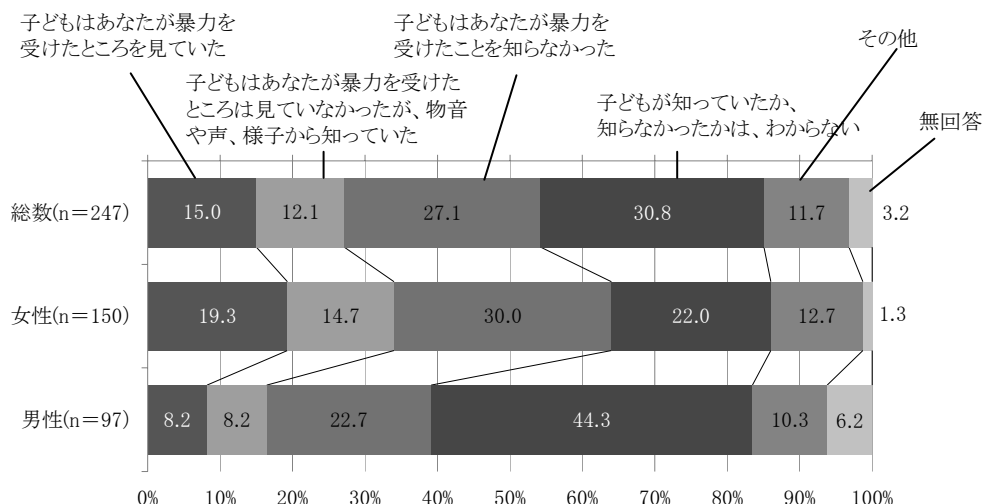
平成20年度に本市が実施した「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び被害者実態調査（面接調査）」では、約3割の人が、親が暴力を受けていることを子どもが知っていたと答えており、親だけでなく子どもにもDVの影響が及ぶなど、DVの根深さが浮き彫りとなりました。DV被害を受けた母子等への相談・保護、自立に向けた支援が求められています。

横浜市では、配偶者暴力防止法の改正に基づき、22年度中に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画<DV基本計画（仮称）>」を策定し、DVに対する取組を推進していきます。

また、同調査からは、若い年代ほど、配偶者等からの暴力が交際期間中から始まっていることが明らかになっているほか、平成19年度実施の高校生・大学生を対象とした「デートDV（交際相手からの暴力）についての意識・実態調査」によると、交際経験がある女性の4割がデートDVの被害経験があることから、若い世代に対するデートDVの防止に向けた取組が必要です。

ニーズ調査等から見える状況

親の暴力を知っていた子どもが約3割



<出典> 配偶者等からの暴力(DV)に関するアンケート調査及び被害者実態調査(面接調査)
(平成20年度/横浜市市民活力推進局)

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

取り巻く現状と課題

※施策分野3-(1)より [P45]

【児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実】

- 児童虐待や家庭をめぐる課題の深刻化により、子どもの養育環境に厳しさが増している。
- 課題を抱える家庭に対し、地域での支援やきめ細かな支援が十分に提供されていない。
- 施設等の定員不足により入所できない子どもがいる。
- 施設退所後や18歳以降の支援が十分でなく、自立の過程で困難を抱えやすい。

目指す姿

- ◆関係機関の連携により、不適切養育や児童虐待を予防する環境が整っている。
- ◆社会的養護が理解され、身近な支援や子育てを地域全体で支える環境が整っている。
- ◆やむを得ず家族と離れて暮らす子どもに対して、一人ひとりの状況に適した養育環境が整っている。
- ◆将来的に子どもが社会へ適応し、次世代の家庭を築いていくための支援体制がある。

後期計画の対応

達成目標

- ① 子育て家庭への相談・支援体制が充実し、地域の支援ネットワークが活性化している。
- ② 地域において、預かりサービスの拡充等の継続的で専門的な在宅支援が充実している。
- ③ 施設や里親・ファミリーホームなど、一人ひとりに適した養育環境の整備が進んでいる。
- ④ 施設退所後や18歳以降のケアなど、自立に向けた相談・支援体制づくりが進んでいる。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
要保護児童対策地域協議会※1による個別ケース検討会議※2件数	93件	800件
施設入所が望ましいが、施設の不足で入所できない児童数	198人※3 (19年度実績)	0人

※1 児童福祉法に基づく「子どもを守る地域ネットワーク会議」の一つ。家庭で子どもが、安心安全して暮らしていけるよう、関係者が集まり、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくためのネットワーク。

※2 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を行う必要がある家庭を対象として行う。

※3 一時保護所の入所期間が長期(1か月以上)にわたる児童と、施設入所を視野に入れて対応したケースのうち施設の定員不足により入所できなかった児童の合計数。

重点取組

1 児童虐待防止体制の充実



1 乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握 <基本施策1再掲>

支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、「出生連絡票」の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。

乳幼児健康診査時の問診項目の見直しを行い、産後うつや不適切養育の予防を図ります。

2 支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施 <基本施策1再掲>

支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用し、専門職による家庭訪問、産前産後ケア事業などの支援へつなげます。

3 児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の充実

市民や地域関係者に向けた児童虐待防止の広報・啓発活動を進めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、地域の支援ネットワークの充実を図ります。

区役所(福祉保健センター)と児童相談所を中心に、支援の基本となる個別ケース検討会議の充実に向けて、地域関係者向けの研修会を行います。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や各区の実務者会議「各区虐待防止連絡会」との連携強化を進め、協議会全体の活性化を図ります。

4 児童相談所等の相談・支援体制の充実

夜間・休日における緊急の児童虐待通報や相談に迅速に対応する体制を強化するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。

また、虐待の早期発見や再発防止のために、区役所(福祉保健センター)の対応の充実を図ります。さらに、子どもに対してよりケアの行き届く一時保護所のあり方や、障害児への虐待防止に向けた支援のあり方を検討します。

2 在宅支援の充実(養育家庭支援機能の拡充)

1 強化型児童家庭支援センター(仮称)の設置

養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター(※)」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「強化型児童家庭支援センター(仮称)」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。

(※)児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図る。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
強化型児童家庭支援センター(仮称)の設置・運営	0か所(児童家庭支援センターとして1か所)	9か所

2 ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実

家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う、ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)の実施施設を増やします。

3 家族再統合事業の推進

児童相談所が中心となって、児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、家族統合を推進するために、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図るほか、施設との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。さらに、再統合後の家庭で適切な養育が行われるよう、支援体制を充実するほか、区役所(福祉保健センター)、保育所、学校など地域の関係機関との連携を強化します。

3 施設・里親等による養育支援の充実

1 児童養護施設の新規整備

児童虐待など様々な事情で家庭での生活が困難な児童が入所する児童養護施設を新たに整備します。整備にあたっては、整備地域が偏らないよう配置バランスを考慮します。

2 老朽化施設の再整備と個室化・ユニット化の推進

老朽化した児童養護施設などの改築を進めます。児童居室の個室化や、家庭に準じた規模として6人程度のグループごとに居室、台所、浴室などを整備するユニット化を進め、居住環境の改善を行います。

3 里親・ファミリーホーム制度等の拡充・支援

里親・ファミリーホーム制度(※)の理解促進に向けて、パンフレットの発行や制度説明会の実施など、広報活動を行います。

また、里親養成のために、研修を継続的に実施するとともに、より専門性の高い「専門性のある里親」制度を整備します。

さらに、里親が安心して児童の養育に専念できるよう、里親対応専門員等による訪問や面接などによる支援を行うとともに、強化型児童家庭支援センター(仮称)を活用し、里親及びファミリーホームの拡充のための支援策を強化します。



(※)小規模住居型児童養育事業。養育者の自宅にて、家庭的な環境の中で5～6人の児童を養育する。

【事業目標】

事業名	21 年度末状況	26 年度目標
施設整備・市所管児童養護施設定員数の増	446 人	518 人
里親等委託率	14.5%(20 年度末状況)	16.5%

4 自立支援の充実

1 施設退所後の相談・支援の充実

施設に入所していた子どもが施設退所後も安心して生活できるよう、十分な準備を行える支援体制を強化するほか、青少年・若者の自立支援の地域機関と連携を図りながら、必要な相談ができる居場所づくりの検討を進めます。

また、強化型児童家庭支援センター(仮称)において、施設を退所した子どもに対する相談・支援はもちろん、その家族への相談・援助やショートステイなど、継続したフォローアップを行います。

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

基本施策7 障害児への支援

取り巻く現状と課題

※施策分野3-(2)より [P47]

【障害児とその家族への総合的な支援の充実】

- 障害児の増加や障害の重複化等の傾向の中で、障害の特性や成長に合わせた障害児への支援とネットワークの充実が求められている。
- 障害児一人ひとりに対する、生活や学習のきめ細かな支援とともに、放課後等の居場所の確保の充実が求められている。
- 将来にわたる地域での生活に向けて、地域の障害理解とともに、医療機関の受診環境や雇用環境など障害児者を取り巻く環境の整備を進める必要がある。
- 発達障害児への個々の障害の状態に応じたきめ細かな支援とともに、発達障害に対する家族や地域の理解の促進、関係機関の連携体制の充実が必要となっている。

目指す姿

- ◆福祉・保健・医療・教育等の各種施策の円滑な実施により、個々の障害特性に応じた支援を展開させ、身近な地域で障害児が安定した生活ができている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 障害児の増加や重複化等に対応する、障害児施設の機能強化と拡充が進んでいる。
- ② 障害の早期発見・早期療育の推進とともに、障害の特性や成長の段階に合わせた支援が充実している。
- ③ 障害児の学習環境の整備とともに、放課後等にのびのびと過ごせる居場所が確保され、本人の社会性や対人関係能力の向上や親の就労や社会参加につながっている。
- ④ 地域で暮らす障害児への理解が促進され、保護者の負担軽減や、障害児の生活を支援する地域の連携が進んでいる。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
地域療育センター等の通園施設定員	820人	910人
地域療育センター等の年間初診実施数	2,646人	2,845人
障害児の居場所づくり事業の年間利用児童数	38,680人	77,000人

重点取組

1 障害児施設の機能強化・拡充等

1 地域療育センターの拡充

港南区に市内8か所目となる「地域療育センター」を整備し、障害児とその保護者が必要な療育を受けられる環境を整えます。

2 重症心身障害児施設の整備・拡充及び機能強化

新たな重症心身障害児施設を整備し、在宅介護を行う家族の負担軽減のために在宅生活を支援するための短期利用ベッドを充実するなどの機能を強化します。

3 既存障害児施設の再整備及び機能強化

建替えによる再整備により、耐震上の問題を解消し、入所児童の成長に合わせた適切な生活環境を整えるとともに、在宅支援等の施設機能の強化を行います。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
地域療育センターの整備	7か所	8か所
市内所管重症心身障害児施設入所定員数	139人	300人

2 乳幼児期からの支援の充実



1 障害の疑いのある段階からの対応(養育者の相談ニーズに応じた早期支援)

発達上の心配があり支援が必要な子どもとその養育者に対し、早期からの相談・支援を充実させるため、乳幼児健康診査時の問診項目の見直しや健康診査に従事する職員のスキルアップを進めます。また、養育者の相談ニーズに応じ、子どもの成長・発達を確認し、心配がある場合の専門的な相談体制の充実を図ります。

2 障害児保育 <基本施策3再掲>

全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。

3 主に知的な遅れのない発達障害児に対する支援の拡充

地域療育センターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、主に知的な遅れのない発達障害児に集団療育の場を確保し、子どもとその保護者に対して必要な療育支援を実施します。

3 学齢期の支援の充実

1 障害児居場所づくりの推進

より身近な場所で障害児の居場所を増やしていきます。また、利用児童の社会性や対人関係能力の向上に向けて、担い手の専門性を高める取組を行うとともに、知的障害児に加えて、肢体不自由児や重症心身障害児等も利用しやすいよう、バリアフリーの拠点を増やします。さらに、学校や地域の相談支援機関、社会資源との連携強化に取り組めます。

【事業目標】

事業名	21年度末状況	26年度目標
障害児の居場所の整備	17か所	36か所

2 地域療育センターの学校支援の推進

地域における障害児療育の中核施設である地域療育センターの有する経験と専門性を生かし、専門スタッフが小学校に訪問し、技術的支援や教職員への研修を実施します。

3 学齢障害児(学齢後期)への支援の推進

概ね中学校期以降の発達障害児を主な対象として、それぞれが抱える思春期における課題の解決に向けて、診療・相談等を行うとともに、通学する学校等の関係機関と連携して支援をします。

4 障害児の通学、校内生活、校外学習での支援の推進

民間ボランティアである学校生活支援員やガイドボランティアなどによって、学齢期の障害児の通学時・校内生活・校外学習等における支援を実施するための事業を充実していきます。

5 特別支援学校における余暇活動の推進

特別支援学校に在籍する児童生徒や幼児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介護負担の軽減を図るため、プールの開放や指導、部活動や文化活動等の余暇支援を行います。また、地域と連携して、小中学校の個別支援学級、福祉施設に在籍する児童生徒、幼児との交流を進めます。

6 放課後児童育成施策における受け入れ支援

「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の放課後3事業において、障害児の受け入れにあたり、スタッフへの研修等を通じて、対応のスキルアップを図ります。



1 障害児者医療に理解のある医療機関情報の提供と重心医療連携ネットワークの構築

どのような障害があっても家族とともに生活を継続することが出来るように、さまざまな障害に対応し、受け入れを行う医療機関の情報を在宅障害児者世帯に提供します。

また、重心医療連携ネットワークの構築や医療従事者研修等を実施し、重症心身障害児者とその家族が安心して在宅生活を継続することができるように支援の取組みを進めていきます。

2 特別なニーズがある障害児を対象とした緊急一時対応の推進

医療が必要な重症心身障害児者や強度行動障害児等が障害状況の変化などにより、家族との在宅生活が困難になった際の緊急対応やレスパイト対応として、指定された医療機関で一時的な入院を受け入れることができるよう、取組んでいきます。

3 関係機関や市民への障害理解啓発活動の推進

市内の障害福祉関係団体と機関で組織する「セーフティネットプロジェクト横浜」(Sプロ)を主体として、絵記号を使った「コミュニケーションボード」の普及・啓発活動を引き続き行います。また、Sプロや市民活動と協働しながら、災害時における要援護者対策や医療機関従事者への障害に対する理解促進などを進めます。

さらに教育機関や公共交通機関、学校などに対して、発達障害についての研修を実施します。

4 福祉・教育・医療・労働が連携した就労支援体制の強化

障害者就労支援センターを中心に、福祉、教育、医療、労働の関係機関による就労支援ネットワークの連携を強化します。特に、障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと各事業所、特別支援学校などによる実習・訓練との連携を拡充し、より効果的な取組を行います。

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭へ支援

基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

取り巻く現状と課題

※施策分野3-(3)より [P48]

【ひとり親家庭の自立に向けた支援/配偶者からの暴力(DV)への対応】

- ひとり親家庭は増加傾向にあり、多くが生活面や経済面で不安を抱えている。
- 安定した就業に向け、特に母子家庭の母への就業支援が必要になっている。
- 各種支援制度に関する積極的な情報提供・相談機能の充実が求められている。
- ひとり親家庭の生活状況に関する企業や地域のより一層の理解が必要となっている。
- 配偶者からの暴力(DV)の被害を受けた母子等への支援が求められている。

目指す姿

- ◆ひとり親家庭が行政・関係団体等の支援制度・サービスを利用し、地域で安定した生活を送っている。
- ◆地域や企業など社会全体が見守る中で、個々の家庭の状況に応じた就労につき、経済的な自立がなされている。
- ◆DV被害を受けた母子等が安心して安定した生活ができている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 家庭への生活支援と子ども自身への支援が充実し、安定した日常生活につながっている。
- ② 技術の習得、資格の取得等に向けた支援や地域・企業への理解の促進が就労につながり、経済的な自立が促進されている。
- ③ 相談機能や情報提供の充実により、生活支援や就業に向けた様々な支援制度が活用されている。
- ④ DV被害を受けた母子等への相談・保護、自立に向けた支援が充実している。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
母子家庭の世帯総収入額(各種手当等を含む)について、300万円未満の世帯の割合	45% (20年度調査)	40%
母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	27%	42%

重点取組

1 子育てや生活の支援の充実

1 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等が困難な場合に、「家庭生活支援員」（ヘルパー等）を派遣して、日常生活のお手伝いをし、ひとり親家庭等の日常生活支援事業を行います。

2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の父または母もしくは養育者と、その者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

3 母子生活支援施設退所者向けの支援の充実

母子生活支援施設にフォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問や電話で、生活や子育てなどの相談を受けるほか、自助グループ等の育成や支援者の育成を行います。

4 ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実 <基本施策6再掲>

保護者の疾病その他の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う、ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)を実施します。

5 DV被害者の緊急一時保護

相談や支援を行なう母子生活支援施設の緊急一時保護や、民間の女性緊急一時保護施設の運営費を助成し、緊急を要するDV被害者の受け入れ態勢を確保します。

6 若年女性無業者の就労支援

さまざまな生活上の困難から就労できない若年女性無業者が、パソコンの基本など仕事の基本的なスキルを学ぶとともに、心身の調子や働くための環境を整えるための事業を実施します。また、講座及び事業の参加者を講座修了後も継続的に支援し、一人ひとりの適性に合った社会参加・就労など自立までをサポートします。



2 就業の支援の充実

1 母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談、就職情報の提供・職業紹介の実施

母子就労支援員が一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成、区役所の相談窓口などで面接相談・書類作成の支援をしたり、電話相談を行うなどきめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等を行います。

また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。

2 父子家庭への就労相談、職業紹介の実施

父子家庭を対象に、母子家庭等就業・自立支援センターへの来所や電話による就労相談を実施します。また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。



3 教育訓練給付金等の支給による就労支援の推進

母子家庭の母を対象として、適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講開始前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。また、看護師など、経済的自立に効果的な資格の修業期間のうち、一定の期間に生活費を補助します。また、入学支援修了一時金を支給します。

4 職業訓練の推進

母子家庭の母、生活保護受給者などを対象とした職業訓練や、離職者を対象とした職業訓練を実施し、訓練修了後は就職に向けた支援を行います。

5 地域・企業への理解促進

地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況等に対する理解を求めています。

3 相談機能等の充実

1 相談機能・情報提供の充実

ひとり親家庭等の生活全般について、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターにおける夜間の電話による日常生活相談の実施や情報の提供を行います。また、DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについて、区役所や夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等を行います。

2 子ども自身への支援

ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるよう、知識や経験のある相談員による支援を推進するとともに、子ども自身から相談を受けている団体や関係機関に対し、ひとり親家庭についての情報提供を行うことにより、ひとり親家庭への理解を深めます。

3 シェルター等におけるDV被害者への住居・就労等に関する相談・支援の実施

シェルター（民間の女性緊急一時保護施設）において、DV被害者などが地域での生活に向けて、住まい探しや就労等の問題解決に安心して臨めるよう専門的に支援します。

また、民間支援団体と協働で、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行ないます。

4 DV被害者の心身回復支援

男女共同参画センターにて、DV被害者の自己信頼感を高めるための講座、関連する法律について情報提供する講座、就労支援講座、母子のためのプログラムを開催します。さらに、DV被害者同士がお互いに支えあう自助グループを支援し、DVの被害を受けた人の回復と自立をサポートします。



5 女性に対する暴力防止の啓発

広く市民を対象に、デートDV（交際相手からの暴力）を含む女性に対する暴力の問題について理解を深めるとともに、相談機関等の周知を図ることを目的に、「女性に対する暴力防止キャンペーン」を実施します。

施策分野4

子どもを大切にすまちづくりの推進

■取り巻く現状と課題

(1)安心して子育てができるまちづくり

○安心して外出できる環境づくり

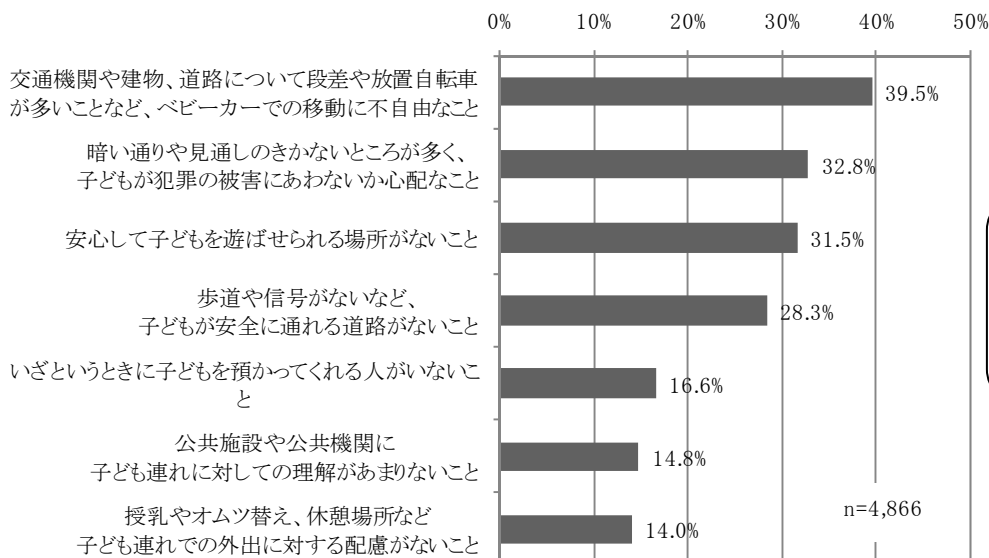
子育てにおける心配ごととは多岐にわたりますが、本市調査で「子育てをされていて気になること」の第1位に「段差や放置自転車がが多く、ベビーカーでの移動が不自由」が挙げられるなど、妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設や店舗等まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。

さらに、外出先で困っても協力を求められずに我慢したり、子どもが迷惑をかけているのではないかと気疲れしたりするなど、妊娠中や小さな子どものいる家庭にとって、ハード面のみならず、周囲の人の理解や情報といったソフト面でも、安心して外出することを困難にするバリアが数多く存在しています。一方、子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査（こども未来財団、2004年12月）によると、「外出先で手助けされたり、勇気付けられたりしてうれしかった体験」として、「バスや電車で席を譲ってくれた」「ベビーカーを運んでくれた/たたんでくれた」「子どもをあやしてくれた/話しかけてくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援になることが分かります。

公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革や、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。

ニーズ調査等から見える状況

◇子育てをされていて、気になること、困ること



段差や放置自転車、安心して子どもを遊ばせられる場所の不足、子どもの安全などを望む声が多い

<出典>子育て支援に関するニーズ調査（未就学児保護者）（平成20年度/横浜市こども青少年局）

○子育てしやすい環境の整備

子育て中の家庭にとって、子育てに適した住宅としては、たとえば家族の人数にあった室内の適度な広さを確保することや、子どもの足音や声に対応する遮音性を持つことが求められます。特に乳幼児期では玄関までのベビーカーでの移動、将来を見据えた場合には、車椅子の利用などライフステージへの変化に対応できるバリアフリーに配慮した住宅であることなどが挙げられます。

さらに子育て家庭からは周囲の安全や防犯への配慮、「保育所や幼稚園や学校が近くにある」といった周辺環境を含めた住みやすさを求める声も聞かれます。

このような子育て家庭ならではの事情に配慮した、子育てにやさしい住宅の供給に取り組むなど、子育てしやすい環境の整備を推進していく必要があります。

○子ども・青少年が安心・安全に過ごせるまち

まず、乳幼児の安全確保の観点からは、交通事故を含め不慮の事故を予防する取組が重要です。乳幼児の中でも特に0歳児は窒息による死亡が多く、本市では、不慮の事故による0歳児の死亡率が全国平均を上回る状況が続いていることから、保護者に対する子どもの事故予防に関する啓発の実施など、その対応が求められています。

また、本市調査では、「子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」「子どもが安全に通れる道路がない」が上位に挙げられており、子どもが巻き込まれる犯罪・事故に対する懸念があげられています。「よこはま学援隊」などの地域・学校・家庭が連携して地域全体で子どもを見守る取組が進み、地域における活動が活発化しており、地域防犯拠点の設置や防犯パトロールなどが市内全域で進んでいます。

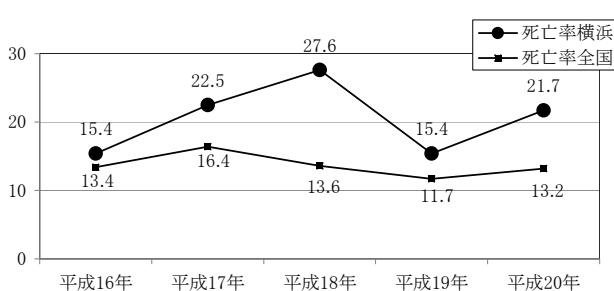
さらに、学齢期から思春期の子ども・青少年育成においては、情報化社会におけるインターネットや携帯電話等の利用環境の整備、薬物関連問題への対応など、有害環境から子ども・青少年を守るための取組を、市民やNPO等と連携しながら、社会全体で進めていくことが重要です。

ニーズ調査等から見える状況

不慮の事故による0歳児の死亡率が
全国平均を上回る

特に0歳児は窒息による死亡が多い

◇不慮の事故による0歳児の死亡率
(出生10万人対)



◇過去5年間(平成16~20年)の子ども
の不慮の事
による死亡総数

	0歳	1-4歳	5-9歳
交通事故	0	7	10
窒息	31	7	0
煙・火災	0	4	1
転倒、転落	0	2	1
溺れ	1	1	5
その他	1	4	0
計	33	25	17

<出典>人口動態統計(横浜市衛生研究所)

○環境への対応

豊かな自然環境や安全・安心な都市生活環境は、未来を担う子どもたちが、のびのびと安心して育つ環境として欠かせないものです。私たちは、これらの環境を守り、創造することに取り組むとともに、子どもたちに対して、環境の大切さを伝えること、かけがえのない環境を将来に継承していくために行うべきことについて伝えていく必要があります。

現在、本市では、地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者などが様々な単位で取組をすすめています。子どもたちのために、これらの取組を引き続き推進し、子どもたちが自然環境に興味・関心を持つとともに、自然環境との共生を通じて子育て環境の充実を図っていく必要があります。

(2)子どもを大切にすの機運の醸成

○ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てや子どもの育ちを社会全体で支援していくためには、子どもを大切にすの機運の醸成など、市民全体の意識改革や価値観の転換が求められます。特に、子育て家庭において必要なゆとりを生み出し、子育てや子どもに関わる活動や支援の担い手の裾野を広げていくためには、市民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要な要素となります。

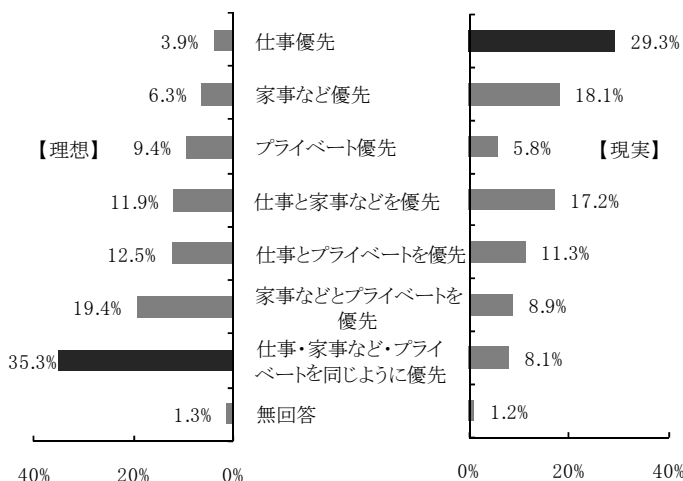
本市調査によると、市民の多くは、「仕事、家事、プライベートを同じように優先したい」という理想を持ちつつも、現実には「仕事優先」で特に男性にその傾向が強く、女性が家事などを優先する傾向が高くなっています。父親が家庭生活において責任を果たせるよう、そして、子育て期においても、男性も女性もやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族の団らんや自分自身のための時間を確保し、ゆとりを持って楽しく子育てができるよう、多様な働き方・生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス社会を目指していくことが求められています。

ニーズ調査等から見える状況

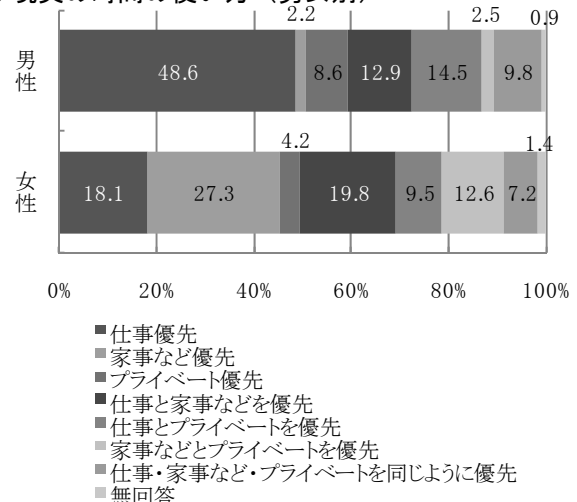
ワーク・ライフ・バランスの実現を理想としつつも、現実には仕事優先

男性は仕事優先、女性は家事など優先の傾向が高い

◇生活における時間の使い方（理想と現実）



◇現実の時間の使い方（男女別）



<出典> 次世代育成に関する市民意識調査(平成20年度/横浜市子ども青少年局)

そのためには、企業に向けた支援も不可欠です。特に、市内事業所の圧倒的多数を占める中小企業では、昨今の厳しい経済情勢の中で、両立支援をはじめとする従業員のワーク・ライフ・バランスに取り組む余裕がないという状況が多く見受けられます。

そこで、経営支援という観点から、経営者や人事・労務担当者などを対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や企業にとってのメリット・必要性、具体的な進め方などの情報提供や相談支援、先進的な取組事例の紹介などを行いながら、働きやすい職場づくりを推進していくことが必要です。

○子どもや子育て支援への関わり

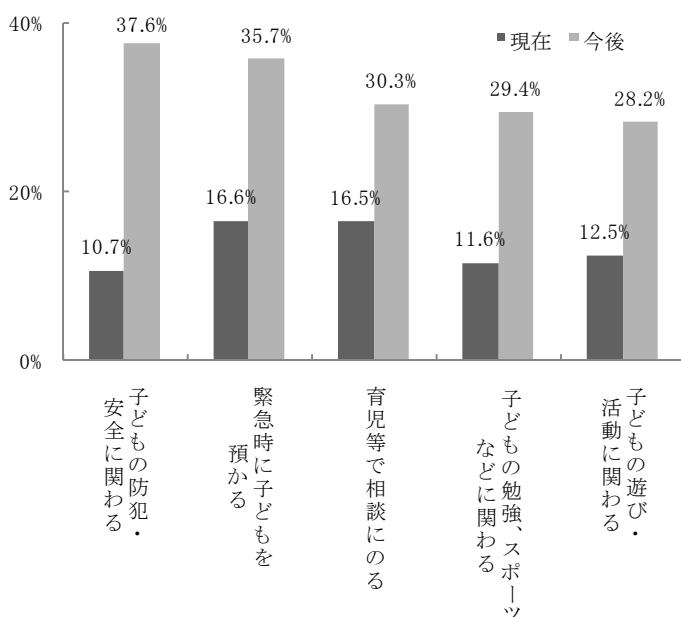
子育て支援を進めるうえでは、子どもや子育て家庭を直接支援するだけでなく、市民や企業・団体などに広く子育て支援や子どもの健全育成に関心を持ってもらい、理解の裾野が広がることが大切です。そのためには子育て支援に関わる市民活動や、子育て支援をテーマにした企業の社会貢献活動をより積極的に支援していく必要があります。子どもと関わりのある活動を今後やってみたいと考える市民は多く、NPO等の活動も活発化しています。また、企業の社会的責任（CSR）等の取組にも関心が高まりつつあり、子どもを大切にすまちづくりに向けて、市民・企業・行政などの連携と協力体制が求められています。

そこでは、子ども連れや子ども自身が利用しやすい場・機会を増やしていくために、様々な配慮やサービスが受けられるお店や施設、イベント機会等の拡大や、子ども・青少年活動に市民や企業等が参加しやすい仕組みづくりも大切です。

また、子育ての喜びを実感しながらゆとりをもって子育てすることができ、子どもを持ちたいと思う人が子どもを産み育てることに希望を持てるよう、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信や機運の醸成も求められています。

ニーズ調査等から見える状況

◇子どもとの関わりでやってみたいこと



子どもと関わりのある活動を今後やってみたい市民は多い

<出典> 次世代育成に関する市民意識調査(平成20年度/横浜市こども青少年局)

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

基本施策9 安心・安全のまちづくり

取り巻く現状と課題

※施策分野4-(1)より [P63]

【安心して子育てができるまちづくり】

- 妊婦や子ども連れの外出において、公共交通機関や建築物等の物理的なバリアのほか、周囲の人の理解や情報面のバリアなど、安心して外出することができない状況がある。
- 子育て家庭が安心して暮らせる住宅の供給など、子育てしやすい環境の整備が求められている。
- 子どもが巻き込まれる犯罪・事故や有害環境への対応など、子ども・青少年が安心・安全に過ごせるまちづくりを地域全体で進めていく必要である。
- 自然環境の変化や、資源の循環、複雑多様化する都市生活環境に関する課題など、子どもたちが育つこれらの環境に関する課題に早急に対応する必要がある。

目指す姿

- ◆妊婦や子育て家庭が安心して外出でき、子育てしやすい環境が整備されている。
- ◆子どもが巻き込まれる犯罪・事故等がおこりにくいまちづくりが進んでいる。



後期計画の対応

達成目標

- ① 子ども連れで外出しやすい環境や、子どもの安全や遮音等に配慮した子育てに適した住宅環境の整備など、安心して子育てできる環境づくりがすすんでいる。
- ② 子どもが巻き込まれる犯罪や事故等を防止するための協力体制が整備されている。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせると思う人の割合	31.7%(※)	40%

※【参考値】21年度横浜市民意識調査「暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせる都市の実現に向けて進んでいると思いますか」に対して、「進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した人(20～49歳)の合計

重点取組

1 子育てにやさしい住環境等の確保・推進



1 だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進

子ども連れで外出しやすい環境づくり等のために、支えあい（ソフト）と環境（ハード）の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

ソフト整備の面では、福祉のまちづくり推進会議の開催や市民・事業者に向けた啓発の取組を行います。また、ハード整備の面では、福祉のまちづくり条例対象施設（建築物等）の新築、改修時の事前協議等によるバリアフリー化の推進や鉄道駅舎へのエレベーター等設置補助を実施します。

2 ヨコハマ・りびいん事業、公営住宅供給事業、横浜市民間住宅あんしん入居事業

子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、入居の支援等を推進します。

ヨコハマ・りびいん事業では、子育て世帯が入居する際には、所得要件の緩和を行っています。公営住宅供給事業では、市営住宅の入居者募集において、多子世帯、子育て世帯、母子・父子世帯への当選率の優遇等を実施します。横浜市民間住宅あんしん入居事業では、物件のあっせんや連帯保証人に代わる滞納保証制度の紹介等を行い、民間賃貸住宅への入居をしやすくします。

3 地域子育て応援マンションの認定

子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについては、市ホームページで紹介します。

4 子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進

地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など）を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。

2 子どもの事故等を防ぐ取組の推進



©やなせ・F・N

1 地域防犯拠点設置支援事業の推進

地域で発生する犯罪に対して、防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援し情報・交流の拠点を整備します。設置場所の選定にあたっては、区役所が中心となり地域住民と調整して進めます。

2 学校の安全対策事業の推進

保護者や地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」が、来校者の受付対応、通学路など地域における児童生徒の登下校時の安全見守り活動などを行います。また、「よこはま学援隊」の活動に対する支援として、学校からの相談対応や学校への情報提供、助成等を実施します。

3 交通安全教育の推進

幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導事業」を実施します。また、小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加・実践型の「はまっ子交通あんぜん教室」を実施します。

4 交通安全施設等整備(あんしんカラーベルト等)の推進

安全で安心な移動を確保するため、道路における交通安全施設等の整備を推進します。主に市内小学校の通学路等を対象に、小学生など歩行者の安全確保を図るため、警察署・地元町内会・学校等と調整のうえ、車両の速度抑制等を目的とした路側帯のカラー舗装化や、運転者からの見通しを良くするため、隅切り(交差点の角を切り取ること)設置等を実施します。

5 子どもの不慮の事故予防の推進

事故の予防法や事故が起きたときの対処法をまとめたリーフレットの発行、ホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発の実施など、保護者や周囲の大人に向けた啓発を推進します。

6 災害時における妊婦・子ども等への対応

災害時における妊産婦、乳幼児、障害児者等要援護者について、本市防災計画に基づき、避難場所の割振りや専用スペースの確保など、それぞれの状況に配慮した避難所への受け入れを着実に推進していきます。また、生活環境の変化により避難所での生活に困難をきたすことなく、自立した避難生活を送ることができるよう、区、関係機関・団体等と連携して、それぞれのニーズを考慮した支援について検討を行うとともに地域防災拠点運営委員会への啓発を行います。

7 市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進 <基本施策4再掲>

コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。

また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。

【参考】関連取組・事業

○地球温暖化対策や資源の循環、自然環境との共生や環境教育・環境行動の推進などの取組

基本施策 10 ワーク・ライフ・バランスの推進と 子ども・青少年を大切にす機運の醸成

取り巻く現状と課題

※施策分野4-(2)より [P65]

【子どもを大切にす機運の醸成】

- 子育てしながら働きやすい環境の整備が進まず、就労継続を断念する女性が多い。
父親の長時間労働も改善されず、子育てや家庭生活に関わるゆとりがない。
- 職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解が進まず、仕事中心となっている。
- 市民・企業は、子ども・青少年や子育て支援に関わる活動に関心はあるが、現実の活動はまだ限定的である。

目指す姿

- ◆企業や市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解し、その実現に向けて具体的に取り組んでいる。
- ◆市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現により、家族の団らんの充実や、父親の家事・育児が推進されている。
- ◆横浜のまち全体で、子ども・青少年や子育て家庭を大切にす機運が醸成されている。



後期計画の対応

達成目標

- ① 仕事と子育て等を両立できる職場環境の整備が進んでいる。
- ② 市民一人ひとりによる働き方の見直しが進み、家族の団らんや子育てをはじめとする家庭生活の充実、地域活動への参加等が進んでいる。
- ③ 市民・企業・行政の連携により、子ども・青少年や子育て家庭を支援する取組が広がっている。

評価指標

	21年度末状況	26年度目標
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業※1の割合	16.4%	30%
ワーク・ライフ・バランスを知っている※2市民の割合	23.8% (20年度調査)	50%

※1:市内の従業員数50名～300名の企業及び市内特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

※2:「具体的に知っている」「なんとなく知っている」人の合計

重点取組

① 男女ともに働きやすく子育てしやすい職場環境づくり

1 企業向け普及・啓発の推進

働きやすい職場づくりに向けて企業の取組を促進するため、企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットの発行を行います。

また、子育て支援 NPO との連携により、企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、NPO の活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。

2 事業所内保育施設の設置推進 <基本施策3再掲>

事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。

3 企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所の取組について広く紹介し PR を行い、他の市内事業所に対し普及・啓発を図っていきます。

4 企業経営相談を通じた両立支援のサポート

企業における仕事と子育てを両立する職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。また、取組を本市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進します。

・コラム・ 企業と子育て支援 NPO の協働「子育てタクシー」®

「子育てタクシー」は、ドア・ツー・ドアの移動サービスのメリットを活かし、乳幼児連れの荷物の多い外出のサポートや、子どもだけの送迎も安心して任せられる、子育て家庭向けのタクシーサービスです。各地域のタクシー事業者と子育て支援NPOとの協働事業として、全国規模で取組を展開しています。平成18年6月に設立された「全国子育てタクシー協会」には、21都道府県67社が加盟しており、横浜では鶴見・中・都筑・瀬谷の4区で運行が始まっています(平成22年2月現在)。

子育てタクシーの認定ドライバーは、協会指定の養成講座(8時間以上)と現場での保育実習(半日)を修了した、「子育て支援が分かる運転のプロ」です。そんなドライバーの養成とスキルアップ、サービスの維持に貢献しているのが、子育て支援NPOが持つノウハウや情報ネットワークです。

企業と子育て支援NPOの連携による新たな試みに、大きな注目が集まっています。



2 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

1 市民向け普及・啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、市民一人ひとりが意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民向けリーフレットを発行します。

2 父親の家事・育児の推進

楽しく積極的に子育てに関わる父親を増やし、父親の子育てに対する理解促進と取組の拡大を図るため、地域子育て支援拠点や NPO 等と連携して、乳幼児の父親（父親になる予定の男性を含む）に向けて、コミュニケーションや知識・技術を学べる多様な講座を地域で展開します。

また、父親のネットワーク（パパ友）づくりの場・機会を提供し、父親向けプログラムの充実や地域的広がり、父親自身による子育て支援活動なども支援していきます。



3 子どもを大切にす機運の醸成

1 子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進 <基本施策9再掲>

地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など）を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。

2 「トツキトウカ YOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、両親が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカ YOKOHAMA」を発行します。

取組の広がりに向けて、母子手帳交付時や子育て施設などで詩集を広く配布するとともに、子育て支援活動や学校との連携、家族で参加できるイベントの開催なども行います。

3 開港 150 周年を契機とした子どもを大切にすプロジェクト

開港 150 周年を契機として、経済団体や施設等と連携して子どもとの関わりや家族団らんを深める機会を創ります。具体的には、6月2日の開港記念日（市立学校の休業日）に、ワーク・ライフ・バランスの観点から、休暇の取得や定時退社、市内施設の無料開放等を推進していきます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制と評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（以下、後期計画）は、平成22年度から26年度までの5か年間の計画ですが、これを着実に推進していくためには、推進組織や施策・取組の評価・公表など、計画の推進体制をしっかりと構築しておくことが不可欠です。

次世代育成支援行動計画推進協議会での審議と実施状況の公表

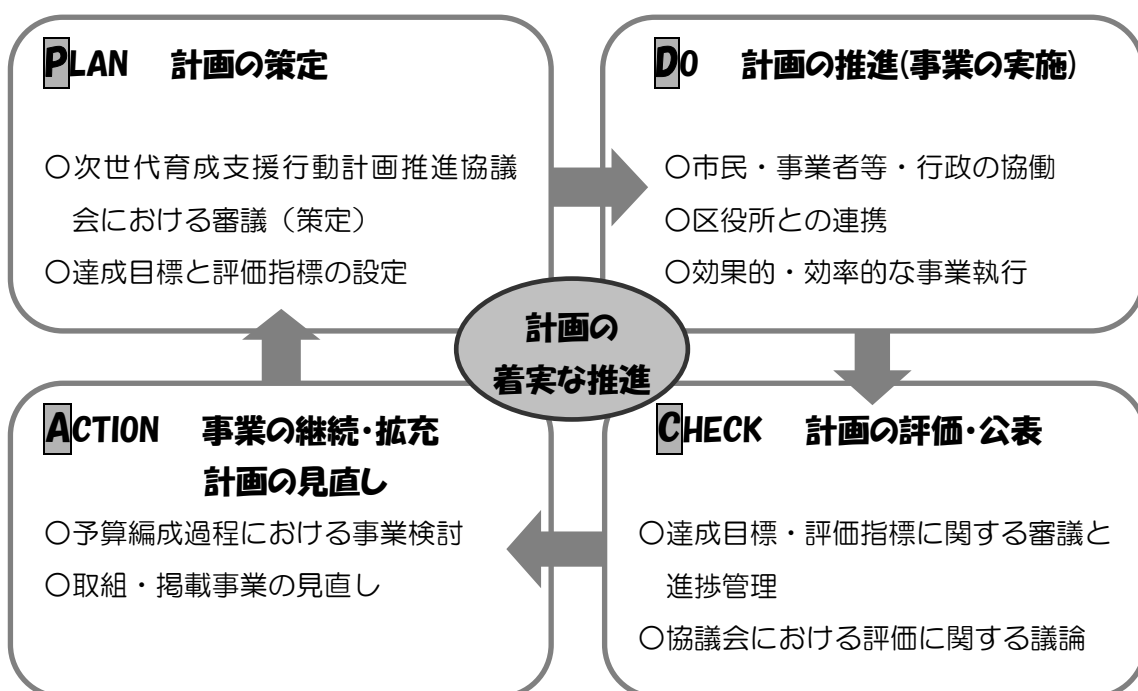
本市では、後期計画の策定にあたり、外部委員から構成される「横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会」（以下、協議会）において議論を重ねてきましたが、協議会は行動計画の進捗状況の評価と施策・取組の推進の場としても位置づけられており、計画策定後も、引き続き審議を行っていきます。

協議会では、基本施策ごとの目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、今後のよりよい推進策に向けて意見交換を行います。行動計画の実施状況と評価については、協議会の審議を経た後、毎年ホームページ等で公表します。

達成目標による進捗管理・評価

計画の推進にあたっては、施策・事業を実施するための財源の裏付けが重要な要素であるとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに responding していくことが重要です。しかしながら、あらかじめ5か年にわたって、時代や状況の変化に十分対応しながら、その予算を確保していくということは困難です。

後期計画の策定・推進・評価・見直しのPDCAサイクル（イメージ図）



そこで後期計画では、基本施策ごとに5か年で到達すべき「達成目標」を設定し、毎年度「評価指標」を用いてその達成度を測ることによって取組を評価します。評価は、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握しきれない部分について施策を展開していく過程の評価（プロセス評価）を行ったり、さらに必要に応じて市民ニーズや利用者満足度も考慮するなど、多面的な手法により実施します。

その結果によっては、計画に掲載する取組・事業の見直しも行うなど、計画の柔軟性を確保します。また、事業の継続・拡充についても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査していきます。

さらに、事業手法の見直しや国の補助制度の活用等の財源確保、適切な受益者負担についても随時検討することとし、より効果的、効率的な事業執行に努めます。

2 市民・事業者等との協働と行政の役割

後期計画の施策・取組は、すべて行政が実施するものではなく、市民や事業者等の協力が欠かせないことから、市民・事業者等・行政の連携と協働の推進を図ることが大変重要になります。

市民・事業者等との協働

横浜における子育て支援や青少年健全育成は多彩な担い手によって支えられており、自治会・町内会といった地縁による団体から、民生委員・児童委員、青少年指導員、社会福祉法人等の事業者等、市民団体やNPO、ボランティア、民間企業等により地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。

たとえば、各区の子育て支援の総合的な拠点として位置づけられている「地域子育て支援拠点」は、子育て支援NPOや社会福祉法人等との協働により、拠点の運営（居場所機能、相談・支援、情報提供）、人材育成、区内の子育て支援活動や施設のネットワーク化を推進してきました。また、若者の自立支援など比較的新しい課題への対応においても、専門性の高いNPO等が力を発揮してきており、民間と行政の協働の形も整えられつつあります。

さらに、ワーク・ライフ・バランスや企業の社会的責任（CSR）への関心が高まる中で、企業も次世代育成への関心を広げつつあります。市内には、子育て支援や子ども向けの各種講座・職業体験に積極的に取り組んでいる企業も増えており、今後ますますその流れは強まっていくと予想されます。

後期計画の推進においても、多様化するニーズに対し、行政に限られた財源を有効に活用するため、より効果的・効率的な事業執行を進めるとともに、政策・施策や課題ごとに、行政が主たる役割を果たすべき分野、行政と市民・事業者等が協働で実施する分野、市民・事業者等が主体的に取り組む分野などを検討し、その役割分担について、たえず議論していくことが大切です。

行政の役割

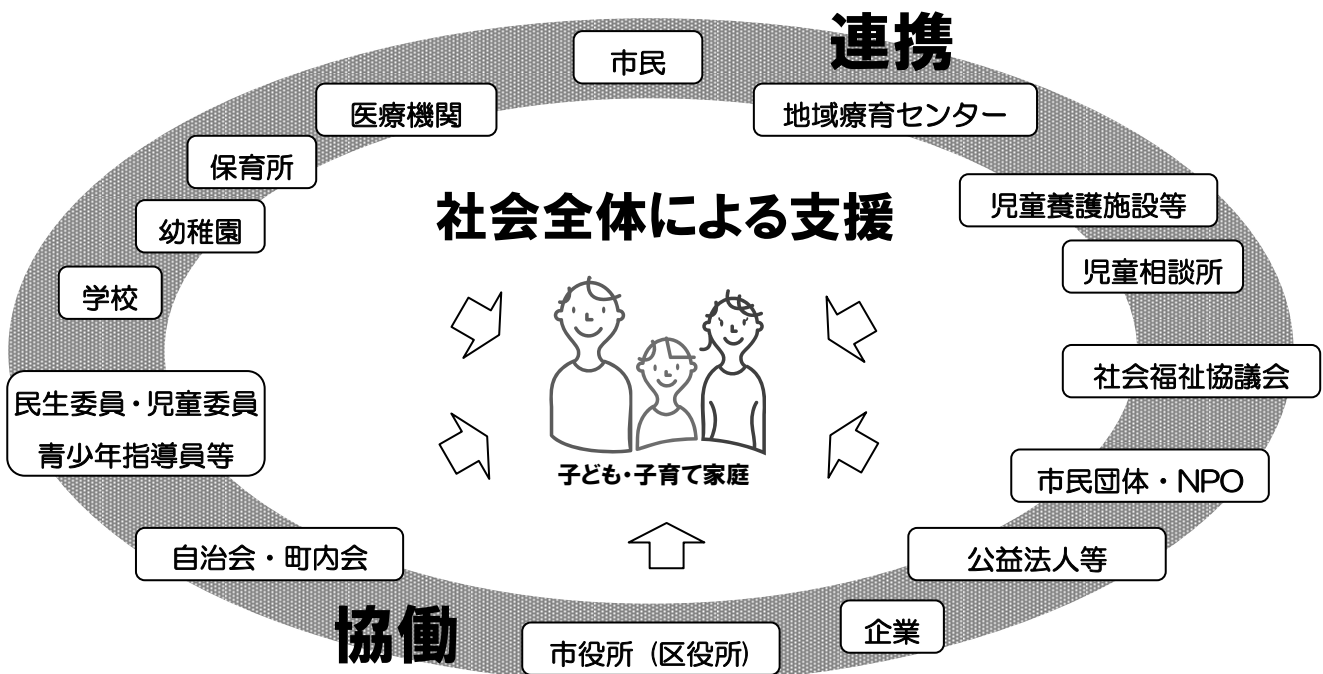
次世代育成支援の諸施策の中でも、たとえば、保育所整備をはじめとする施設整備だけでなく、児童虐待の対応など子どもの心身の危険に関わることや、障害児やひとり親家庭への支援などセーフティネットの構築については、行政が主体的に施策の推進を図る必要があります。

一方で、身近な地域で多様なニーズに応えるためには、地域で様々な活動実績のある市民団体やNPO、

事業者等と行政が協働してサービスを提供することが考えられます。この場合、行政には、サービス提供者と協議し、関係機関が連携するための場の設定や、積極的な情報提供や広報の協力、財政的支援等の“後方支援”が求められます。

また、367万人都市・横浜において、住民と行政が役割分担をしながら、多様化するニーズにきめ細かに応えていくためには、18区役所の関わりが非常に重要な役割を果たしています。横浜市では、市民との協働や地域活動を推進するため、区役所の地域支援機能の強化に取り組んでいます。今後も、全市的な対応が必要な施策については、局（市役所）が実施しますが、地域の取組については、区役所が中心となって区民との協力・連携のもと、地域の特性に合わせて事業展開を図っていきます。

子ども・青少年とその家庭を支える地域ネットワーク（イメージ図）



3 今後の方向性

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月成立）は、後期計画の終了と同じ、平成27年3月31日までの時限立法であることから、後期計画終了後の対応についても、計画期間内に検討していく必要があります。本市では、今後も社会・経済情勢や国の動向を見据えつつ、こども青少年施策を総合的に推進するため、計画の位置づけや新しい行動計画のあり方について検討していきます。

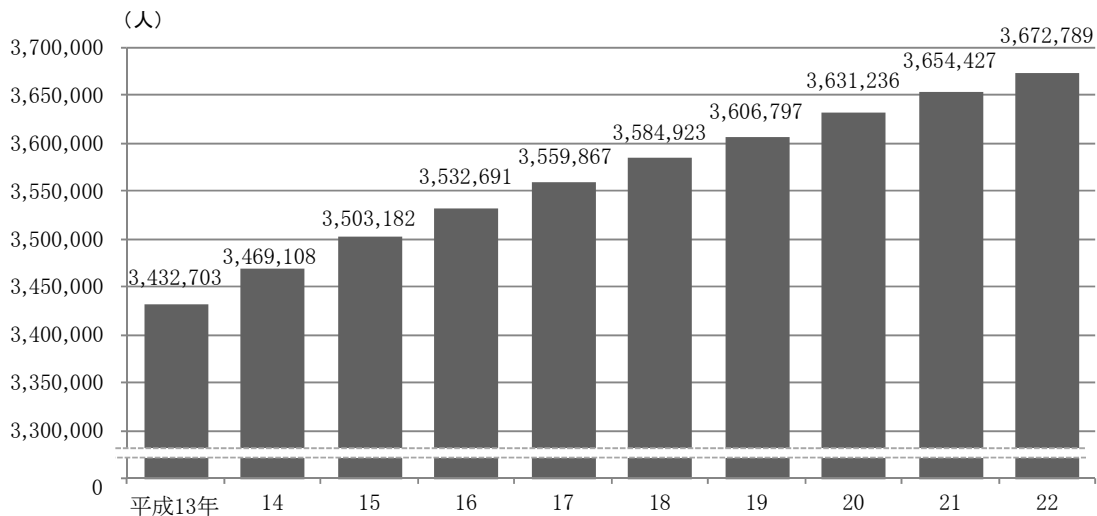
参考資料

1 横浜市の人口の動向

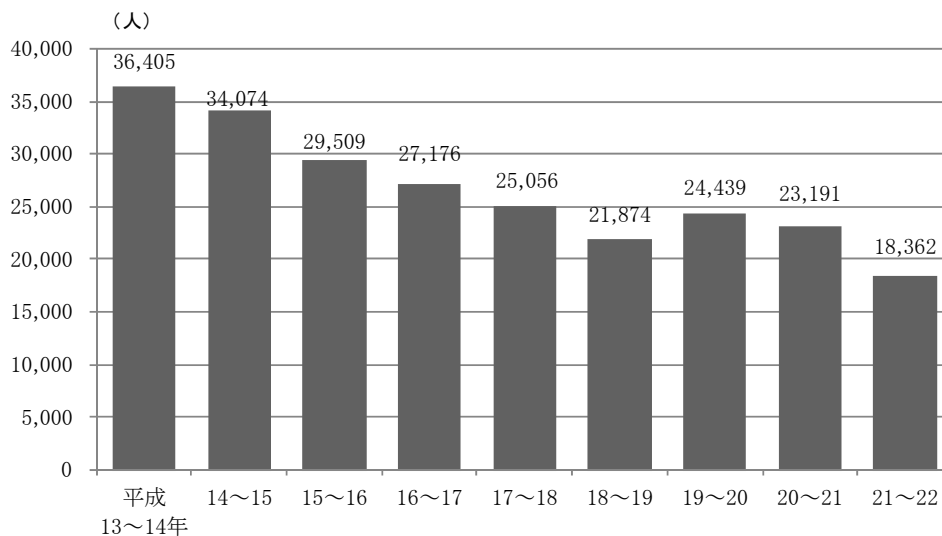
(1)人口の推移

本市の人口は平成 22 年 1 月 1 日現在 3,672,789 人で、17 年からの 5 年間に 112,922 人増加し、一貫して増加傾向にあります。最近 10 年間における人口増加数は、15 年までは年間 3 万人以上でしたが、16 年以降は 2 万人台で推移し、21~22 年には 2 万人を下回りました。

横浜市の人口推移



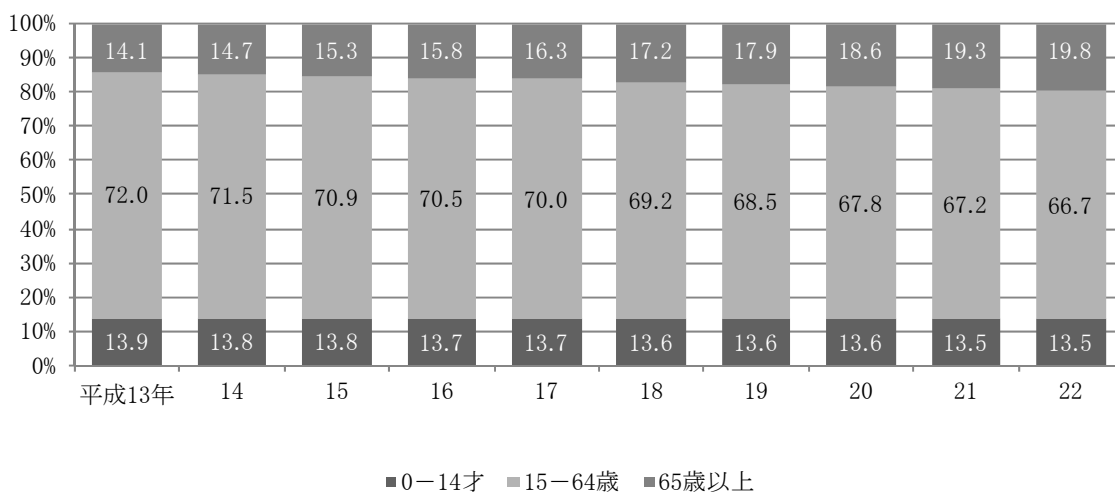
横浜市の年間人口増加数の推移



<出典>住民基本台帳(横浜市の人口各年 1 月 1 日)

年齢別人口数の推移は、17 年までは年少人口、生産年齢人口、高齢人口ともに増加していましたが、18 年以降、生産年齢人口は減少に転じています。年少人口も微増にとどまる一方、高齢人口が急増し、少子高齢化が進行しています。高齢化率は 13 年の 14.1%から 22 年には 19.8%まで上昇しています。

横浜市年齢3区分別構成比の推移

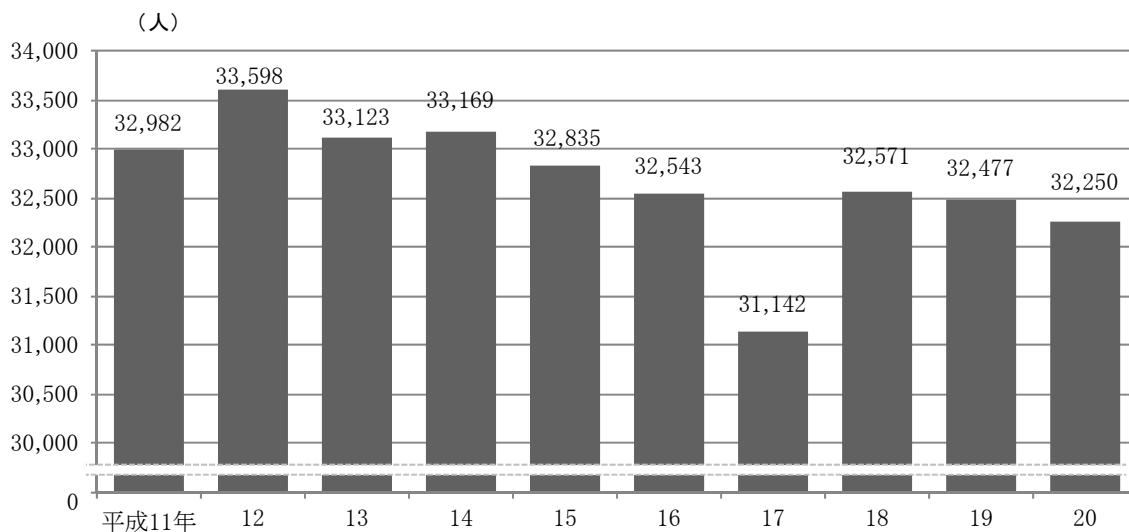


<出典>住民基本台帳(横浜市の人口各年1月1日)

(2)出生率、出生数

過去10年間の本市出生数の推移は、平成12年の33,598人をピークに減少傾向を示し、18年に回復しましたが、その後は再び減少傾向にあります。最近5年間の出生数の平均は約32,197人です。

横浜市出生数の推移

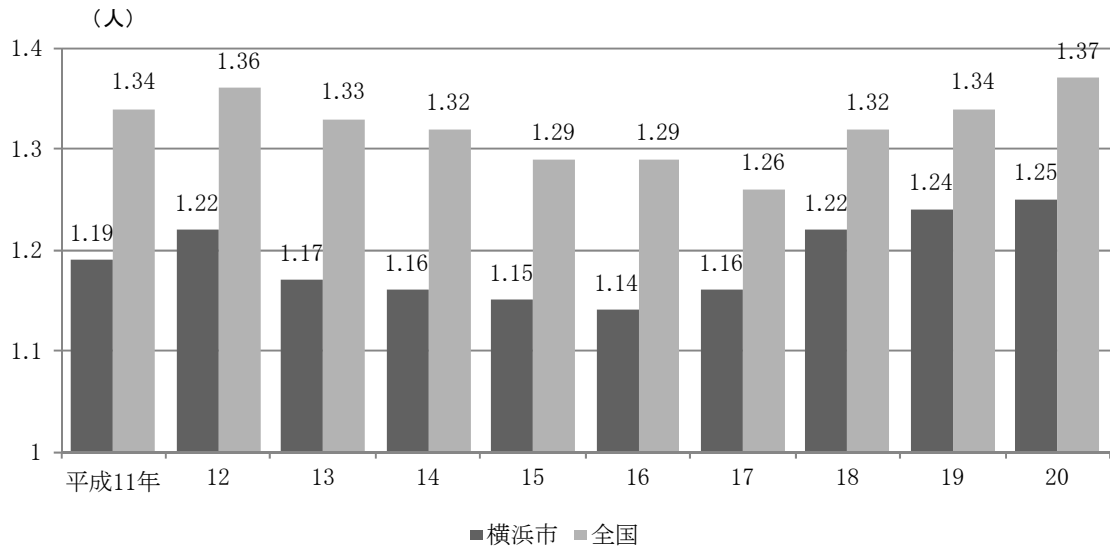


<出典>横浜市保健統計年報 人口動態統計

本市の合計特殊出生率(※)は全国の推移と概ね同様な推移を示しています。平成16年まで減少傾向にありましたが、平成17年以降増加に転じています。平成20年の合計特殊出生率は1.25です。

(※)一人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す

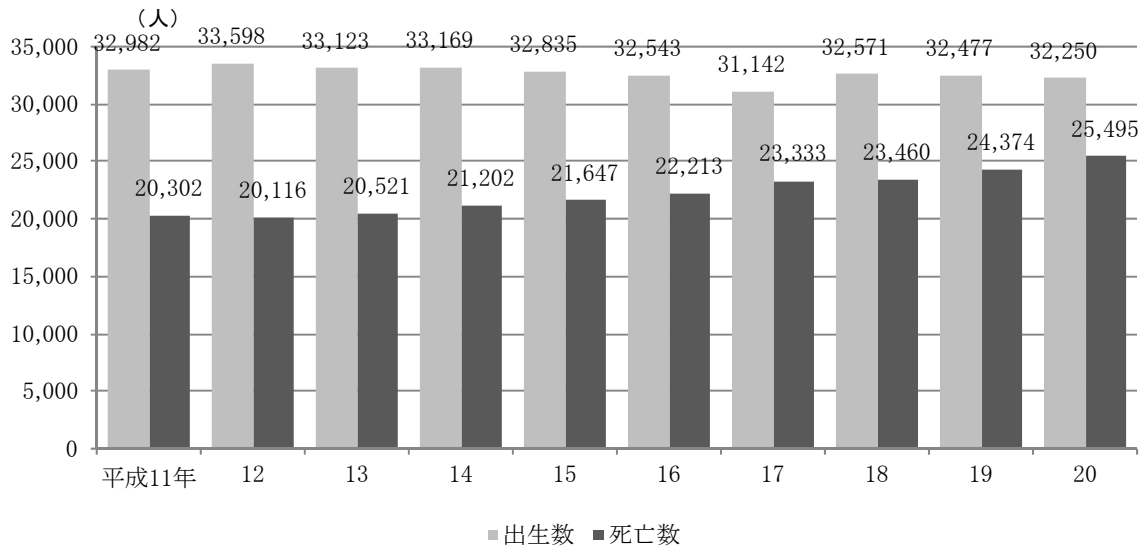
横浜市合計特殊出生率の推移(全国との比較)



＜出典＞横浜市保健統計年報 人口動態統計

出生数が減少傾向にあるのに対して、死亡数は増加傾向を示しています。10年前の出生数と死亡数の差は12,680人でしたが、平成20年は6,756人と半減し、年々その差は小さくなっています

横浜市出生数と死亡数の推移

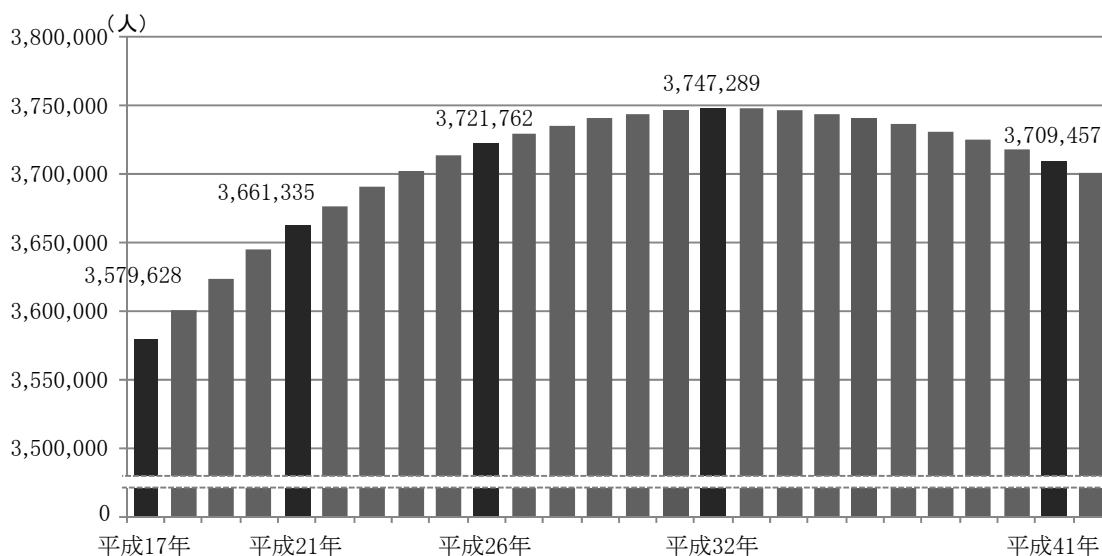


＜出典＞横浜市保健統計年報 人口動態統計

(3) 将来推計人口

本市の総人口は、平成17年時点の3,579,628人から増加傾向にあり、目標年次の26年には372,1762人と推計されています。その後32年に3,747,289人のピークを迎えて以後減少に転じ、36年に3,740,697人、41年に3,709,457人まで減少すると推計されています。(出生率・死亡率ともに中位で推計の場合)

横浜市将来人口の推移



<出典>横浜市将来人口推計

2 次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に係るニーズ調査

(1)調査の目的

本市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年度に後期計画（22年度～26年度）を策定すること、策定にあたって地域ニーズの把握を行うこととされています。そこで、子育て家庭の実態や支援ニーズ、サービスの利用状況等を把握し、前期計画の検証や後期計画策定の基礎資料として活用するため、20年度に調査を実施しました。

(2)調査の概要

ア 件名

次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に係るニーズ調査

イ 実施概要

調査の種類	対象	実施時期	調査方法	有効回収数
①子育て支援に関するニーズ調査(未就学児保護者)	未就学児保護者 10,230 人 (うち外国籍 210 人)	平成 20 年 11 月 17 日 ～12 月 5 日	郵送配布・ 郵送回収	4,866 件 (47.57%)
②子育て支援に関するニーズ調査(小学生保護者)	小学生保護者 10,230 人 (うち外国籍 210 人)			4,047 件 (39.56%)
③小学生基本調査	小学生 10,230 人 (うち外国籍 210 人)		保護者と同封 配布・回収	4,057 件 (39.66%)
④中・高校生生活意識調査	中学 8 校・高校 5 校	平成 20 年 12 月	各学校において実施	5,960 件
⑤次世代育成に関する市民意識調査	18～49 歳 5,000 人 (うち外国籍 100 人) 49 歳以上 5,000 人 (うち外国籍 100 人)	平成 20 年 11 月 17 日 ～12 月 5 日	郵送配布・ 郵送回収	4,374 件 (43.74%)

(3)結果の概要

ア 未就学児、小学生の保護者

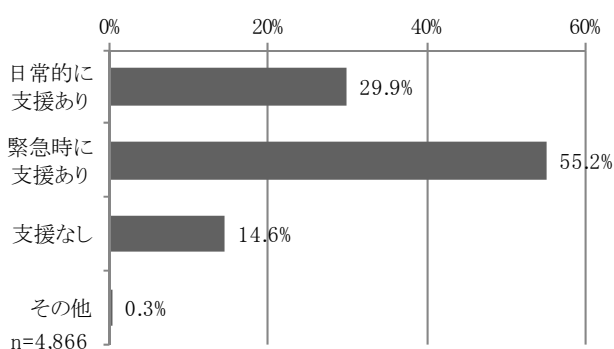
①子育てに対する周囲の支援【未就学児保護者】【小学生保護者】

○未就学児保護者、小学生保護者ともに、祖父母や友人等の支援が「日常的にある」とした人が約3割、「緊急時のみある」とした人が5割を超えています。

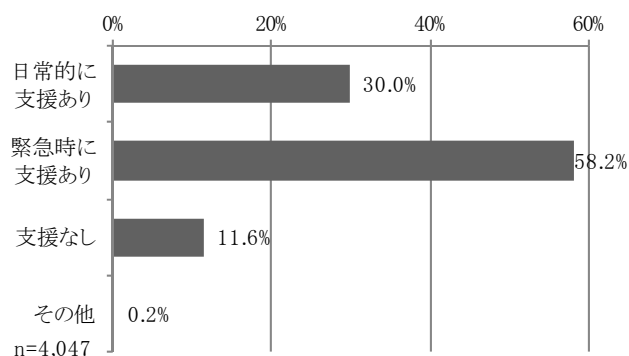
○「支援なし」とした人も1割を超えています。

日ごろ、子育てに対する支え(育児を手伝ってくれることなど)がありますか。(複数回答)

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

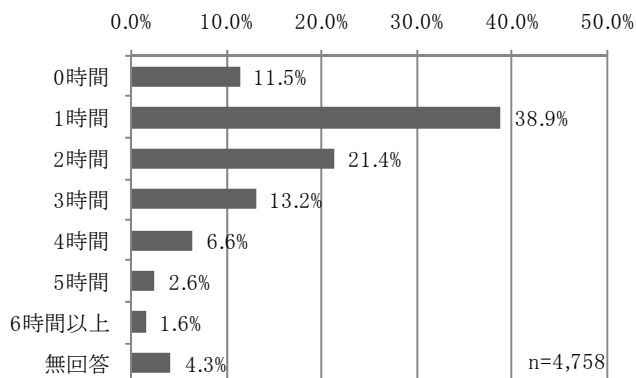


②父親が子どもと過ごす時間【未就学児保護者】【小学生保護者】

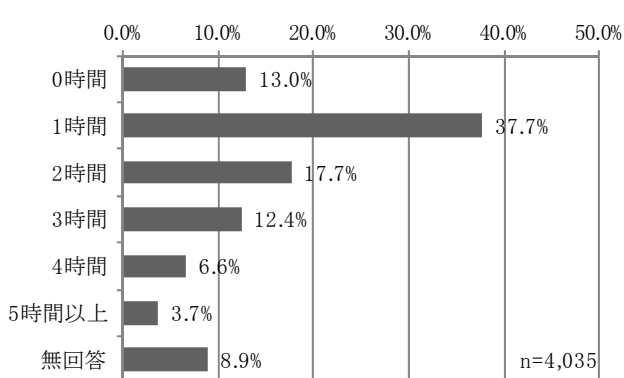
○未就学児保護者、小学生保護者ともに、「0時間」、「1時間」を合わせると、半数以上が1時間以下となっています。

平日、子どもが起きている時間に、子どもと一緒に過ごす時間は何時間くらいですか。(父親)

【未就学児保護者】



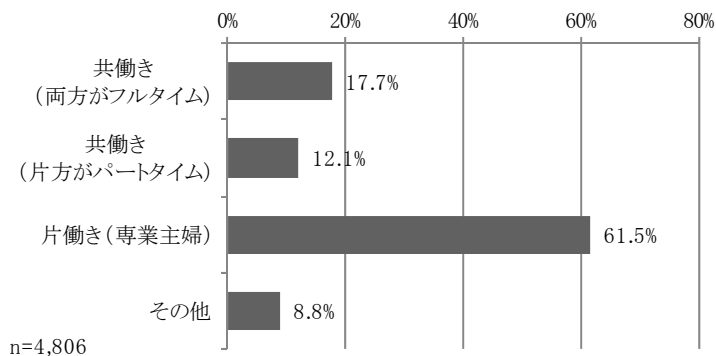
【小学生保護者】



③保護者の就労状況【未就学児保護者】

○片働き世帯が6割を占めています。

現在の就労の状況の詳細について（自営業、家族従事者含む）お伺いします



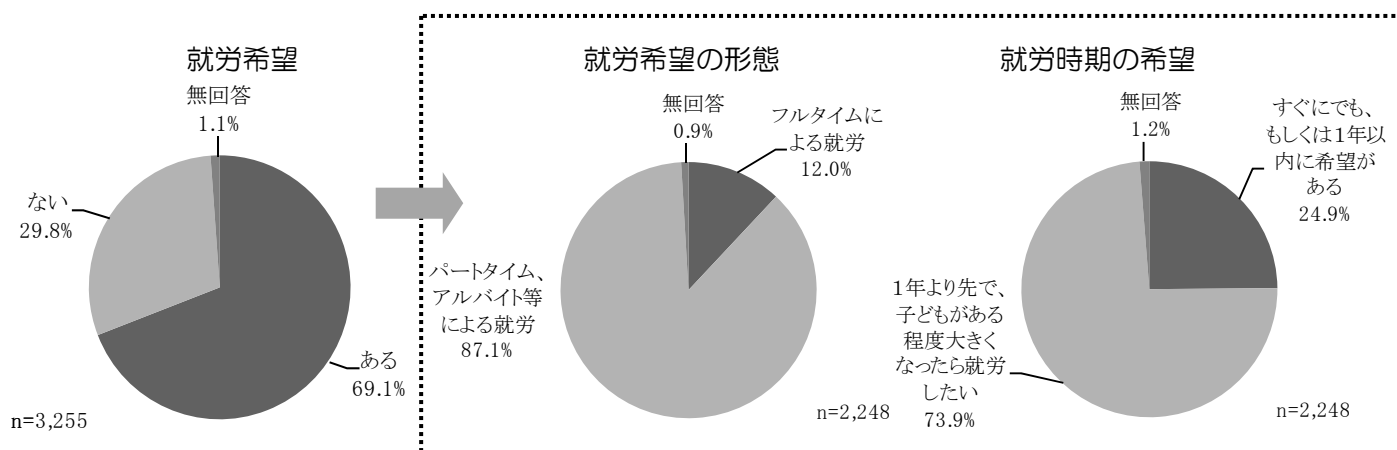
④保護者の就労希望の形態・就労時期の希望状況【未就学児保護者】

○現在働いていない保護者のうち、7割近くが「就労希望がある」と回答しています。

○働き方としては、87.1%がパートタイム・アルバイトを希望しています。

○働く時期は、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」とした人が7割を超えています。

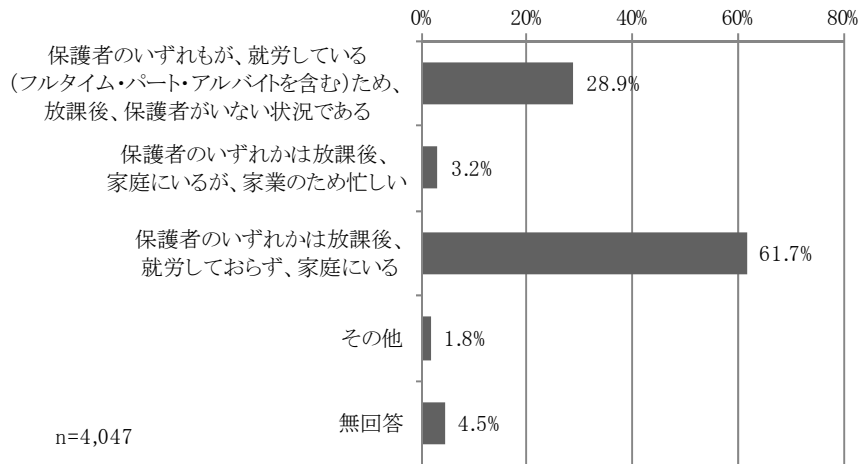
就労の希望はありますか。就労の希望の形態はどのようなものですか。
就労の時期について、どのような希望がありますか。



⑤放課後の保護者の状況【小学生保護者】

○「保護者のいずれかは、放課後就労しておらず家庭にいる」が全体の約6割を占めています。

お子さんの放課後の時間における保護者の状況をお伺いします。

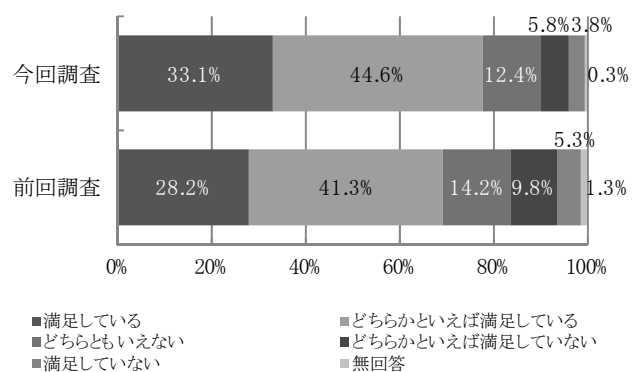
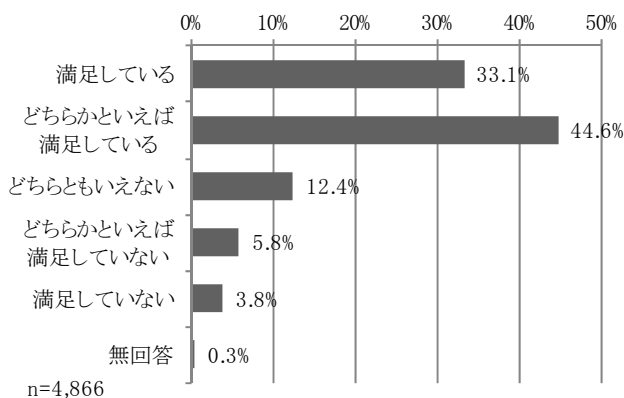


⑥子育ての満足度【未就学児保護者】

○「満足している」(33.1%) 「どちらかといえば満足している」(44.6%) を合わせ、約8割と大半の保護者が子育て生活に満足していると回答しています。

○前回調査と比較すると、「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計が8ポイント上昇しています。

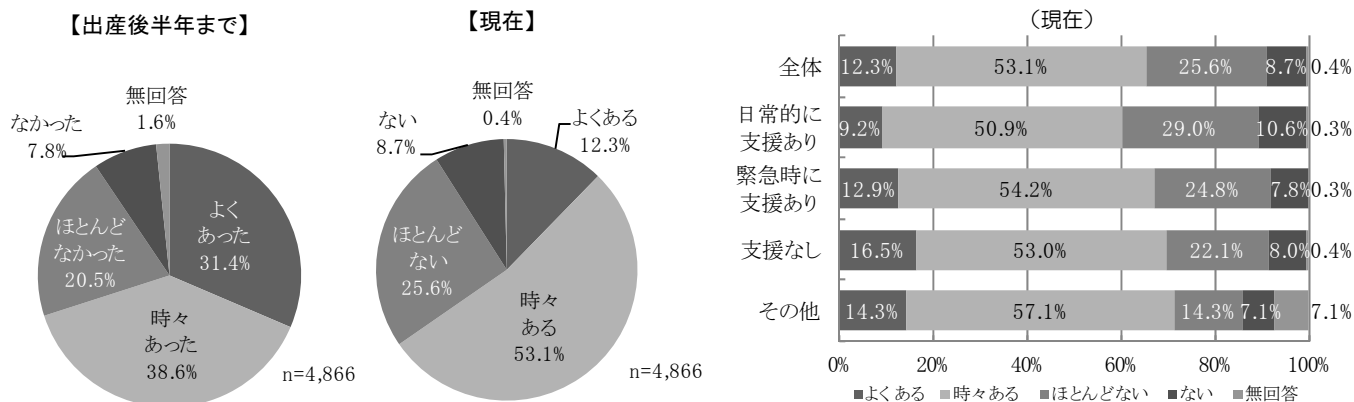
子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



⑦子育ての不安【未就学児保護者】

- 「妊娠中」「出産後半年くらいの間」「現在」のどの時点でも、「よくあった」「時々あった」を合わせると、半数以上が不安を感じています。
- 「支援がない」とした人は、「支援がある」とした人よりも、「よくあった」とした人の割合が多い傾向があります。

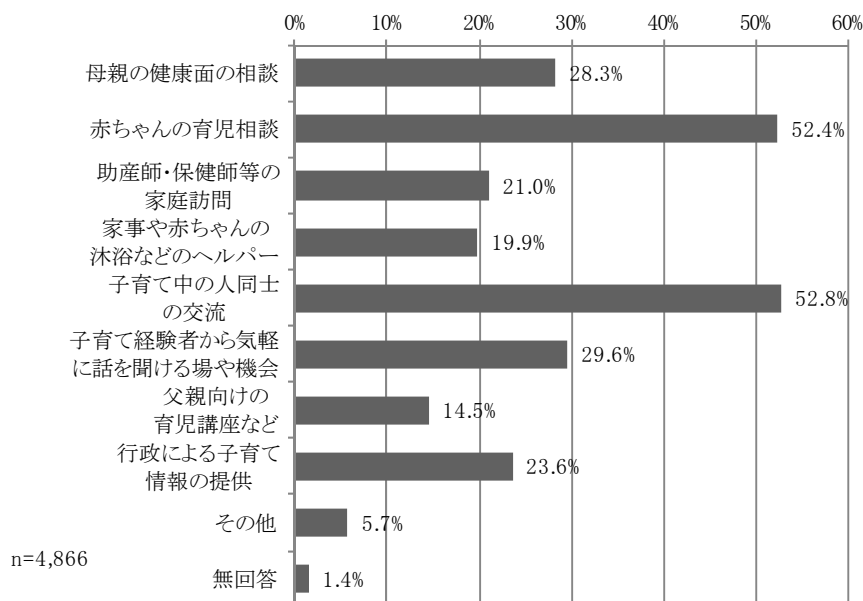
子育てについて、不安を感じたり、自信がもてなくなることはありますか。



⑧妊娠中・出産後の支援【未就学児保護者】

- 「子育て中の人同士の交流」(52.8%)と「赤ちゃんの育児相談」(52.4%)が半数を超え、特に多くなっています。

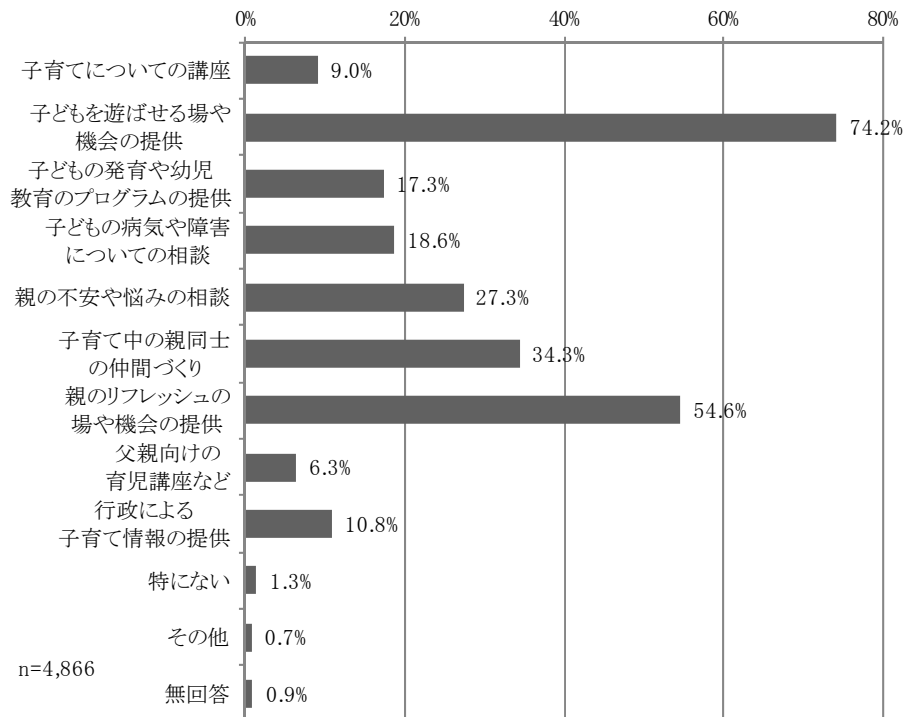
妊娠中や出産後に重要なサポートとはどのようなものだと思いますか。(複数回答)



⑨子育て中の支援【未就学児保護者】

○「子どもを遊ばせる場や機会の提供」(74.2%) が特に多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」(54.6%)、「子育て中の親同士の仲間づくり」(34.3%) がこれに次いでいます。

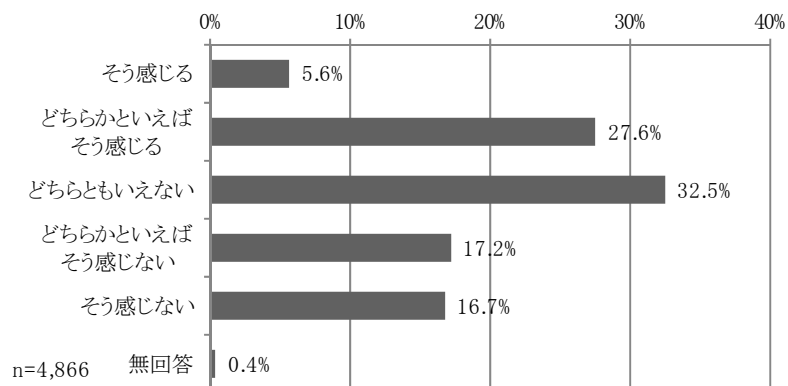
日常の子育てを楽しく、安心して行なうために必要なサポートとはどのようなものだと思いますか。
(複数回答)



⑩地域から見守られていると感じるか【未就学児保護者】

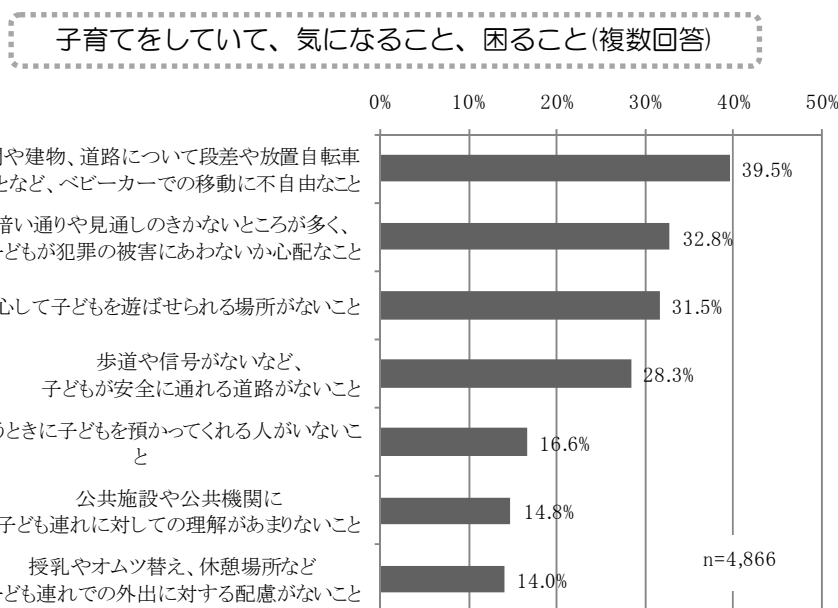
○「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」の合計 33.2%と、「どちらかといえばそう感じない」、「そう感じない」の合計が 33.9%と、ほぼ拮抗しています。

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じますか。



⑪子育てをしていて気になること【未就学児保護者】

○「段差や放置自転車」39.5%、「子どもへの犯罪の被害が心配」32.8%、「安心して子どもを遊ばせられる場所の不足」31.5%など、子どもの安全などを望む声が多くなっています。



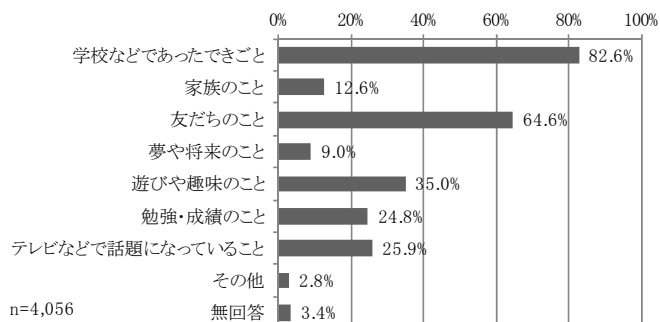
イ 小学生

①家族との会話の内容／家族でよく話をする人

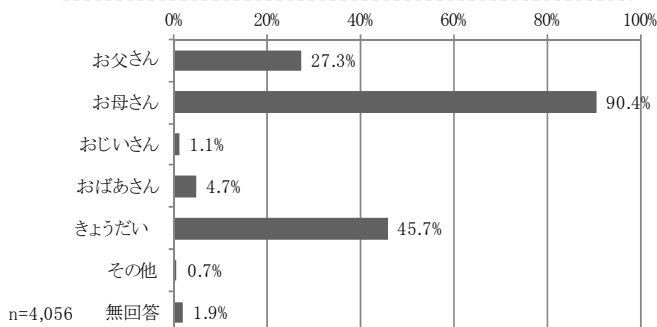
○家族との会話の内容では、「学校などであったできごと」が82.6%と最も多く、次いで「友だちのこと」が64.6%と続きます。

○家族でよく話をする人では、「お母さん」が90.4%と最も多く、9割を超えています。

おうちの人と普段どのような話をしますか。(複数回答)



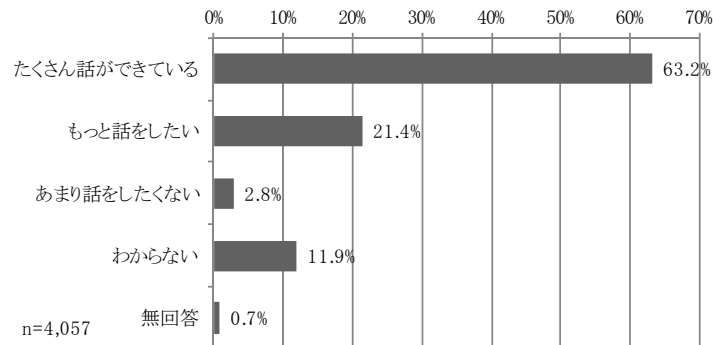
おうちの人でよく話をするのは誰ですか。(複数回答)



②家族との会話についてどう思うか

○「たくさん話ができている」とした人が63.2%と最も多いが、「もっと話をしたい」とした人も21.4%と2割を超えています。

おうちの人との会話について、どのように思いますか。

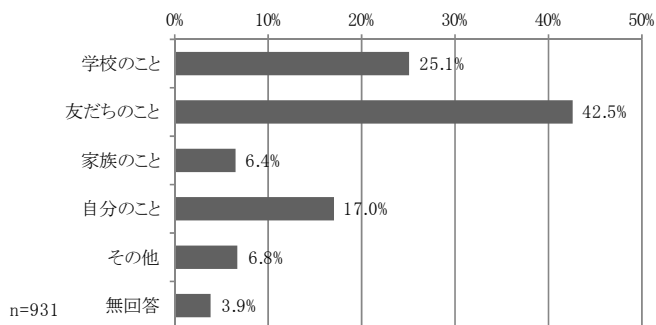


③どんなことに悩んでいるか／悩みを誰に相談するか

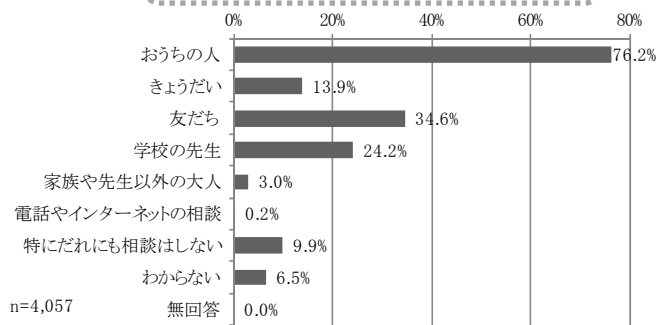
○悩んでいることでは、「友だちのこと」が42.5%と最も多く、次いで「学校のこと」が25.1%と続いています。

○悩みの相談相手は、「おうちの人」が76.2%と最も多く、次いで「友だち」が34.6%と続き、「学校の先生」も24.2%と2割を超えています。

どんなことを悩んでいますか(複数回答)



悩みがあるときや困ったときに誰に相談しますか。(複数回答)

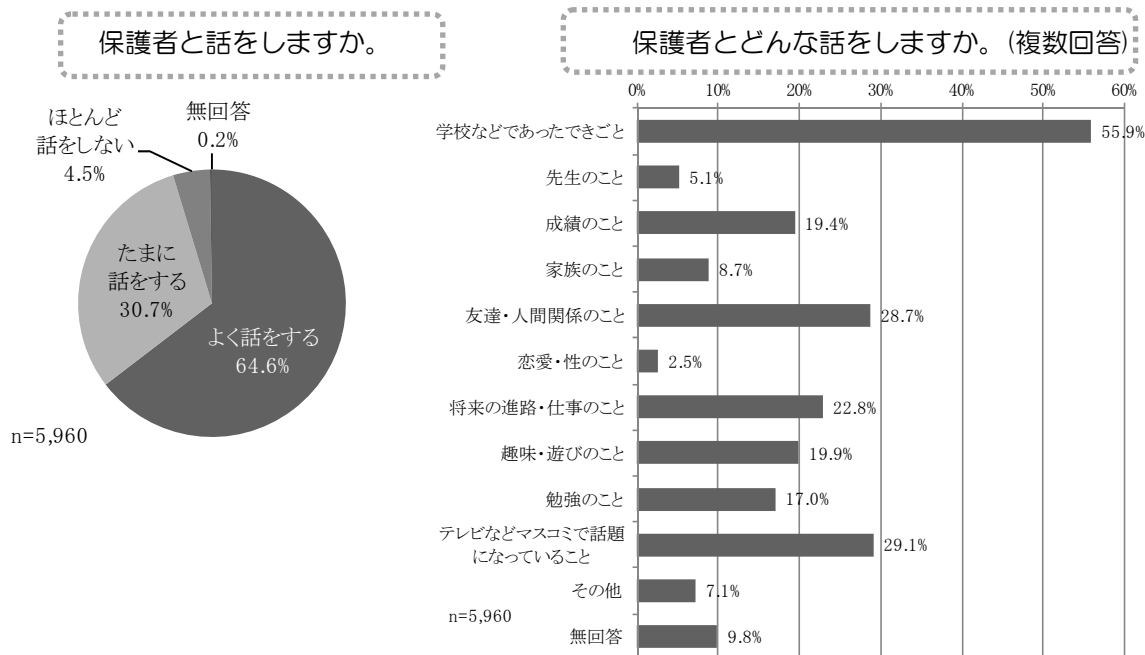


ウ 中高生

①保護者との会話／内容

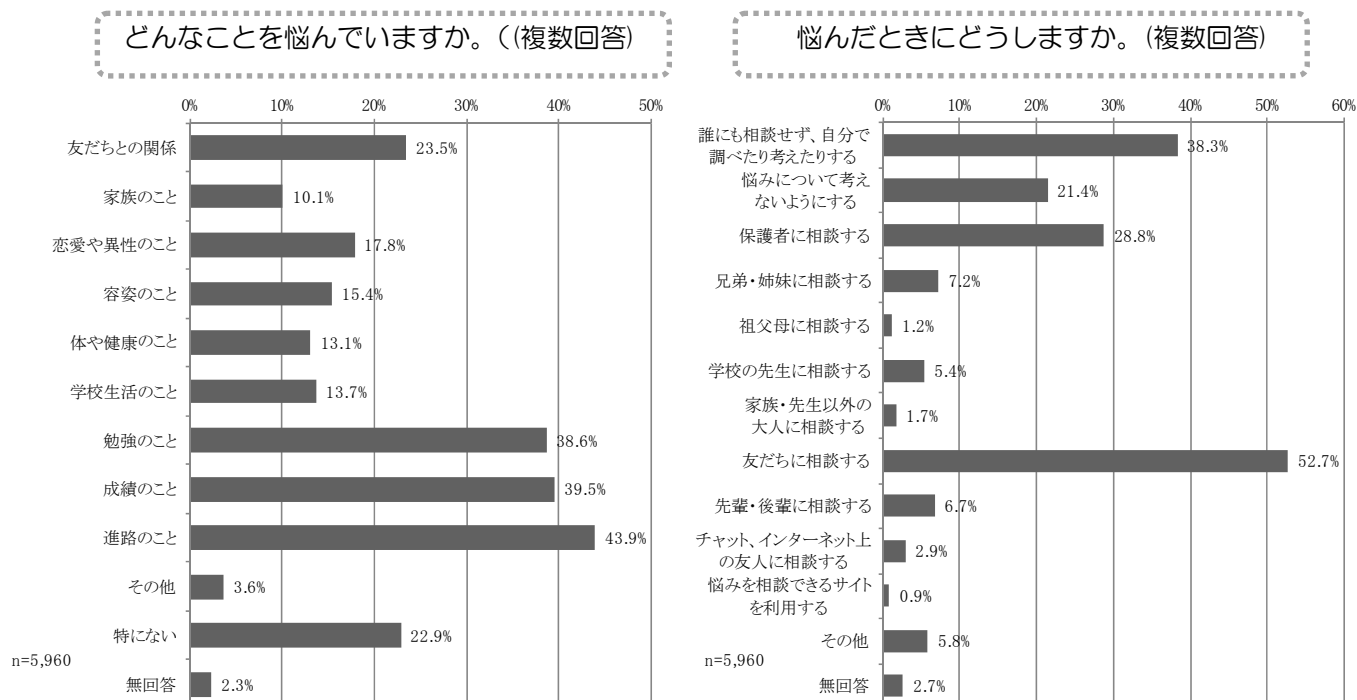
○保護者との会話では、「よく話をする」が64.6%と6割を超えています。「ほとんど話さない」は4.5%となっています。

○会話の内容では、「学校などであったできごと」が55.9%と最も多く、次いで「友達・人間関係」28.7%、「マスコミで話題になっていること」29.1%が多くなっています。



②悩み事／悩んだときどうするか

○悩み事では、「進路のこと」43.9%、「成績のこと」39.5%、「勉強のこと」38.6%が約4割と多く、次いで「友だちとの関係」が23.5%と2割を超えています。

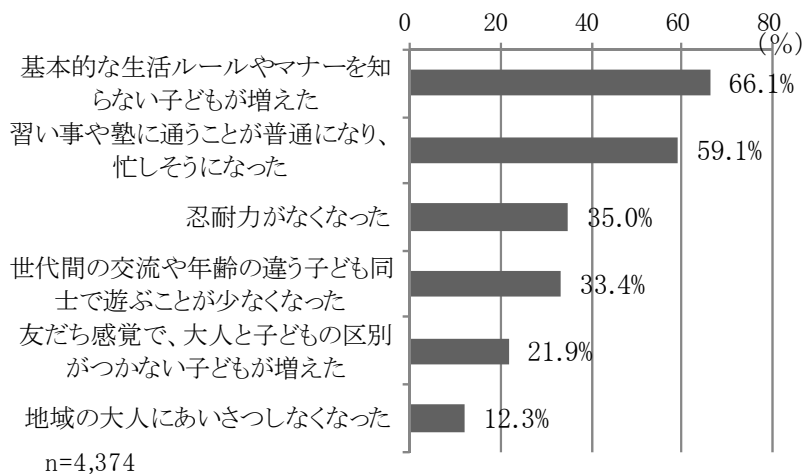


エ 次世代育成に関する市民意識調査

①最近の子どもについて

- 「基本的な生活ルールやマナーを知らない子どもが増えた」が 66.1%と最も多く、次いで「習い事や塾に通うことが普通になり、忙しそうになった」が 59.1%と続いています。
- 「忍耐力がなくなった」35.0%、「大人と子どもの区別がつかない子どもが増えた」21.9%、「大人にあいさつしなくなった」12.3%とマイナス評価が目立っています。

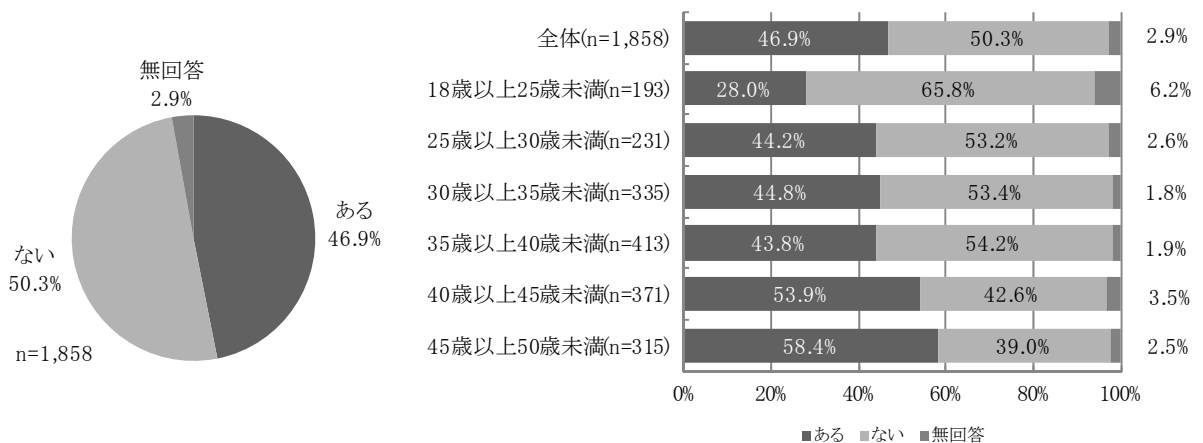
最近の子どもについてどう思いますか。(複数回答)



②赤ちゃんの世話をした経験

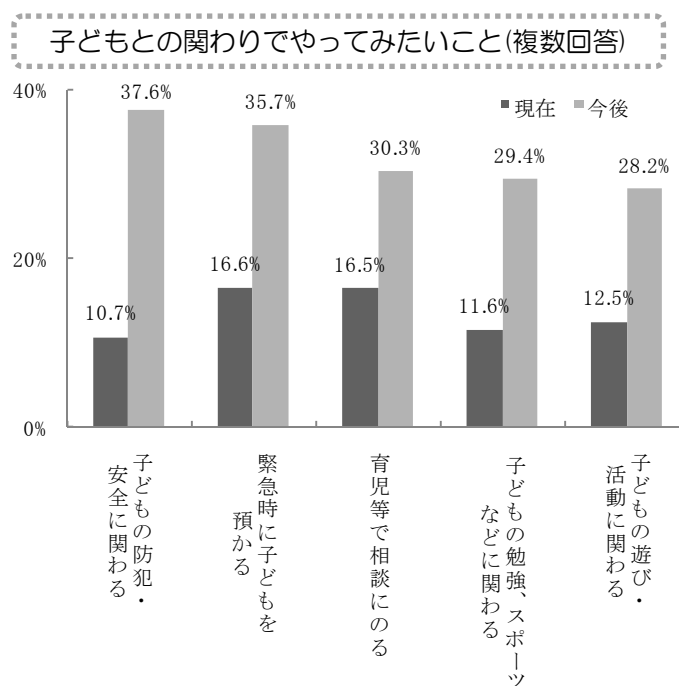
- 全体では、「ある」とした人が 46.9%、「ない」とした人が 50.3%と半数ずつとなっています。
- 年齢別にみると、25歳未満では「ある」が 28.0%と「ない」を大きく下回っています。

お子さんが生まれる前に(いない人は今までに)、赤ちゃんのおむつをかえたり、食事をさせたりしたことがありますか。



③子どもとの関わり(現在・今後)

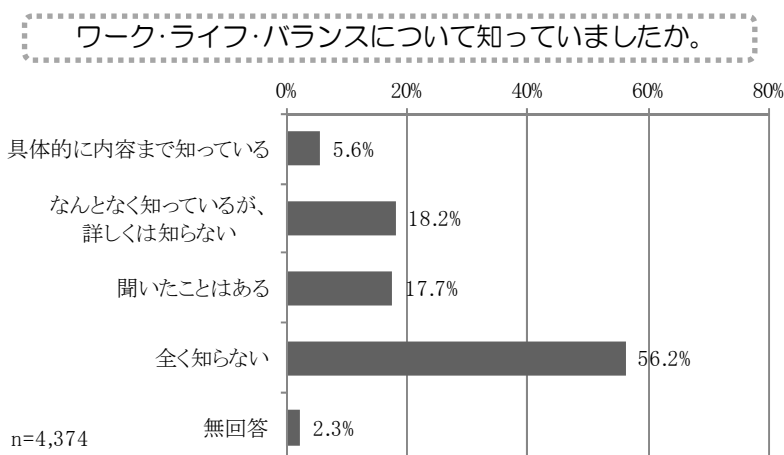
○「子どもの防犯・安全に関わる」「緊急時に子どもを預かる」「育児等で相談にのる」などの項目について、「今後やってみたい」という意向が高いことが分かります。



④ワーク・ライフ・バランスの認知度

○「全く知らない」とした人が56.2%と半数を超えています。

○「具体的に内容まで知っている」5.6%、「なんとなく知っているが、詳しくは知らない」18.2%を合わせても、知っているとした人は23.8%と約2割にとどまっています。



3 これまでの次世代育成施策

	横浜市の動き	国の動き
平成15年度 (2003年度)	<p>◎子育て支援事業本部の設置(平成15~17年度)</p> <p>緊急かつ重要な課題に迅速に対応するため、平成15~17年度の時限的組織として設置。重点課題として「待機児童の解消」「放課後児童施策の推進」「市民主体の子育て支援策の充実」に取り組んだ</p> <p>●24時間緊急一時保育</p> <p>保護者の急な病気や就労などで緊急に保育を必要とする場合に、子どもを一時的に預かる24時間緊急一時保育を開始</p>	<p>○次世代育成支援対策推進法成立</p> <p>○少子化社会対策基本法施行</p>
平成16年度 (2004年度)	<p>●病児保育</p> <p>病気の子どもを、保護者が仕事や緊急の用事により家庭での育児ができないときに一時的に預かる病児保育を開始</p> <p>●休日保育</p> <p>仕事や緊急の用事により日曜や祝日・年末年始に家庭での育児ができないときに預かる休日保育を開始</p> <p>●民間ビル活用による保育所整備</p> <p>認可保育所の設置を促進するため、賃借物件で開園する場合の賃借料補助制度を創設</p> <p>●放課後キッズクラブ事業</p> <p>すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する「放課後キッズクラブ」を開始</p>	<p>○少子化社会対策大綱(閣議決定)</p> <p>○子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)</p>
平成17年度 (2005年度)	<p>◎横浜市次世代育成支援行動計画(前期計画)「かがやけ横浜子どもプラン」策定(平成17~21年度)</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て環境の整備を進めるための計画として、平成17年4月に横浜市次世代育成支援行動計画(前期計画)「かがやけ横浜子どもプラン」を策定</p> <p>●地域子育て支援拠点</p> <p>子育て支援の総合的な拠点として、親子の居場所、相談と情報提供、人材の育成、支援団体のネットワークづくりを行う「地域子育て支援拠点」を、各区1か所の設置をめざし整備開始</p>	
平成18年度 (2006年度)	<p>◎こども青少年局の設置</p> <p>子育て支援事業本部を発展的に解消し、福祉局、衛生局、教育委員会、市民局の子ども・青少年に関する部署を再編したこども青少年局が発足。生まれる前から乳幼児期を経て青少年に至る、ライフステージを縦断する一貫した支援と、福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組を推進</p> <p>●認定こども園</p> <p>幼稚園等を活用し、保護者の就業状況に関わらず多様な保育・教育を提供する総合施設を整備するため、必要な経費の一部を助成</p> <p>●障害児の居場所づくり</p> <p>学齢期の障害児とその家族の生活支援の充実を図るため、学齢期の障害児の放課後や夏休み等の居場所づくりを開始</p> <p>●青少年の地域活動拠点</p> <p>中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流、地域の資源や人材を活用した社会体験・職業体験の機会の提供や、学習サポートなどを実施する「青少年地域活動拠点」の整備を開始</p> <p>●よこはま若者サポートステーション</p> <p>若年無業者(いわゆるニート)や社会的ひきこもり状態にある若者の社会参加や就労に向けた支援を行い、職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」を横浜駅西口に開設</p>	<p>○新しい少子化対策(少子化社会対策会議決定)</p>

	横浜市の動き	国の動き
平成19年度 (2007年度)	<p>●地域ユースプラザ 青少年相談センターとよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行う「地域ユースプラザ」の整備を開始</p>	<p>○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 (少子化社会対策会議決定)</p> <p>○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針 (仕事と生活の調和推進官民トップ会議)</p> <p>○新待機児童ゼロ作戦</p>
平成20年度 (2008年度)	<p>◎「かがやけ横浜子どもプラン」と「横浜市青少年プラン」を統合 平成20年4月に「かがやけ横浜子どもプラン」と「横浜市青少年プラン」(平成16年7月策定)を統合し、新たに「かがやけ横浜こども青少年プラン」としてスタート</p> <p>●こんにちは赤ちゃん訪問事業 地域で子育て家庭に関わる市民が、生後4か月になるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の身近な情報を提供するこんにちは赤ちゃん訪問を開始</p> <p>●乳幼児一時預かり事業 主に0～3歳の在宅子育て家庭を対象に、育児に対する不安感・負担感を軽減するため、認可外保育施設で一時預かりを開始</p> <p>●事業所内保育施設設置助成 事業所内に従業員のための保育施設を設置する事業者に対し、設置に係る経費の一部助成をモデル事業として開始。平成22年度より当初3年間の運営費の一部助成も開始。</p> <p>●子育て家庭応援事業「ハマハグ」 妊娠中や子ども連れの方が安心して外出できるよう、市内の店舗・施設に子育て家庭を応援するサービスを持ち寄ってもらい、社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するハマハグを開始</p> <p>●よこはま型若者自立塾 長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、共同生活を通じて、低下した体力を回復するための体づくり、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方などの生活改善に向けた支援を行うよこはま型若者自立塾を開始</p>	<p>○青少年育成施策大綱 (子ども・若者育成支援推進本部決定)</p>
平成21年度 (2009年度)	<p>◎課題対応プロジェクト (保育所待機児童解消/産科・小児医療、救急医療体制充実) 市政を取り巻く様々な課題のうち、特に緊急に対応すべき政策課題である「子育て支援の充実・強化」を図るため、横断的かつ機動的に課題解決にあたる2つのプロジェクトを発足。「保育所待機児童解消」「産科・小児医療、救急医療体制充実」について検討</p> <p>●妊婦健康診査補助回数の増 妊婦健康診査の補助回数を5回から14回に拡充</p> <p>●横浜保育室整備費助成 保育ニーズの高い駅周辺で、3歳未満児を預かる横浜保育室の整備を促進するため、整備費助成を開始</p> <p>●通園バス購入助成事業 通園バスを新たに導入する保育所に対し、バスの購入費等の助成を開始</p>	<p>○子ども・子育てビジョン (閣議決定)</p>
平成22年度 (2010年度)	<p>◎横浜市次世代育成支援行動計画(後期計画)「かがやけ横浜こども青少年プラン」策定(H22～26年度)</p>	<p>○子ども・若者育成支援推進法施行</p>

子ども・子育てビジョンの概要

平成22年1月29日閣議決定された「子ども・子育てビジョン」は、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンとして、今後5年間で取り組む少子化対策をまとめています。

■基本的考え方

1 社会全体で子育てを考える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

■3つの大切な姿勢

○生命（いのち）と育ちを大切にする

○困っている声に応える

○生活（くらし）を支える

■目指すべき社会への施策4本柱と12の主要施策

- 1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
 - (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - (2) 意欲をもって就業と自立に向かえるように
 - (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
- 2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
 - (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
- 3 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
 - (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
- 4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）
 - (11) 働き方の見直しを
 - (12) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の実現を

子ども・若者育成支援推進法の概要

平成22年4月1日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしています。

■背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

■趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

4 後期計画策定の経過

(1) 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会での検討

○次世代育成支援行動計画推進協議会での検討

後期計画の策定にあたり、外部委員から構成される「次世代育成支援行動計画推進協議会」（以下、「協議会」）において、計画の方向性や施策体系、目標等についての議論を重ねました。

○分科会・専門部会の設置

施策体系や目標等について具体的な協議を行うため、協議会の下部組織として分科会を設置し、検討を進めました。また、検討項目のうち「社会的養護」、すなわち、家庭における適切な養育が困難な子どもたちを、家庭に代わり乳児院や児童養護施設、里親などが養育する体制と、児童虐待防止対策の充実に向けた検討については、支援体制に係る関係者・機関の専門性が特に高いことから、協議会委員以外の外部委員も含めた専門部会を設置しました。

【第1分科会】 妊娠期～未就学期

【第2分科会】 学齢期～青年期

【専門部会】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会における検討状況

会議名(開催日時)		主な議題
第1回協議会(H21.5.29)		○後期計画の「理念及び基本的視点」について ○分科会の設置及び分科会での検討項目について
第1分科会	第1回(H21.7.9)	○妊娠期～未就学期を取り巻く現状と課題
	第2回(H21.8.20)	○妊娠・出産期～産後の家庭への支援
	第3回(H21.9.11)	○地域における子育て支援サービスの充実
	第4回(H21.9.24)	○保育サービスの充実
第2分科会	第1回(H21.7.3)	○学齢期～青年期を取り巻く現状と課題
	第2回(H21.8.17)	○子ども・青少年の健全育成
	第3回(H21.9.3)	○子ども・青少年育成施策のあり方
	第4回(H21.9.7)	○青少年・若者の自立支援
専門部会	第1回(H21.7.30)	○要保護児童を取り巻く現状と課題
	第2回(H21.8.19)	○児童相談体制(在宅支援)の充実 ○施設や里親による養育支援の充実
	第3回(H21.9.24)	○児童養護施設等の整備量について
合同分科会(H21.10.2)		○第1分科会、第2分科会、専門部会の情報共有 ○後期計画の体系について ○「理念及び基本的視点」について ○「基本目標」について
第1分科会	第5回(H21.11.5)	○「基本施策」「個別施策」について
第2分科会	第5回(H21.10.15)	○「基本施策」「個別施策」について
専門部会	第4回(H21.10.26)	○「基本施策」「個別施策」について
第2回協議会(H21.11.27)		○4つの領域及び10の基本施策について ○後期計画(素案)まとめ

次世代育成支援行動計画推進協議会の構成（分科会別）

H22.5.11 現在

分科会	団 体 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	浦和大学こども学部教授	伊志嶺 美津子	副会長 第1分科会座長
1	よこはま一人子育てフォーラム	奥山 千鶴子	
1	横浜商工会議所 女性会副会長	河原 隆子	
1	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表	小林 千恵子	
1	横浜市医師会常任理事	白井 尚	第1分科会副座長
1	市民公募委員	関山 隆一	
1	横浜私立保育園園長会副会長	菱川 広昭	
1	横浜国立大学	三輪 律江	
1	横浜地域連合 副議長	柳井 健一	
1	神奈川新聞社 編集局整理部デスク	矢野 真里	
1	慶應義塾大学病院 小児科教室専任講師	渡辺 久子	
1	社団法人横浜市幼稚園協会理事	渡邊 英則	
2	財団法人横浜市青少年育成協会 常務理事兼総務企画部長	岩倉 憲男	第2分科会副座長
2	特定非営利活動法人 ユースポート横浜 理事長	岩永 牧人	
2	公益社団法人地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター長	岩室 紳也	
2	(株)K2インターナショナルジャパン 若者自立塾Y-MAC 統括責任者	岩本 真実	
2	市民公募委員	小山 陽子	
2	横浜国立大学教育人間科学部教授	高橋 勝	会長 第2分科会座長
2	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会長	伊達 直利	専門部会座長
2	社団法人横浜青年会議所 副理事長	小林 創	
2	市民公募委員	辻 悠一	
2	障害児を守る連絡協議会	土山 由巳	
2	NPO 法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク	橋本 ミチ子	
2	横浜市青少年指導員連絡協議会 神奈川区会長	八木下 明	
2	横浜市PTA連絡協議会会長	安田 渡	

専門部会の構成（平成21年度）

団 体 ・ 役 職 等	委 員	備 考
横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会長	伊達 直利	座長
南部地域療育センター所長	飯田 美紀	
横浜市愛児会会長	加藤 勝彦	
よこはま一人子育てフォーラム	奥山 千鶴子	協議会委員
横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表	小林 千恵子	協議会委員
子どもの虹情報研修センター研修部長	増沢 高	
弁護士	小畑 淳子	
神奈川県立保健福祉大学 福祉保健学部社会福祉学科教授	新保 幸男	副座長
神奈川県立保健福祉大学 福祉保健学部看護学科准教授	北岡 英子	
青葉区福祉保健センター子ども家庭支援課長	山岡 秀夫	
横浜市西部児童相談所所長	小出 太美夫	

(2) パブリックコメント等の実施

後期計画に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメント等を実施しました。

○実施時期

平成22年2月12日(金)から3月12日(金)まで

○意見募集の方法

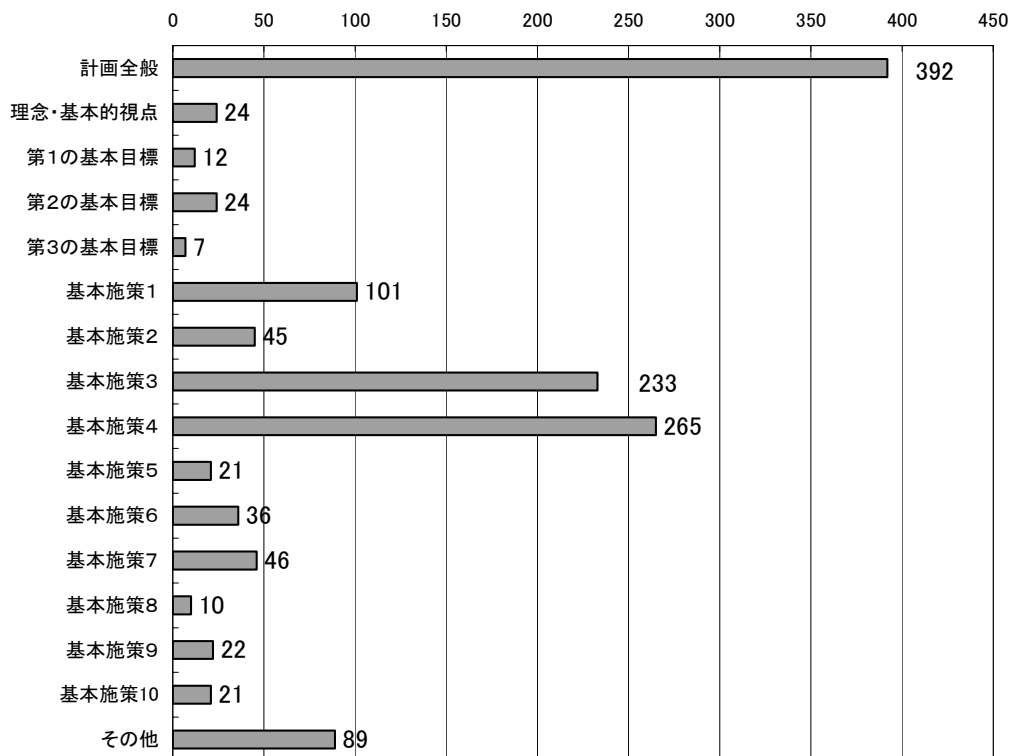
- ・ こども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」に素案本文及びパブリックコメント募集について掲載
- ・ 「理念・基本的視点」「3つの基本目標」「4つの施策分野」「10の基本施策」をまとめた、素案の概要版リーフレットを2万部作成し、区役所や市民利用施設、子ども・子育て関連施設等へ配布【配布場所】
区役所(広報相談係、こども家庭支援課)、図書館、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、青少年活動拠点、青少年相談センター、児童相談所、社会福祉協議会 等
- 【関係機関への情報提供】
保育所、幼稚園、小中高等学校・特別支援学校、民生委員・児童委員、青少年指導員、子育て支援者、こんにちは赤ちゃん訪問員、放課後支援関連施設 等

○集計結果

【実投稿数、延意見数】

実投稿数 774件
延意見数 1,348件

【施策体系別の意見数】



【対応別意見数と割合】

原案に反映したもの 488件 (36.2%)
 今後の参考とするもの 785件 (58.2%)
 原案には反映できず、参考にすることも難しいもの 52件 (3.9%)
 その他 23件 (1.7%)
 <合計> 1,348件

「次世代育成支援行動計画」後期計画に関する
パブリックコメント等の集計状況について

実施時期：平成22年2月12日（金）から3月12日（金）まで

募集方法：概要版リーフレット2万部の配布及びホームページへの素案、概要版リーフレットの掲載

1 集計結果

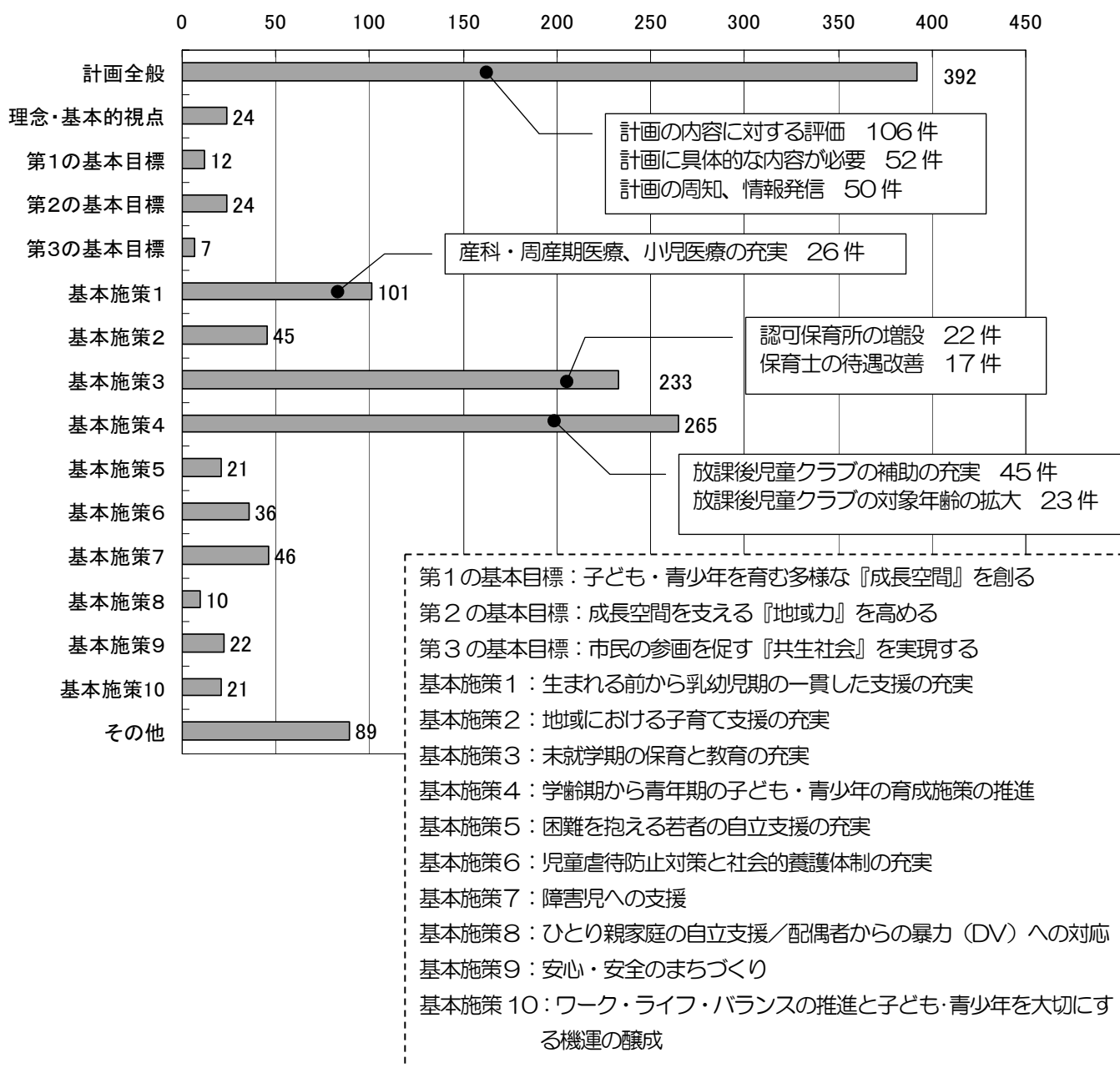
- (1) 投稿数 774件
- (2) 意見数 1,348件

2 投稿手段

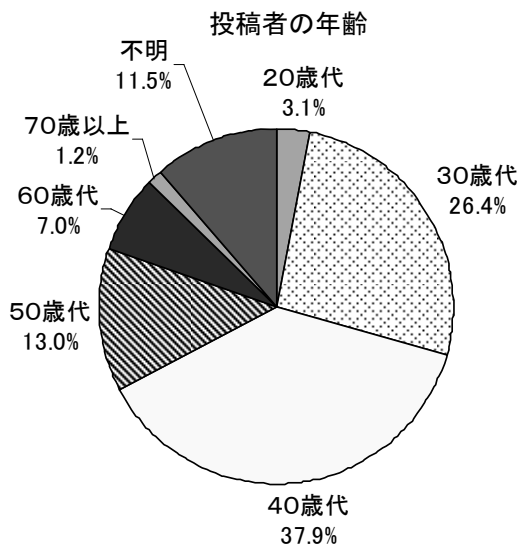
- はがき 85件（11.0%）
- 電子メール 156件（20.2%）
- FAX 533件（68.9%）

3 施策体系別意見の件数

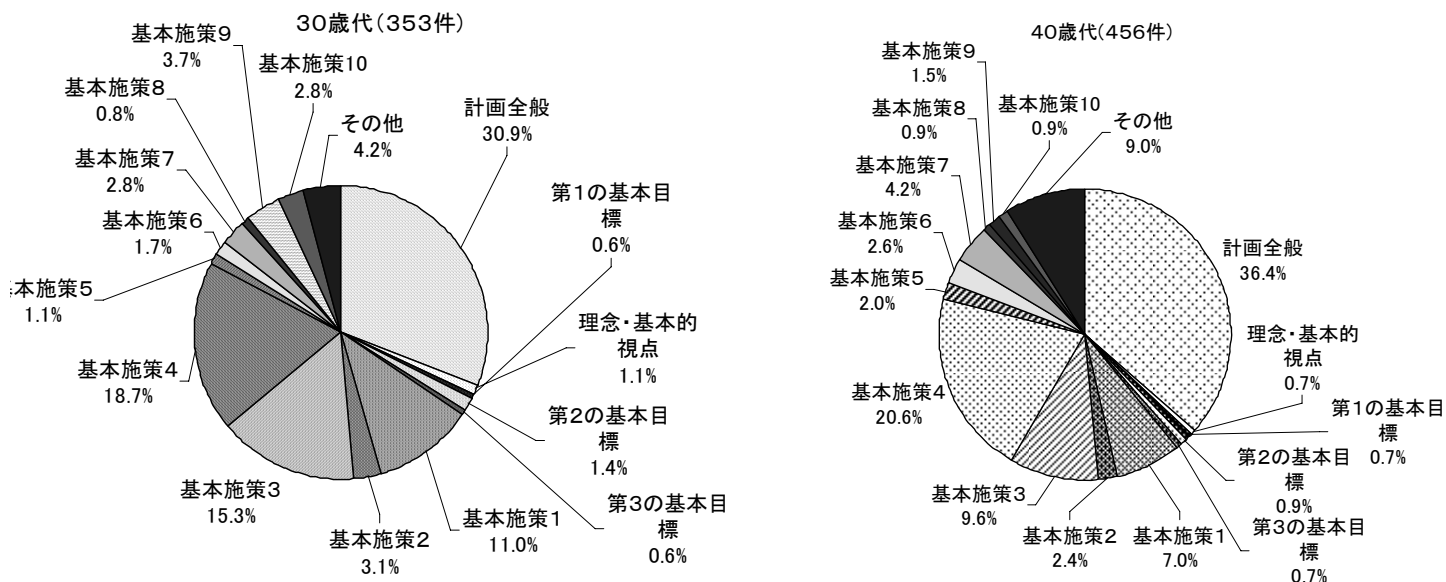
施策体系別意見件数（総意見数1348件）



4 投稿者の年齢



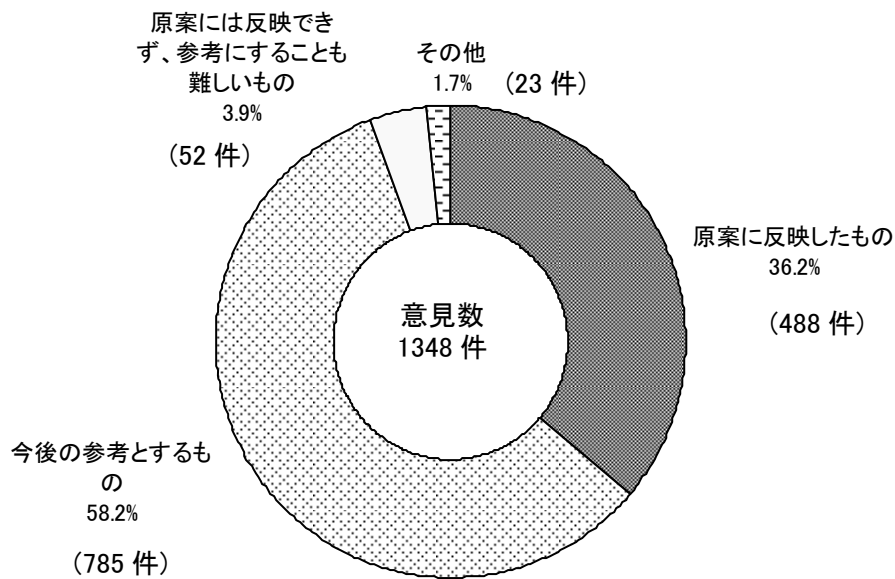
5 年齢別の投稿状況



第1の基本目標：子ども・青少年を育む多様な『成長空間』を創る
 第2の基本目標：成長空間を支える『地域力』を高める
 第3の基本目標：市民の参画を促す『共生社会』を実現する
 基本施策1：生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実
 基本施策2：地域における子育て支援の充実
 基本施策3：未就学期の保育と教育の充実
 基本施策4：学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
 基本施策5：困難を抱える若者の自立支援の充実
 基本施策6：児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 基本施策7：障害児への支援
 基本施策8：ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応
 基本施策9：安心・安全のまちづくり
 基本施策10：ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす
 る機運の醸成

6 意見への対応

対応別意見数

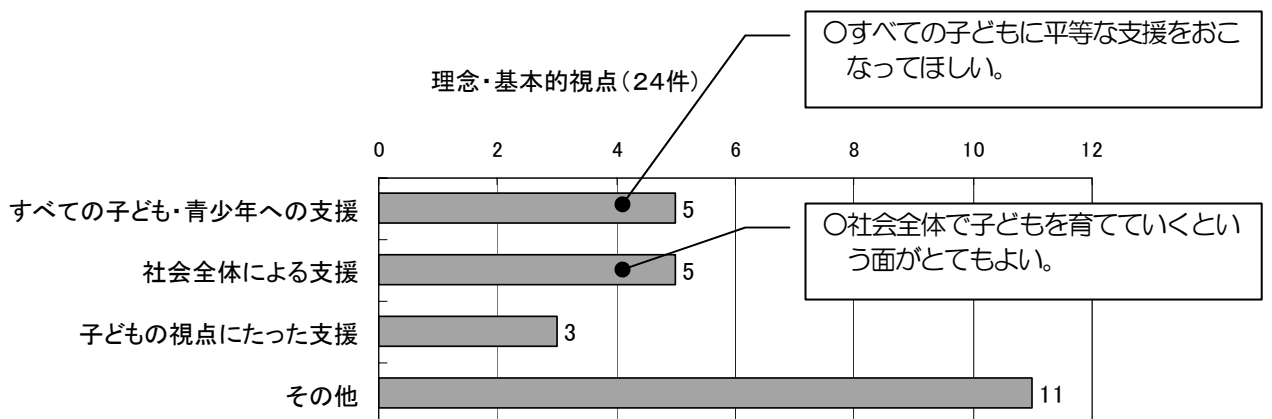
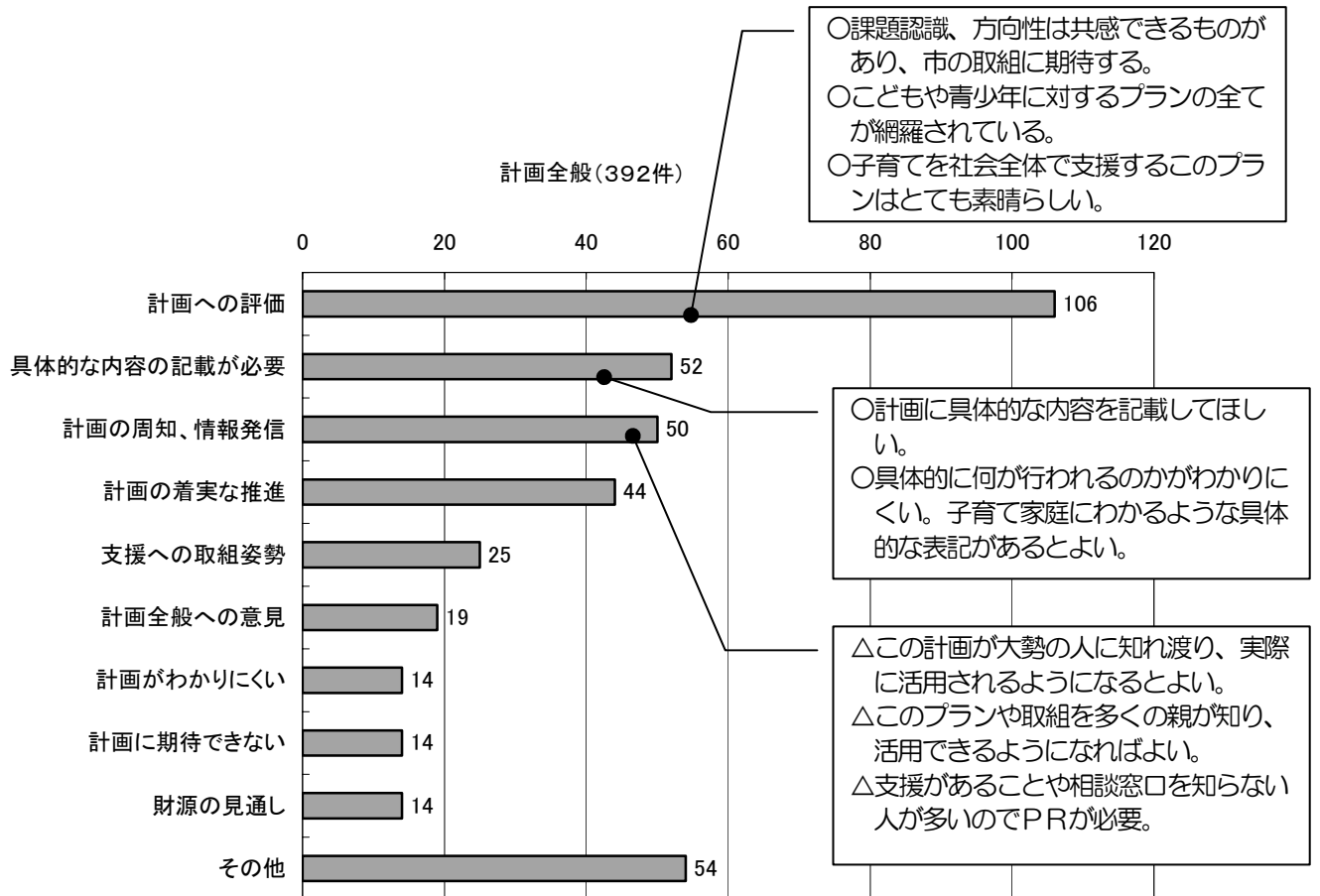


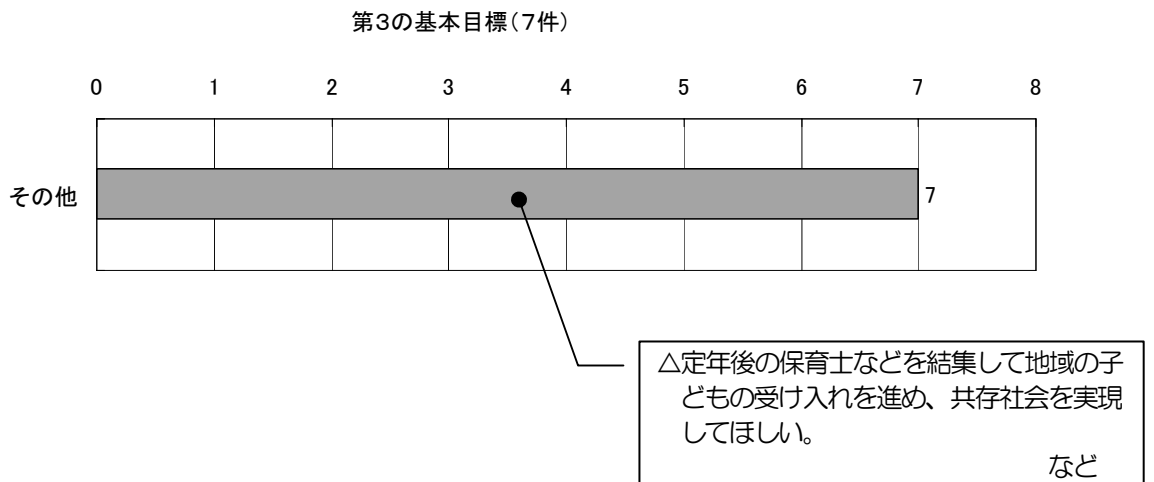
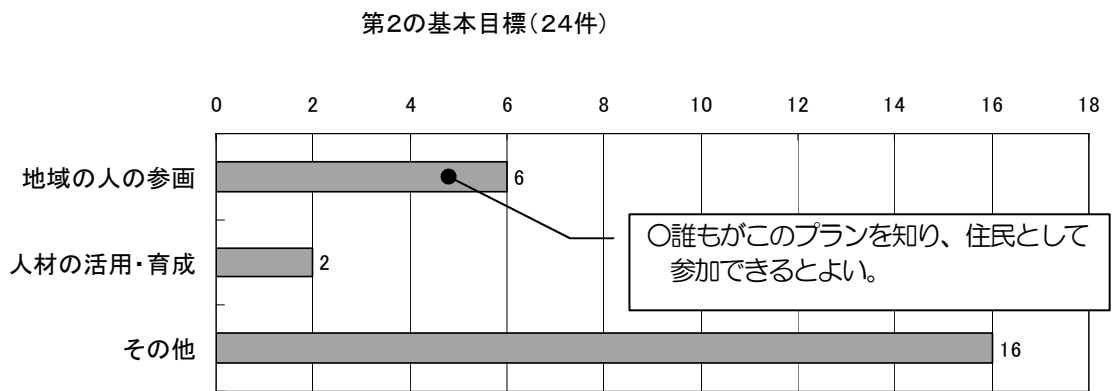
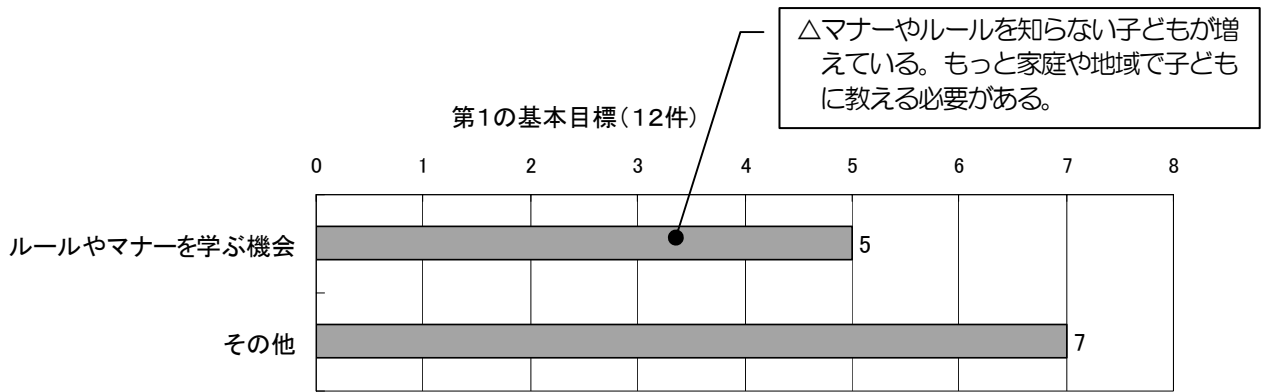
	原案に反映したものの	今後の参考とするもの	原案には反映できず、参考にするのも難しいもの	その他	計
計画全般	249	143	0	0	392
理念・基本的視点	18	6	0	0	24
第1の基本目標	2	10	0	0	12
第2の基本目標	12	12	0	0	24
第3の基本目標	0	7	0	0	7
基本施策1	48	52	0	1	101
基本施策2	22	21	0	2	45
基本施策3	60	155	17	1	233
基本施策4	26	198	35	6	265
基本施策5	1	18	0	2	21
基本施策6	21	12	0	3	36
基本施策7	8	34	0	4	46
基本施策8	3	7	0	0	10
基本施策9	5	15	0	2	22
基本施策10	13	8	0	0	21
その他	0	87	0	2	89
計	488	785	52	23	1348

7 施策体系別意見の状況

【凡例】

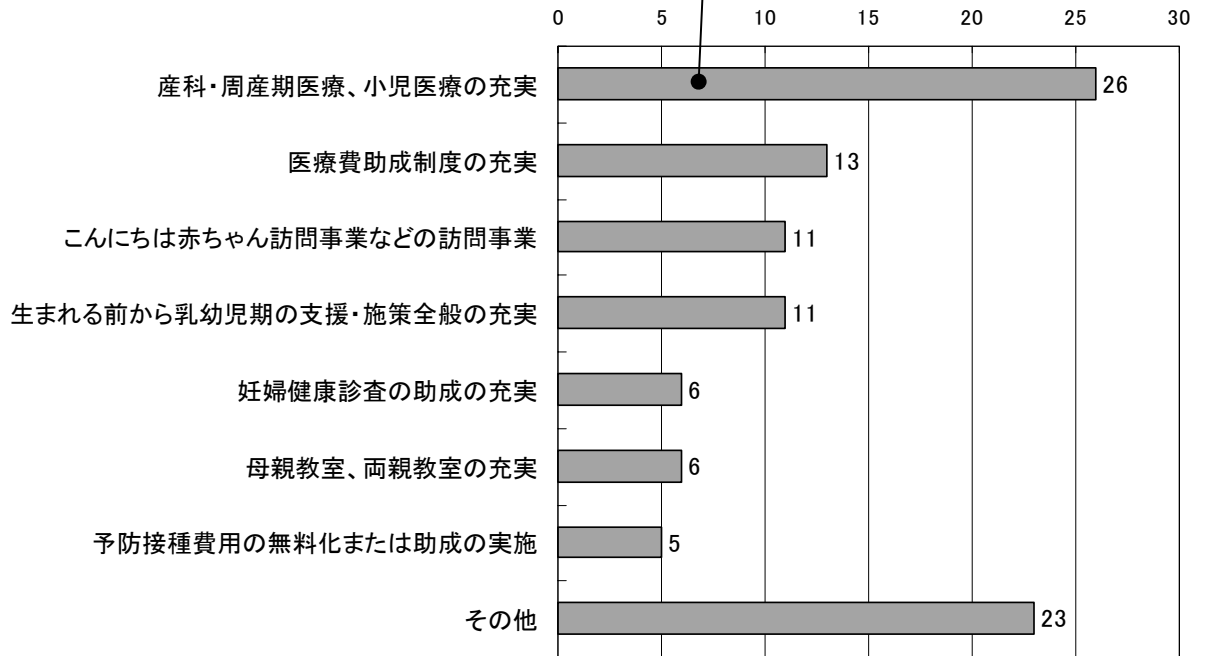
- ・・・原案に反映したもの
- △・・・今後の参考とするもの
- ・・・原案には反映できず、参考にすることも難しいもの





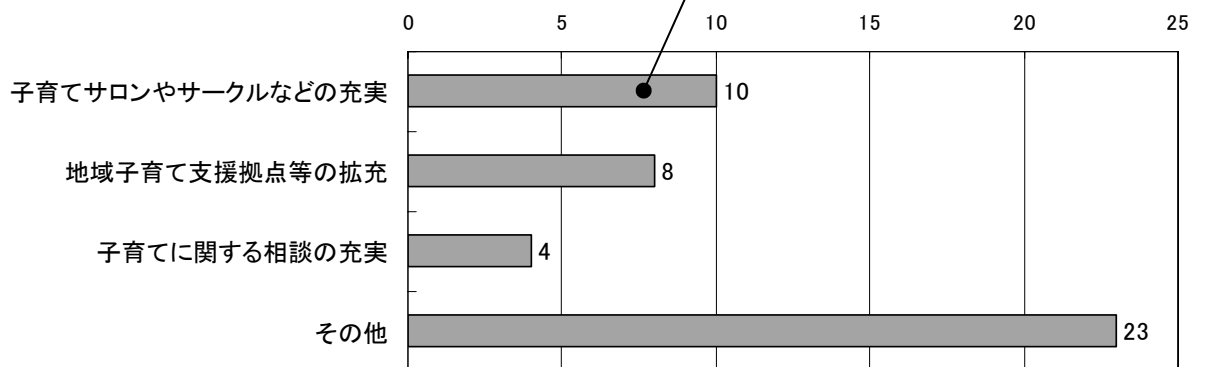
○安心して出産できるように、産科・周産期医療の充実に入力してほしい。
 ○産科・小児科の減少に対応してほしい。
 ○出産できる医療機関の充実が急務。
 ○休日・夜間の子どもの急病への対策が必要。

基本施策1(101件)

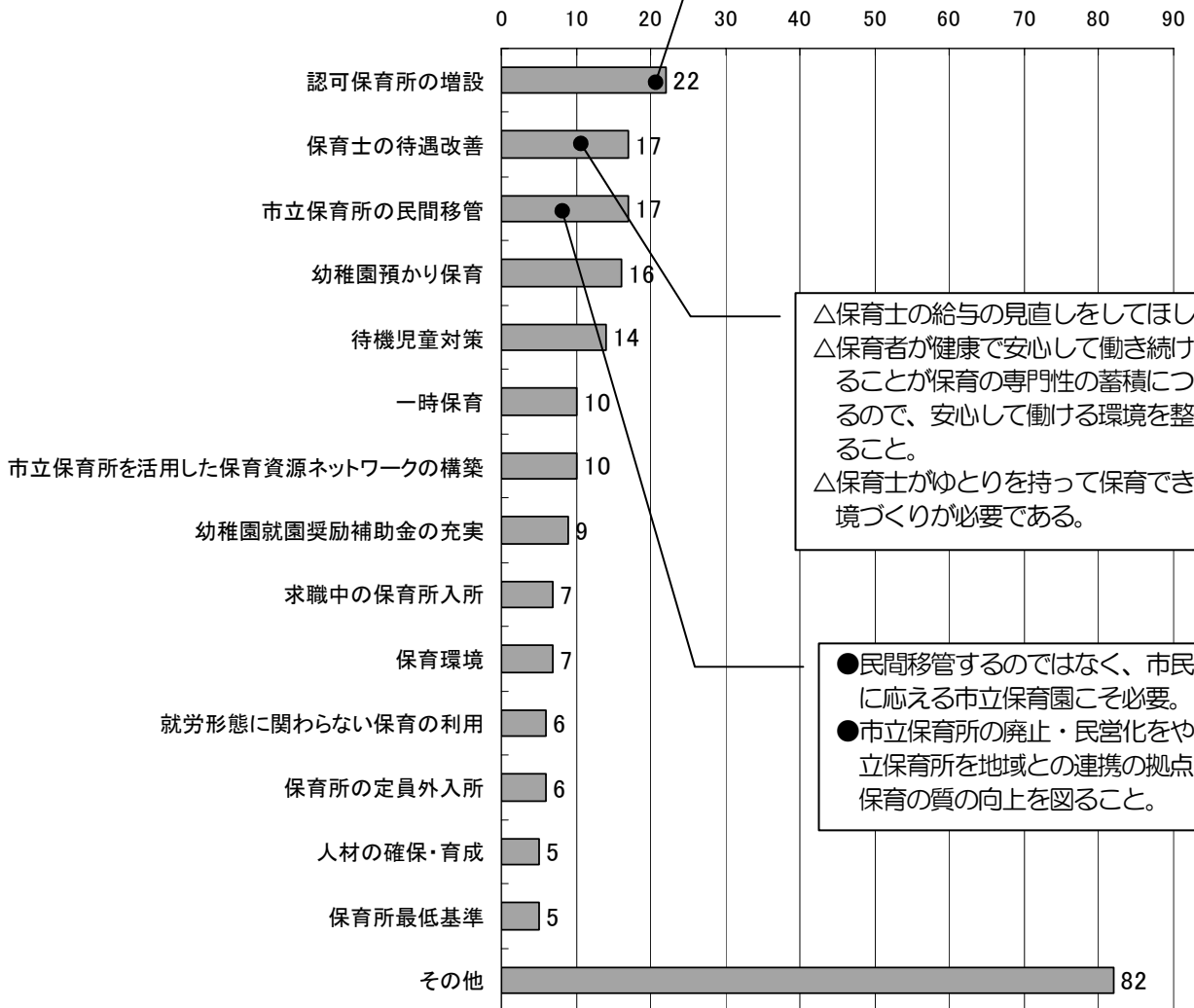


○子育てサロンを増やしてほしい。
 ○育児サークルなど子育ての知識を得られる場を増やしてほしい。

基本施策2(45件)



基本施策3(233件)



○認可保育所を増設してほしい。
 ○安心して預けられ、施設条件に格差を生じないように保育所の増設を望む。
 ○待機児の解消について、認可保育所整備中心とした施策を進めてほしい。
 ○今ある保育所の定員を増やすのではなく、保育所の増設を進めるべき。

△保育士の給与の見直しをしてほしい。
 △保育者が健康で安心して働き続けられることが保育の専門性の蓄積につながるため、安心して働ける環境を整備すること。
 △保育士がゆとりを持って保育できる環境づくりが必要である。

●民間移管するのではなく、市民の要求に応える市立保育園こそ必要。
 ●市立保育所の廃止・民営化をやめ、公立保育所を地域との連携の拠点とし、保育の質の向上を図ること。

